

第三期岐阜県地域福祉支援計画

平成26年3月

岐阜県

目次

第1章	計画の趣旨	1
(1)	計画の性格	1
(2)	計画の期間	1
(3)	他の福祉関係計画との関係	2
(4)	計画の構成	3
第2章	地域福祉をとりまく状況	4
(1)	福祉をとりまく情勢	4
(2)	地域福祉の推進について	10
(3)	制度外サービスの提供状況	15
第3章	計画の理念と施策体系	16
(1)	理念	16
(2)	施策体系	17
第4章	施策の内容	18
(1)	支え合いの地域力を高める「地域づくり」	18
①	市町村地域福祉計画の実践支援	
②	地域での支え合い活動の発展支援	
(2)	地域福祉を担う「人づくり」	27
①	支え合う「福祉」の意識の啓発	
②	地域での支え合いを担う人材の育成	
③	福祉を担う人材の確保・資質の向上	
(3)	地域福祉サービスの「基盤づくり」	44
①	福祉サービスの質の向上支援	
②	専門相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備	
③	福祉サービス利用者の権利・利益の保護	
第5章	計画の推進	56
第6章	地域での支え合い活動事例集	58
	参考資料	90

第1章

計画の趣旨

(1) 計画の性格

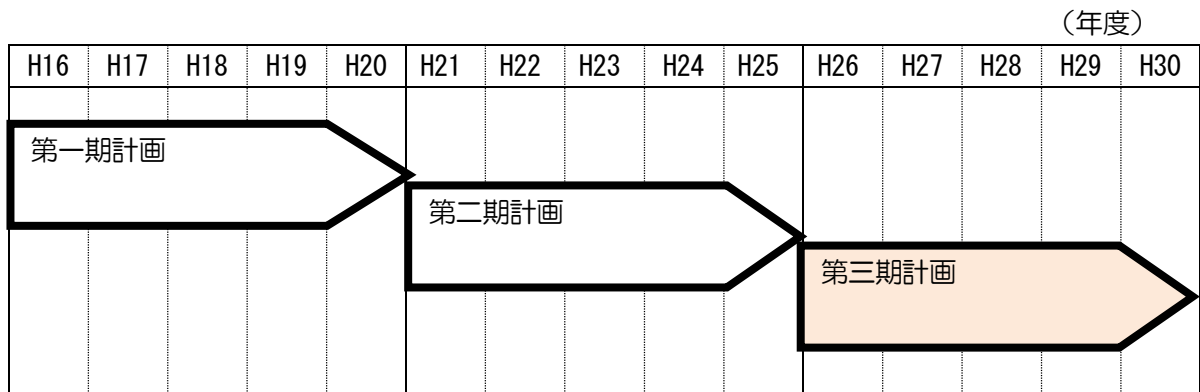
本計画は、県が社会福祉を目的とする事業を進めるにあたり、地域福祉の推進について、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、平成21年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」は、平成26年3月末に計画期間が満了するため、その第三期計画として、福祉現場の声を踏まえて各施策を総点検のうえ策定するものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、市町村が策定する市町村地域福祉計画の内容、他の福祉関係計画の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。



(3) 他の福祉関係計画との関係

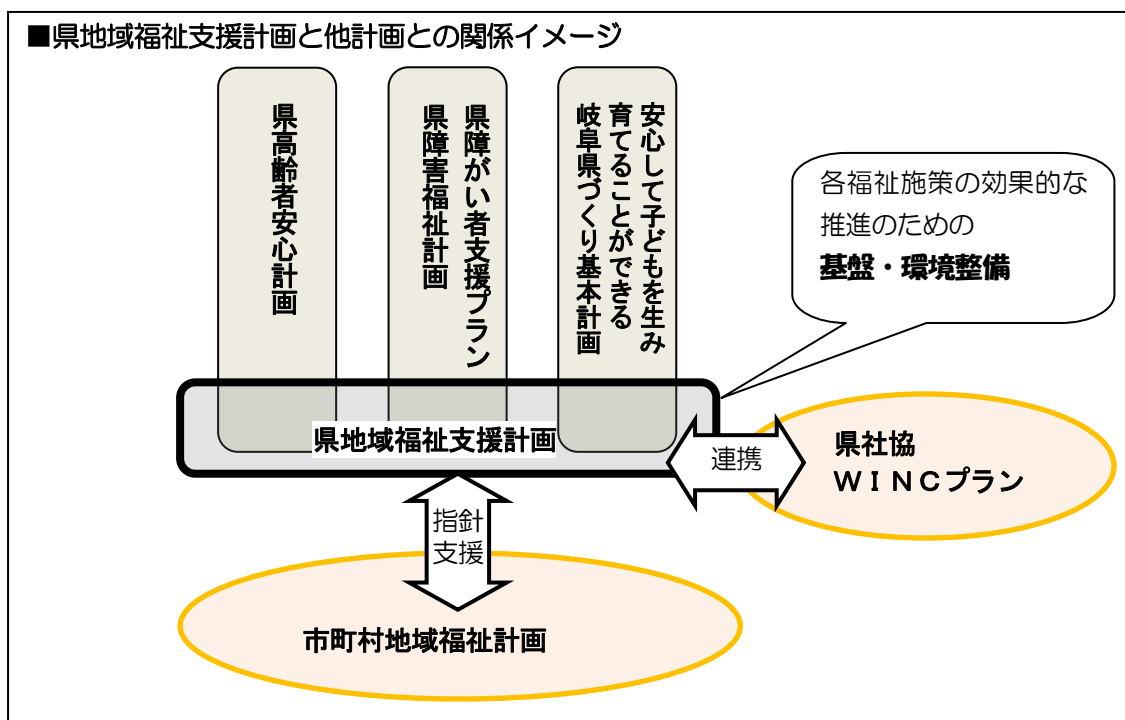
本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者支援プラン」、「岐阜県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」など他の福祉関係計画による各施策の効果的な推進のための基盤・環境整備を担うものです。

また、他の福祉関係計画に規定された施策のうち、「地域」との視点から共通する施策を連結・体系化するとともに、計画相互の隙間を埋める役割を担います。社会福祉法第108条に定める本計画と、県がすでに策定している他の法定計画の対象分野が重なる場合については、その既定の全部または一部をもって支援計画の一部とみなすこととしています。

なお、「岐阜県地域防災計画」とは、一部内容を共有するなど相互に密接な連携を図りながら、災害時の要援護者支援対策を推進する関係にあります。

県以外が策定する計画との関係としては、市町村が市町村地域福祉計画を策定・改定するうえでの指針としての性格を持っています。

県社会福祉協議会が策定する「WINCプラン」(注)とは、相互に密接な連携を図りながら本県地域福祉を推進する関係にあります。



(注) 平成24年3月策定。「ともに生き、ともに支える安心なまち」を基本目標に、住民参加による地域福祉活動の推進など5つの基本的な方向(役割)のもと、平成24年度から28年度までの5年間で取り組む県社協の事業と目指すべき組織・経営について定めた計画

(4) 計画の構成

社会福祉法第108条と国策定指針で計画に盛り込むべきとされた項目(17ページ参照)をもとに、第2章では、本県地域福祉の推進にあたっての課題を整理しました。第3章では、本計画の理念を設定し、理念の実現に向けて3つの基本施策、8つの施策を掲げています。なお、この8つの施策は社会福祉法及び国策定指針で盛り込むべきとされた項目とも整合するものとなっています。第4章では、8つの施策をさらに細事業・事業に分け、細事業・事業ごとに現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針を記載しています。第5章では、本計画の推進について記載し、第6章では、地域での支え合い活動事例を紹介しています。

■社会福祉法第108条

「都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

■国策定指針

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(1人ひとりの地域住民への訴え) 平成14年1月28日付け 社会保障審議会福祉部会」

★本計画では、次のとおり略称で表記します。

- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員→「民生委員」
- ・社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会→「県社会福祉協議会」又は「県社協」
- ・社会福祉法人〇〇市町村社会福祉協議会→「市町村社会福祉協議会」又は「市町村社協」
- ・市町村・地区社会福祉協議会又は支部社会福祉協議会→「地区社協」
- ・社会福祉法人岐阜県福祉事業団→「県福祉事業団」
- ・社会福祉法人岐阜県共同募金会→「県共同募金会」
- ・平成14年1月28日付け社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」→「国策定指針」

★本計画では、次のとおり略称で表記することがあります。

- ・岐阜県地域福祉支援計画→「県計画」
- ・岐阜県ボランティア・市民活動支援センター →「県ボランティアセンター」
- ・市町村地域福祉計画→「市町村計画」

★地域での支え合い活動(団体)について

- ・地域住民が互いに支え合い、助け合いながら地域課題を把握し、その解決をめざす活動(団体)を、本計画では「地域での支え合い活動(団体)」と表現します。

★第4章での具体的施策の実施主体の表記について

- ・県による取組を「○」、県以外による取組を「●」で表記しています。

第2章

地域福祉をとりまく状況

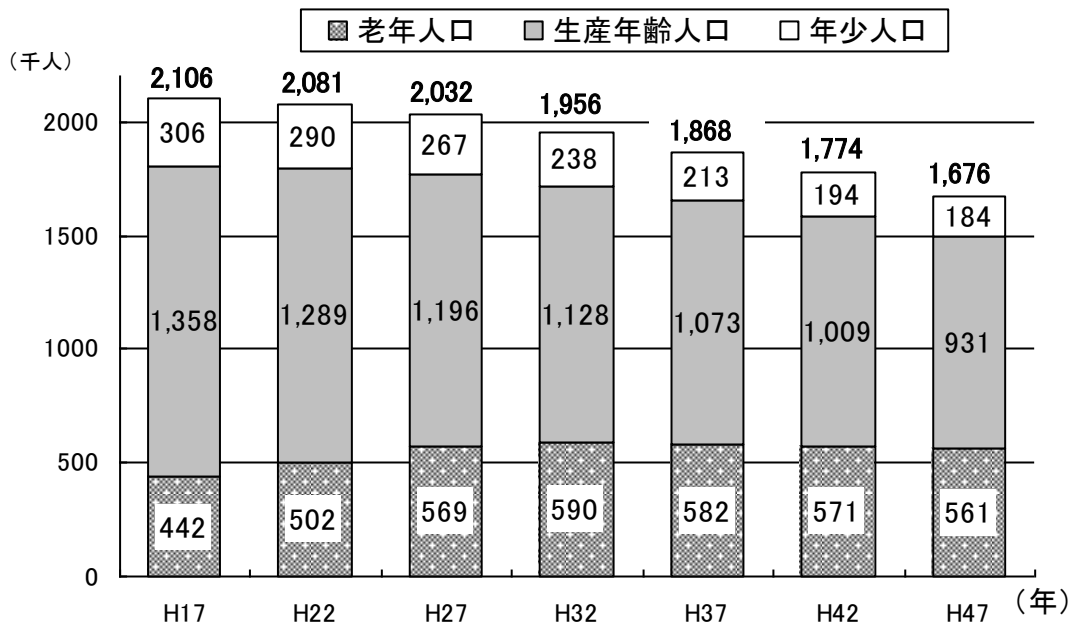
(1) 福祉をとりまく情勢

① 人口減少・高齢化の進行

本県の人口は、平成17年に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、平成47年には現在の約206万人よりも約38万人少ない約168万人へと減少する見込みです。特に生産年齢人口及び年少人口が急激に減少していくと見込まれます。

人口の減少が続く一方で、65歳以上の人口は平成32年まで増加し、その後は、ほぼ横ばいで推移すると考えられます。

資料1 岐阜県の人口推移



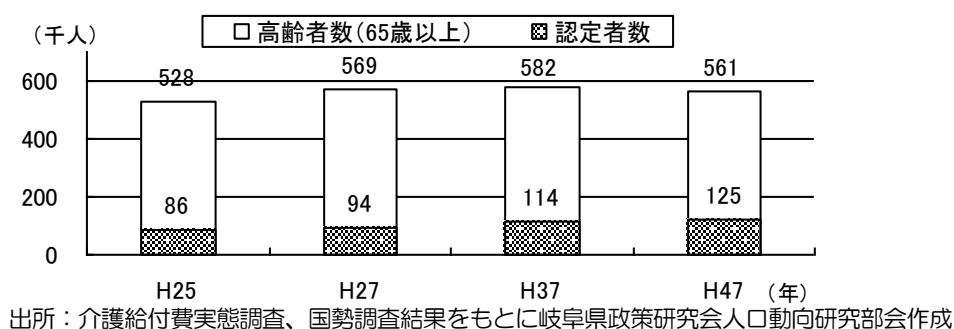
出所：国勢調査をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

② 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

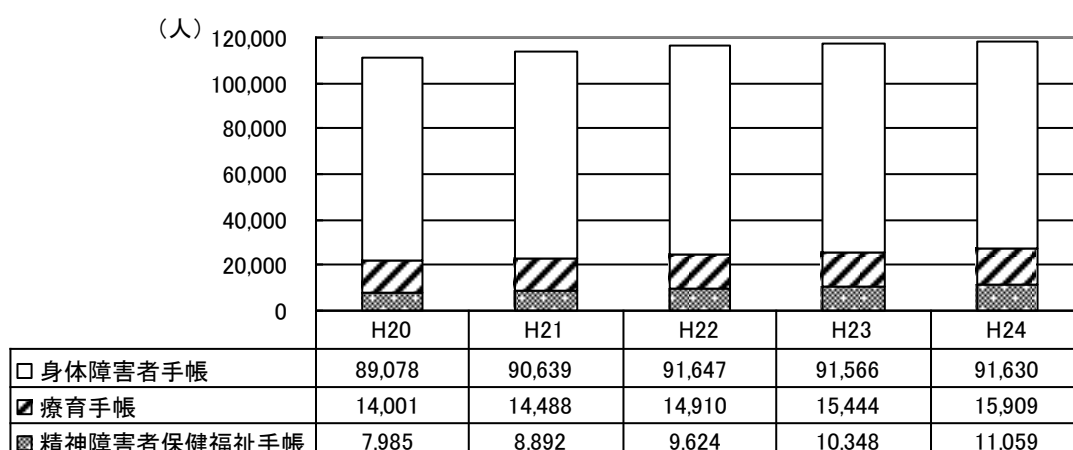
高齢化の進展にともなって、介護を要する高齢者の数は増加を続け、平成25年の約8万6千人から、平成47年には、おおよそ1.5倍の約12万5千人に及びとも推計されます。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数とともに、発達障がい者として支援が必要とされる方の数も年々増加しています。

資料2 岐阜県の高齢者数・要介護（要支援）者認定者数の将来推計



資料3 岐阜県の障がい分野各手帳所持者数



③ 各分野における制度改正

(ア) 高齢福祉分野

平成12年に介護保険法が施行され、介護保険事業者から提供される様々な介護サービスを利用者が選択できる仕組みがつけられました。制度の定着にともない、高齢者介護サービス提供量は飛躍的に増加し、介護保険の総費用も急激に増加しました。

このような状況のもと、平成24年の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを要介護者などへ一

的に提供すること)を推進することや1日に短時間のケアを複数回実施する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び従来の訪問介護に新たに「身体介護20分未満」のサービスなどが追加され、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができる体制づくりの充実が図られました。

■介護保険サービスの概要	
<p>施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(30人以上) ・介護老人保健施設 ・介護療養施設 	<p>居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス など
<p>地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(29人以下) ・認知症グループホーム ・小規模多機能型居宅介護 	<p>★H24改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの推進 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 ○身体介護20分未満サービスなどの追加

(イ) 障がい福祉分野

2000年代に入って、それまで遅れているといわれていた障がい福祉分野の改革が進められ、行政による「措置」から、利用者自らの「選択・契約」によりサービスを利用する支援費制度へと移行し、平成18年には「障害者自立支援法」が施行されました。

さらに、障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成25年4月から施行され、地域社会における共生の実現に向けて障がい者の日常生活、社会生活を総合的に支援することとされました。

また、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」が公布、平成28年4月施行となります。これにより、障がい者に対する障がいを理由とした「差別的取り扱い、合理的配慮の不提供の禁止」について具体化され、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施していくこととされています。

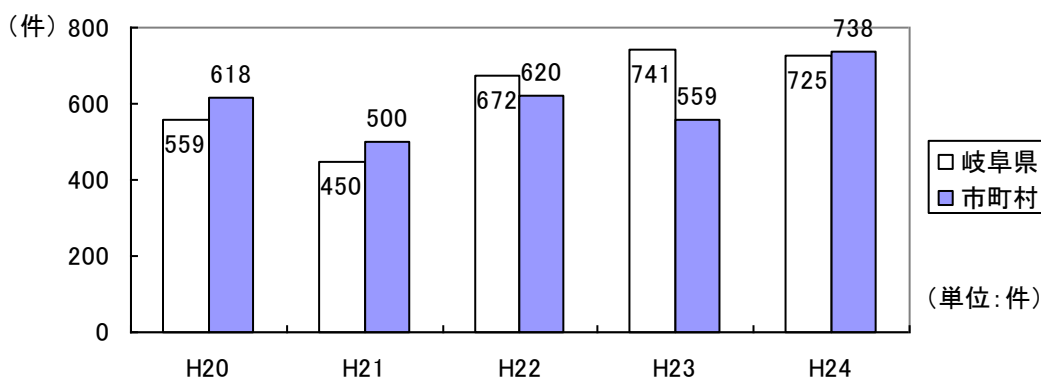
(ウ) 児童福祉分野

平成16年の児童福祉法改正により、住民に身近な市町村が、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭への援助を行っています。また、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制を強化するため、関係機関が連携を図り児童虐待などへの対応を行う要保護児童対策地域協議会の設置が進められ、県内の全ての市町村

に設置されました。専門的機能を担う子ども相談センターでは、立ち入り調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の役割を担いながら、市町村への技術的援助などの連携をしており、地域における児童相談体制の充実を図っています。

また、今後の社会的養護の在り方として、社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることが求められます。このため、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームの拡充を柱とした家庭的養護の推進を検討します。

資料4 岐阜県における児童虐待の状況



出所：県まとめ

(工) 医療分野

急速な少子高齢化や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が変化していく中、医療保険制度を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、医療に要する費用の抑制に努める必要があります。

平成25年3月に策定した「第6期岐阜県保健医療計画」においては、従来の4疾病5事業に「精神疾患」と「在宅医療」が新たに加えられ、地域で安心して医療サービスを受けるための体制の構築が進められています。

また、国においては、医療機能の分化・連携の推進をはじめとした医療法等の改正が行われます。具体的には、病床機能報告制度の創設や各都道府県における地域医療ビジョンの策定などを主な内容として、良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築していくこととしています。

在宅療養支援診療所の状況

(単位：か所、床)

	在宅療養支援診療所数		在宅療養支援診療所の病床数		機能強化型在宅療養支援診療所数
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	
岐阜県	197	9.5	469	22.5	49
全国	13,111	10.2	32,432	25.1	

出所：診療報酬施設基準(平成24年1月、機能強化型在宅療養支援診療所数は平成24年10月)
人口10万対の計算に際しては国勢調査(平成22年)の人口を使用

④ その他の地域社会をとりまく状況

現在の福祉課題（生活課題）として、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、家庭内での高齢者虐待やDV、いじめなど、様々な問題が顕在化し、社会問題となっています。

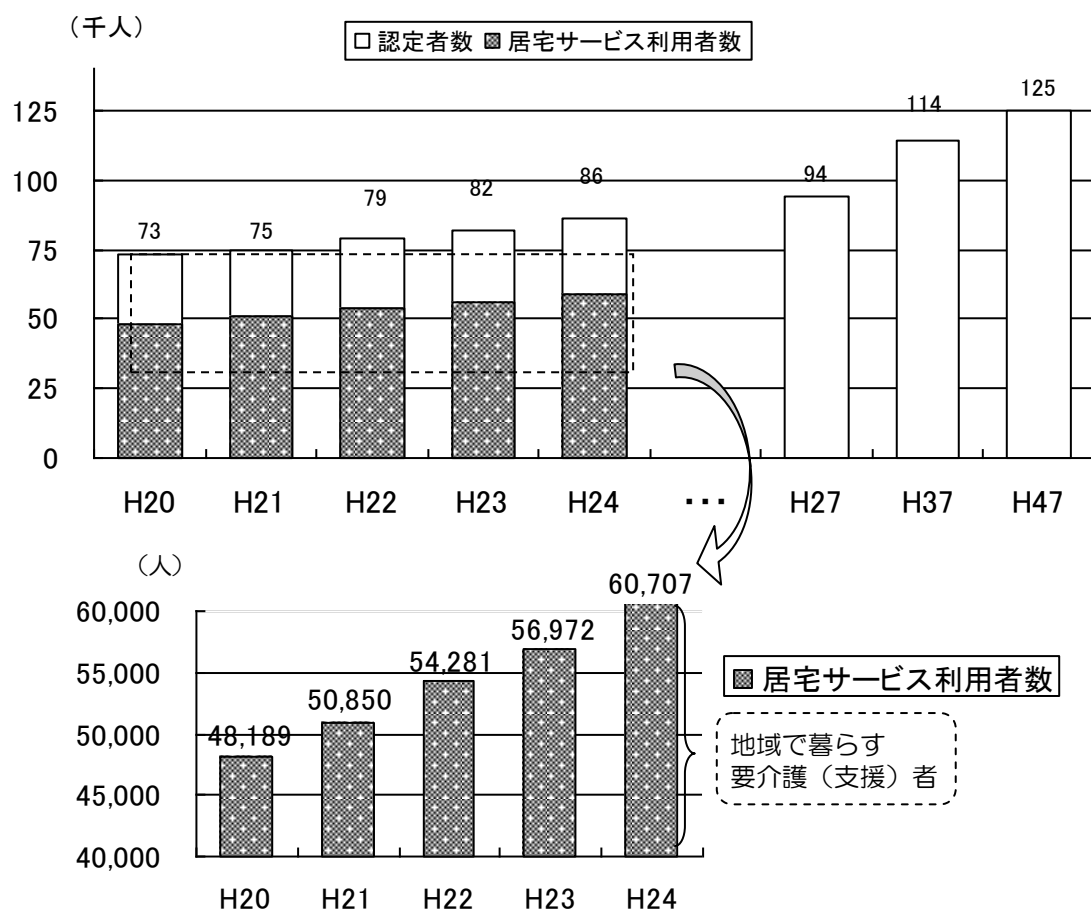
中でも貧困の問題については、高齢化の進展に加え、経済や雇用情勢の低迷により生活が不安定になり困窮する人々が急増していることから、生活困窮者自立支援法（平成25年12月成立）が施行となる、平成27年4月より、各種支援等を実施していくこととされています。

⑤ 今後の動向

高齢者などの増加と、各分野における制度改革によって、地域で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者が増加します。

また、少子化対策、医療、介護、年金の4分野については、制度改革を進めるために政府が設置した社会保障制度改革国民会議における審議結果を踏まえ、制度改革の内容やスケジュールを定めたプログラム法（平成25年12月成立）により、今後必要な法改正が進められることになっています。

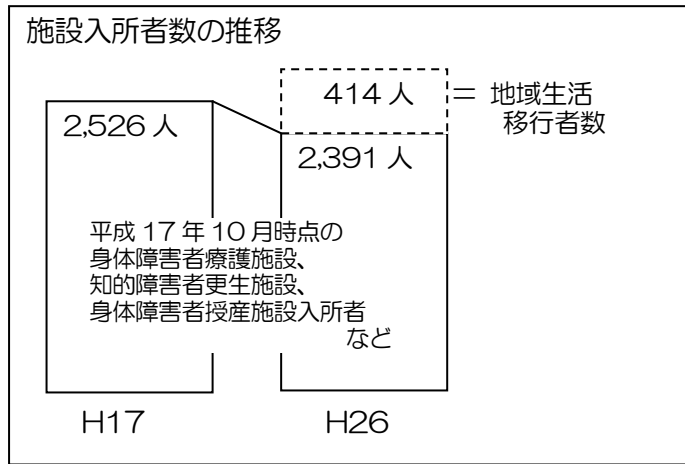
資料5 岐阜県の要介護（要支援）認定者数・居宅サービス利用者数の推移と推計



資料6 岐阜県の障がい者サービスの将来見込み（目標値）

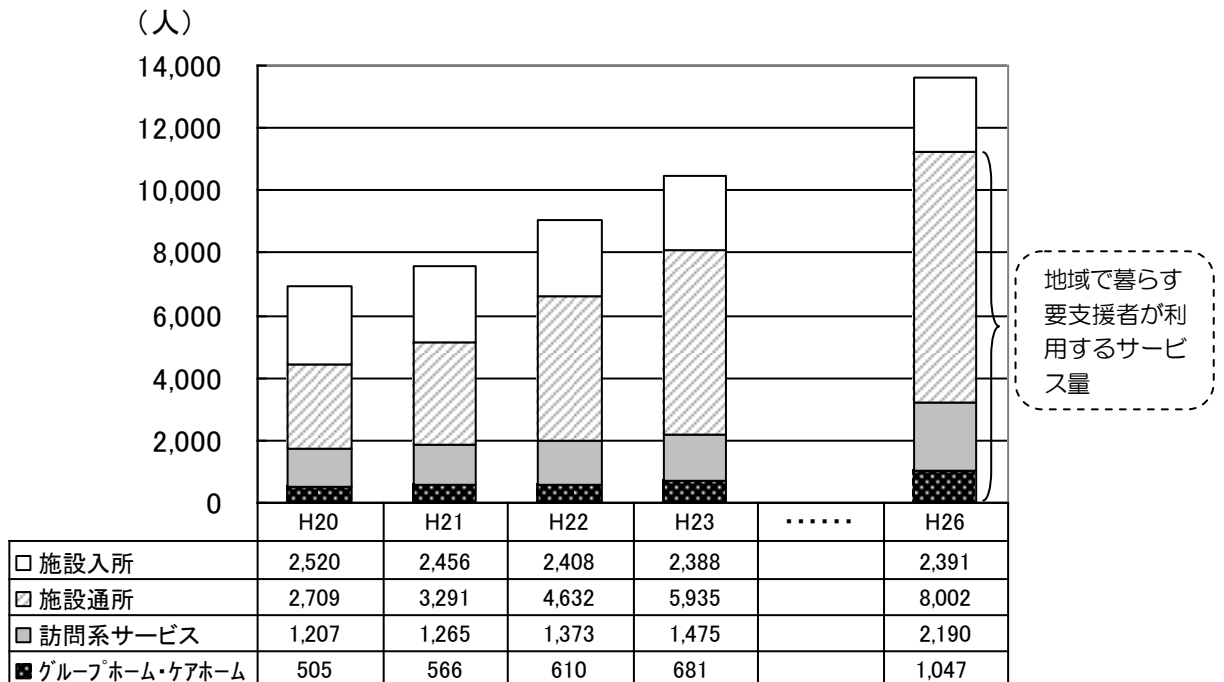
	現 状	将来見込(H26)	備 考
障がい福祉施設入所者	2,526 人(H17)	2,391 人	減少分はグループホーム・ケアホーム、一般住宅等、地域生活へ移行
グループホーム・ケアホーム利用者	400 人(H18)	1,047 人	
訪問系サービス利用者	1,098 人(H18)	2,190 人	
1 年未満入院者の平均退院率	74%(H20)	76%(H26)	

(注) 国の指針に基づき定められた岐阜県障害福祉計画において、障がい者の施設入所から地域生活への移行に関する目標値及び1年未満入院者の平均退院率に関する目標値を設定している。なお、第3期岐阜県障害福祉計画の終期は平成26年度であり、平成26年度の目標値が設定されている。



出所：岐阜県障害福祉計画

資料7 岐阜県の障がい者サービスの推計



(注) 施設入所は施設定員数の目標値
出所：岐阜県障害福祉計画、県まとめ

(2) 地域福祉の推進について

① 地域福祉の推進とは

平成 12 年 6 月に従来の「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、新たな基本理念として、『地域福祉の推進』（第 4 条）が掲げられました。

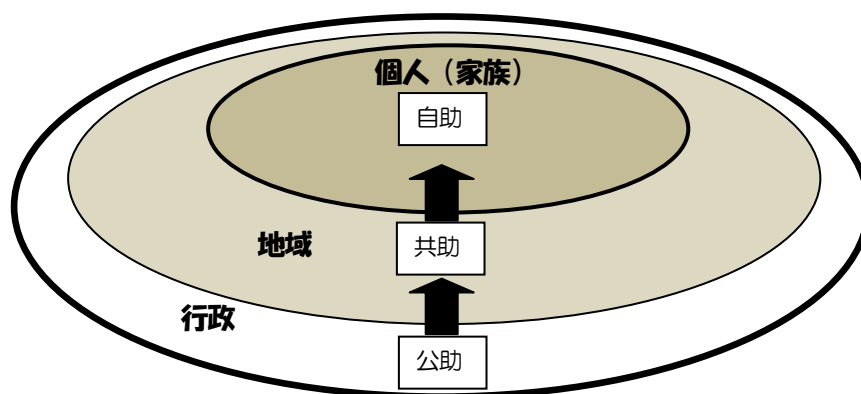
ここでは、社会福祉事業者と社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）に加え、地域福祉の推進の担い手として“地域住民”が明記されました。

■社会福祉法第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域で暮らす要支援者に対し、個人や家族による『自助』のほか、地域での住民相互の支え合いによる『共助』、行政による支援『公助』が、各々の役割や特性を活かしながら、包括的かつ継続的に提供される必要があります。

地域の中での『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援

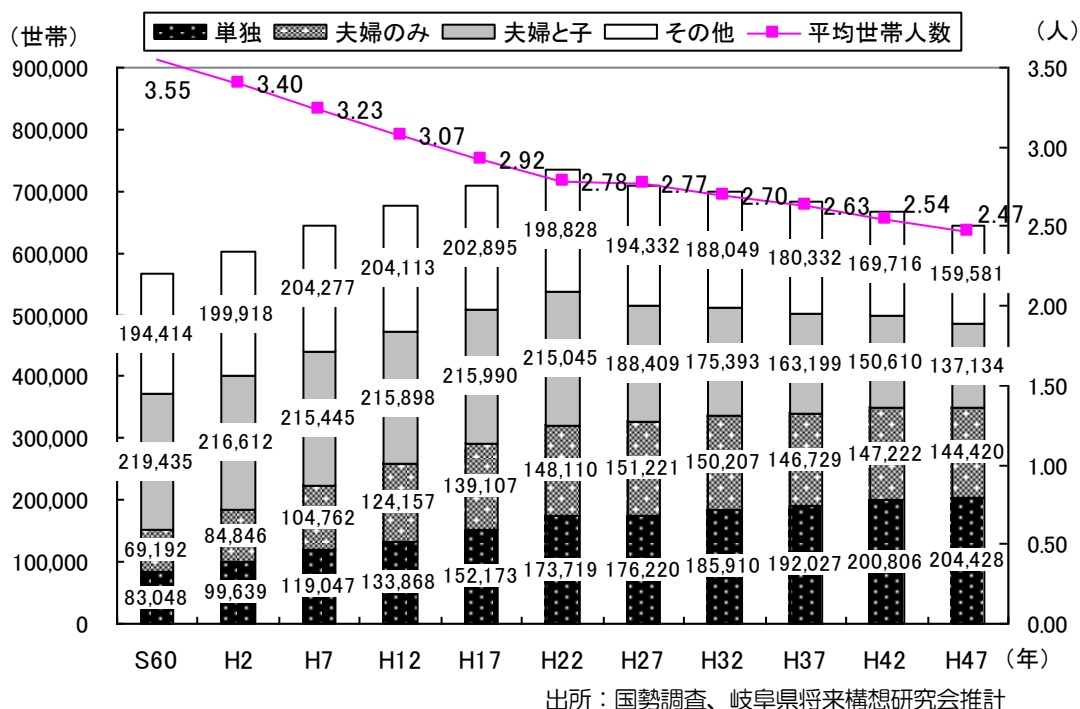


② 家族構成の変化 ～家族による扶助機能『自助』の弱体化

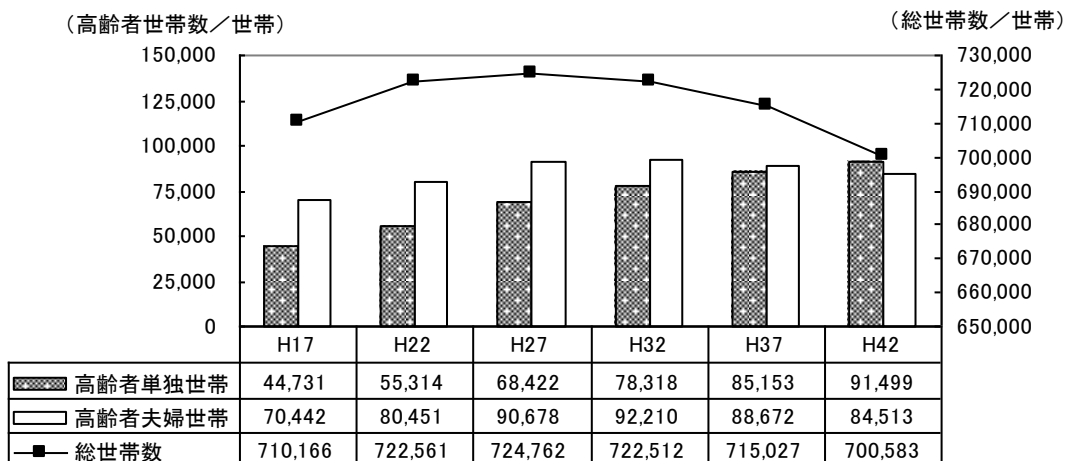
少子高齢化、核家族化などの進展により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者ひとり暮らし（高齢者単独）世帯が増加しています。

これは、かつてのような、三世代が同居し若い世代によって高齢者が支えられていた状況が減少していることを意味し、家族による扶助機能「自助」の低下・弱体化を示すものです。

資料 8 岐阜県内の世帯数の推移（家族類型別）



資料 9 岐阜県内の高齢者世帯数の推移

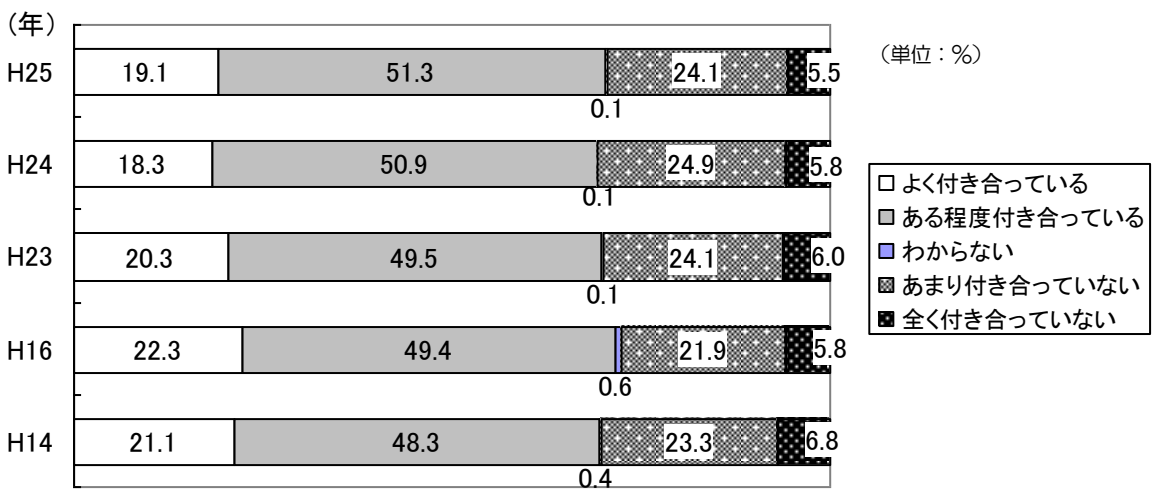


③ 地域のつながりの希薄化

経済・社会環境の変化とともに、地域のつながり、いわゆる“ご近所づきあい”が希薄化してきています。

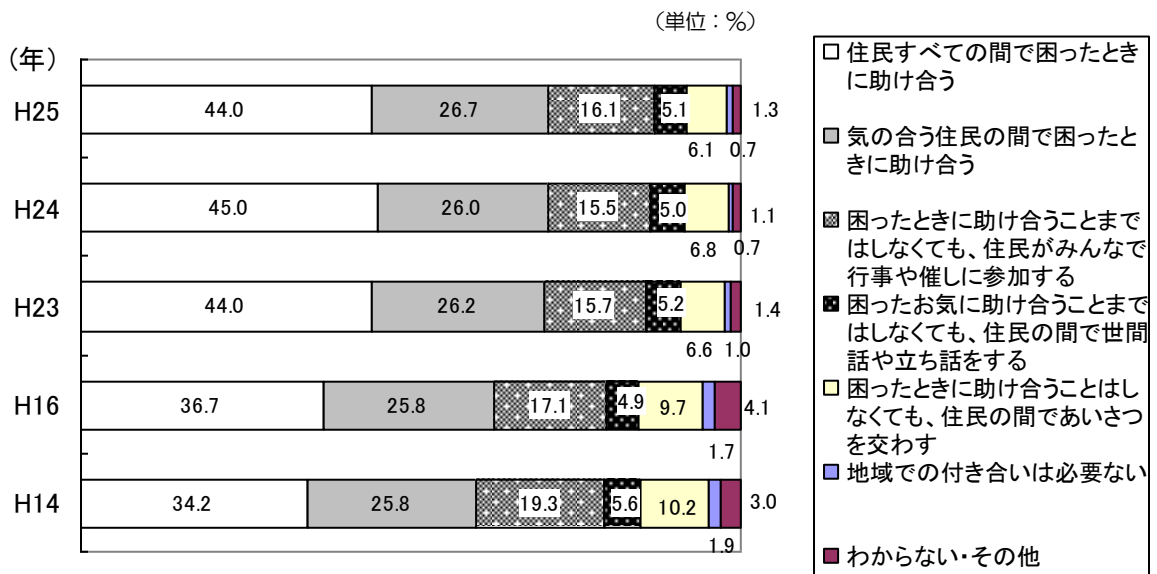
一方、内閣府による地域での付き合いに関する意識調査結果を見ると、「住民すべての間で困ったときに助け合う」のが望ましいと回答する人の割合が増えています。地域への関心が、以前に比べ低くなっているというわけではないと考えられます。

資料 10 現在の地域での付き合いの程度（全国）



出所：内閣府『社会意識に関する世論調査』、2013年

資料 11 望ましい地域での付き合いの程度（全国）



出所：内閣府『社会意識に関する世論調査』、2013年

④ 『公助』 厳しい財政環境

本県の財政は、全国の多くの都道府県と同様に、県税、地方交付税などの財源の増額確保が見込めず、今後ますます厳しくなっています。

高齢化の進展により、介護保険関係経費や老人医療費助成費などの社会保障関係経費は、増加するものと見込まれます。

⑤ 地域の福祉課題の多様化・複雑化

ひとり暮らし高齢者の増加（「自助」の弱体化）、地域のつながりの希薄化（「共助」の衰退）により、地域の要支援者が抱える福祉課題（生活課題）は一層増加するとともに、その課題が多様化・複雑化することが懸念されます。

■新たに発生するとともに、多様化・複雑化する福祉課題（生活課題）

○ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加にともなう課題の例

孤立死、徘徊死、悪質商法被害、災害時対応、ちょっとした困りごと（ごみ出し、電球の交換など）

○家庭・地域のつながりの希薄化にともなう課題の例

高齢者虐待、児童虐待、DV及びそれらの発見が困難

○課題が重なり合い、増幅し、より深刻となる場合の例

ひとり暮らしや、家族に問題解決能力がない家庭（認知症の母と精神障がいの息子など）、生活に困窮している者（世帯）が地域から孤立している場合などは、問題が深刻化

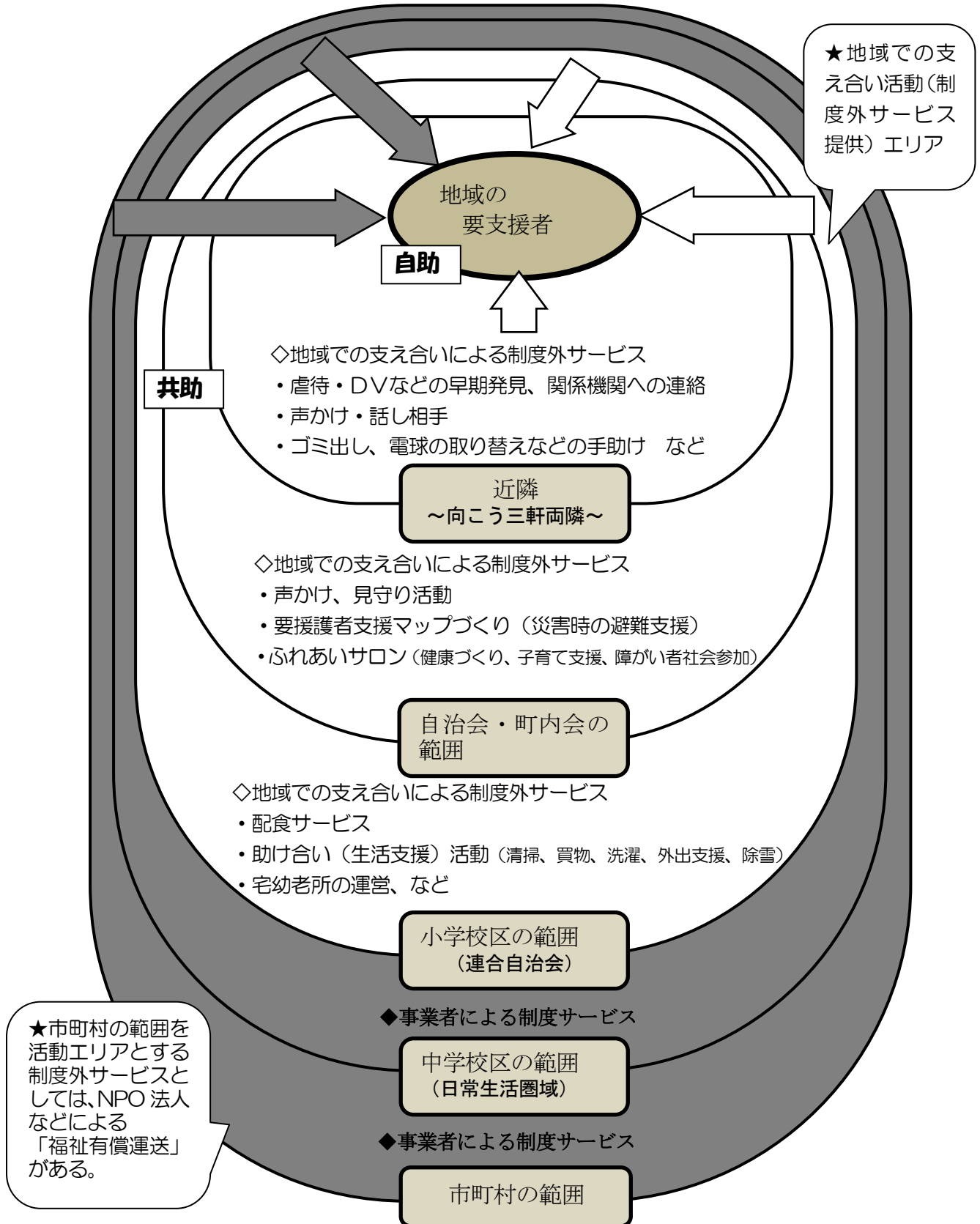
⑥ 地域福祉の推進施策の今日的な課題

お互いに支え合う地域社会の再構築により、福祉制度の隙間・谷間を補完するとともに、一人ひとりのニーズにあったサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。

特に、地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化する状況にあって、制度化されたサービスに比べ、柔軟かつ迅速に対応可能な地域での支え合いによる制度外の福祉サービスの果たす役割や特性が、大きく期待されています。

地域住民自らが、地域の福祉課題に向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題と考えられます。

■活動エリアによる地域での支え合い活動（制度外サービス）イメージ図



(3) 制度外サービスの提供状況 (平成25年10月1日現在)

自治会・町内会を範囲とした活動

■見守りネットワーク活動 ※他の基盤となるサービス	
要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員などが連携して声かけ・訪問を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	68.5% (5,840/8,529 自治会で実施)
■要援護者支援マップづくり (災害時の避難支援)	
要援護者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員などによる話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援について検討する活動	90.5% (38/42 市町村で実施)
■ふれあいサロン活動 (高齢者)	
高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティアが内容を企画し、ともに運営していく活動	77.6% (6,616/8,529 自治会で実施)

小学校区 (連合自治会) を範囲とした活動

■住民参加による配食サービス	
地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	47.8% (182/381 小学校区で実施)
■助け合い (生活支援) 活動	
要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	17.8% (68/381 小学校区で実施)
■宅幼老所の運営 ※介護保険の通所 (デイ) サービスに相当	
健康づくり、介護予防、子育て支援など、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	11.5% (44/381 小学校区で実施)

出所：県まとめ

第3章

計画の理念と施策体系

(1) 理念

多様な価値観を尊重しながら、地域全体で安心と自立を支える共生社会づくり

住み慣れた地域において、家族や地域での「ふれあい」や「つながり」を大切にしながら、いつまでも安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。

普通に生活するために様々な支援が必要な状態になって（であって）も、住み慣れた地域において、個人として尊重されながら、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることが望まれています。

このためには、地域での生活を支える地域の医療・保健・福祉・介護機関による制度化されたサービスと制度の外にある福祉サービス（以下、「制度外サービス」という。）とが整備・充実され、地域において一人ひとりのニーズに沿った福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムが必要です。

その実現のためには、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大といった、地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進（※）が不可欠です。

またそれは、伝統的な互助機能が低下し、住民相互のつながりが弱くなったといわれる中、住民相互の豊かな人間関係を回復し、コミュニティの再興につながるものとも期待されています。

この計画では、4つのキーワードを踏まえながら、地域福祉の推進により目指すべき地域社会の将来像を「多様な価値観を尊重しながら、地域全体で安心と自立を支える共生社会」とし、これを計画の理念とします。

※「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（1人ひとりの地域住民への訴え）平成14年1月28日・社会保障審議会福祉部会」（国策定指針）から引用。

【多様な価値観の尊重】

地域の特性や、支援をする人と受ける人それぞれのもつ価値観を尊重しながら、そこに住む誰もが個人として尊厳を持って暮らせるような地域を目指すこと

【住民参加】

地域住民すべてにとっての福祉の実現を目指すため、福祉や関連する様々な生活課題を住民自らの問題としてとらえ、主体的に参加し、地域全体で行動すること

【安心と自立】

住民が社会的に孤立することなく安心して暮らしながら、誰もが地域社会の構成員として社会に参画し、自立できる地域の姿

【共生社会】

地域社会に生きる一人ひとりの差異や多様性を認め合い、すべての人が社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）視点に立った地域社会

(2) 施策体系

本県地域福祉推進の施策

社会福祉法・国策定指針 (盛り込むべき3つの施策)

(1) 支え合いの地域力を高める「地域づくり」

- ① 市町村地域福祉計画の実践支援
- ② 地域での支え合い活動の発展支援

(2) 地域福祉を担う「人づくり」

- ① 支え合う「福祉」の意識の啓発
- ② 地域での支え合い活動を担う人材の育成
- ③ 福祉を担う人材の確保・資質の向上

(3) 福祉サービスの「基盤づくり」

- ① 福祉サービスの質の向上支援
- ② 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備
- ③ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

I 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項(*) (市町村の地域福祉推進支援)

(指針に記載されている具体的な内容)

- ア 市町村に対する支援
- イ 市町村が実施する広域事業に対する支援
- ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
- (その他 都道府県社会福祉協議会の活性化等)

II 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 (福祉人材の確保・資質の向上)

(指針に記載されている具体的な内容)

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
 - ・社会福祉に従事する者を確保するための養成研修
 - ・社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

III 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 (福祉サービスの基盤整備)

(指針に記載されている具体的な内容)

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等
 - ・社会福祉法人、非営利法人、民間事業者等への経営指導方策
 - ・サービスの質の評価等の実施方策
 - ・広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
 - ・地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

(*) 「県高齢者安心計画」、「県障がい者支援プラン」、「県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」の内容で、「I 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項」と対象分野が重なるものについては、国指針に基づき、各計画の記載をもって本計画の内容とみなしています。

第4章

施策の内容

(1) 支え合いの地域力を高める「地域づくり」

① 市町村地域福祉計画の実践支援

1 経緯・現状

地域福祉を推進していくためには、地域住民、NPO、福祉関係事業者、民間企業、行政が相互に協力し合い、地域の課題解決にかかる方向性を整理し、施策を体系化した地域福祉計画を策定することが重要です。

そこで県では、県内全市町村における計画策定を目指して、策定趣旨やその必要性の普及とともに、策定方法に関する研修会や個別相談などの支援を行ってきました。

その結果、平成24年度には、県内すべての市町村において地域福祉計画が策定されました。

今後は、順次、各地域福祉計画が改定される予定です。

■市町村計画の策定状況

(市町村数)

年度	~H20	H21	H22	H23	H24	H25 予定	合計
[第一期] 計画策定市町村	36	4	1	0	1	—	42
[第二期] 計画策定市町村	4	4	1	3	9	9	30
[第三期] 計画策定市町村	—	—	—	—	—	4	4

※ 平成26年2月 県まとめ

2 課題

市町村地域福祉計画は、その実現に向けて実効性を高めていく必要があります。地域福祉の主体である住民など（地域住民、自治会、NPO、ボランティア団体、福祉関係者・団体、民間企業など）は、地域福祉の担い手であると認識することが重要です。そのうえで、個人の尊厳の保持を基本に、個性や価値観などの差異や多様性を認めあう地域住民の相互の心のつながりと、そのために必要なシステムを構築する必要があります。

3 方針

地域により地理的な状況や住民のつながりの程度、住民の認識、NPOや福祉関係団体・民間企業の地域とのかかわりの程度は異なります。また市町村によって、公的サービスで行うべきと考える地域福祉の範囲も異なります。

県では、このような多様な形態による住民同士のつながりを促進するため、各市町村が進める地域での支え合い活動の発展についての考え方を尊重し、自主的な地域福祉計画の達成を支援します。

- 地域住民によるさまざまな地域での支え合い活動の事例を紹介し、各地域にあった取組方法を提案します。
- 市町村ごとに地域での支え合い活動の発展についての考え方やその他地域福祉の推進の方法を確認し、個々の市町村の実情に応じたきめの細かい支援（ヒアリング）を行います。
- 県、市町村、市町村社会福祉協議会などからなる圏域ごとの「地域福祉推進協議会」による活動を推進し、地域課題の解決に向けた検討会や情報交換の場を提供します。
- 地域ニーズを的確にとらえ、実効性の高い地域福祉計画の策定（改定）のために、地域におけるネットワーク構築のための福祉懇談会・座談会の開催を促進します。

② 地域での支え合い活動の発展支援

(ア) 地域で支え合う仕組みづくりに向けた支援

1 経緯・現状

地域での支え合い活動とは、地域住民それぞれが日常生活のちょっとした手伝いを行うことで、一人ひとりの悩みや困っていることをみんなで考え、解決に導くための活動です。

県では、第二期岐阜県地域福祉支援計画（計画期間：平成21年4月～平成26年3月）において、「見守りネットワーク活動」「要援護者支援マップづくり」「ふれあいサロン活動」「配食サービス」「助け合い（生活支援）活動」「宅幼老所の運営」の6つのサービスを制度外サービスの具体的な事例として示し、地域での支え合い活動を推進してきました。

どのサービスにおいても、この5年間で活動の実施率は増加し、その整備・充実についてある程度の成果は得られたものと考えられます。（5年間の成果と課題については93～95ページ参照）

2 課題

各地域で、地域での支え合い活動の実施率は増加しているものの、県民アンケート（平成25年7月実施／詳しくは98～103ページ参照）において、お住まいの地域に何らかの「地域支え合い活動」があると回答した人は半数程度にとどまり、45%の人が「地域支え合い活動がない、知らない、わからない」と回答しています。

一方で、約8割の人が「地域支え合い活動が必要」と回答しています。また、約6割の人が「機会があれば地域支え合い活動に参加したい」と回答しています。

公的なサービスによる支援は、高齢者や障がい者、子育て世代など幅広く行われていますが、公的制度の隙間を埋める「ちょっとした手伝い」のニーズは、今後ますます増加すると考えられます。

また、地域住民において、地域での支え合い活動が広がり始めた今、その普及・拡大のため地域住民の意欲や活力を具体的な活動につなげることが重要です。

3 方針

県では、県社会福祉協議会との連携のもと、さまざまな方面から、地域

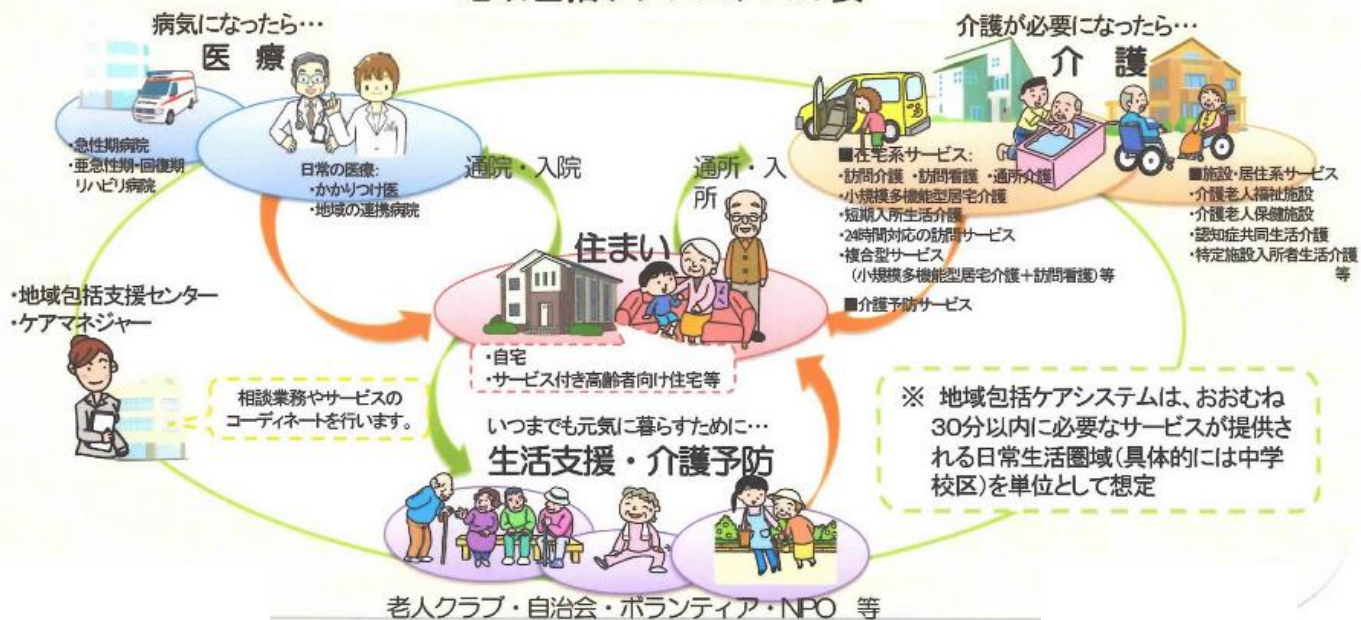
における支え合い活動の普及・拡大に取り組みます。

- 地域での支え合い活動を担う団体の設立や拠点づくりを契機とした、活動発展のための基盤・体制整備に取り組みます。
- 県社会福祉協議会と連携して、地域での支え合い活動の母体となる基礎組織（地区社協など）の設立の推進を支援します。また、既存団体の新たな活動の展開を支援します。
- 市町村などが行う、地域での支え合い人材を育成するボランティア講座などの住民が地域活動に参加できるきっかけづくりを支援し、地域住民による支え合い活動の普及・拡大を図ります。
- 住民ニーズの高い「見守り支援活動」と「助け合い（生活支援）活動」の普及を重点的に進めることで、効果的な施策の実現を目指します。
- 市町村及び地域団体から求められる人材育成、広域的・専門的支援に取り組むための仕組みづくりを進め、市町村やNPOと連携して、地域の絆づくりの取組を支援します。
- 農山村などの過疎地域においては、地域活性化の視点から、大学の有識者との連携のうえ、地域が抱える課題を専門的に分析するとともに、隣接集落の再編や連携の検討を図ります。
- 各市町村における日常的な要援護者の状況把握と、地域の見守り体制の構築を進めるとともに、災害時の要援護者の避難に係る市町村の計画の策定を進めます。
- 県や市町村が実施する各種防災研修、訓練などの機会をとらえ、有事の際の迅速な対応は平時からの取組が不可欠であるという意識啓発を、県社会福祉協議会と連携しながら実施します。
- 地域住民自らが、地域の課題に向き合い、その解決や改善に向けた提案や、活動が行えるような仕組みづくりのきっかけとして、各地域において福祉懇談会・座談会が開催されるよう進めます。
- 県内外の先駆的・モデル的な地域での支え合い活動について、事例報告会、研修会の開催や、各種情報・ノウハウの提供などを通して、速やかに県内への普及を進めます。
- 地域での支え合い活動の補完として、各市町村などと新聞配達員や郵便配達員など日ごろから地域住民と接する機会の多い事業者との協力体制を整え、生活の異変を早期に発見し、安否確認につながるネットワークの構築を進めます。
- 県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県社会福祉協議会など、医療・

福祉関係団体との連携のもと、地域住民自らによる専門的・効果的な健康づくり・介護予防活動の充実・活性化に向けた体制づくりに取り組みます。

- 要介護の方や認知症の方でも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活圏域（概ね 30 分以内に駆け付けられる圏域で、中学校区を基本とする）ごとに医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携して、要介護者などに一体的に提供される「地域包括ケア体制（システム）」の構築を目指します。

地域包括ケアシステムの姿



平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省ホームページから引用）

(イ) 本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

1 経緯・現状

地域福祉の推進にあたり、社会福祉協議会の存在は欠かせません。

市町村社会福祉協議会は、福祉活動専門員やボランティアコーディネータによる住民活動への支援とともに、生活福祉資金の貸付窓口、日常生活自立支援制度の推進など、住民に最も身近な地域福祉の推進母体・拠点としての役割を担っています。

県社会福祉協議会は、広域的な観点から、市町村社会福祉協議会を支援するとともに、福祉人材の養成と確保支援、社会福祉事業の経営に関する指導と助言など、県の地域福祉の中核的な推進団体としての役割を担っています。

県では、県社会福祉協議会に対して、運営費補助をはじめとする支援を行ってきました。

2 課題

管内に介護保険事業所が参入していない地域や、活動財源の確保などのため、介護保険事業などの制度サービスに重点を置かざるを得ない市町村社会福祉協議会もあります。

しかし、社会福祉協議会の本来の目的は、地域福祉の推進を図ることにあり、「施設」から「地域」が重視されるなど、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会には、地域福祉の推進母体としての機能を一層発揮し、特に地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大に向けたコーディネート力を強化していくことが求められています。

とりわけ、県社会福祉協議会には、制度を先取りしたあるいは制度の隙間の課題を常に新たな課題としてとらえ、市町村社会福祉協議会と一体となって対策を図るシンクタンク機能が求められています。

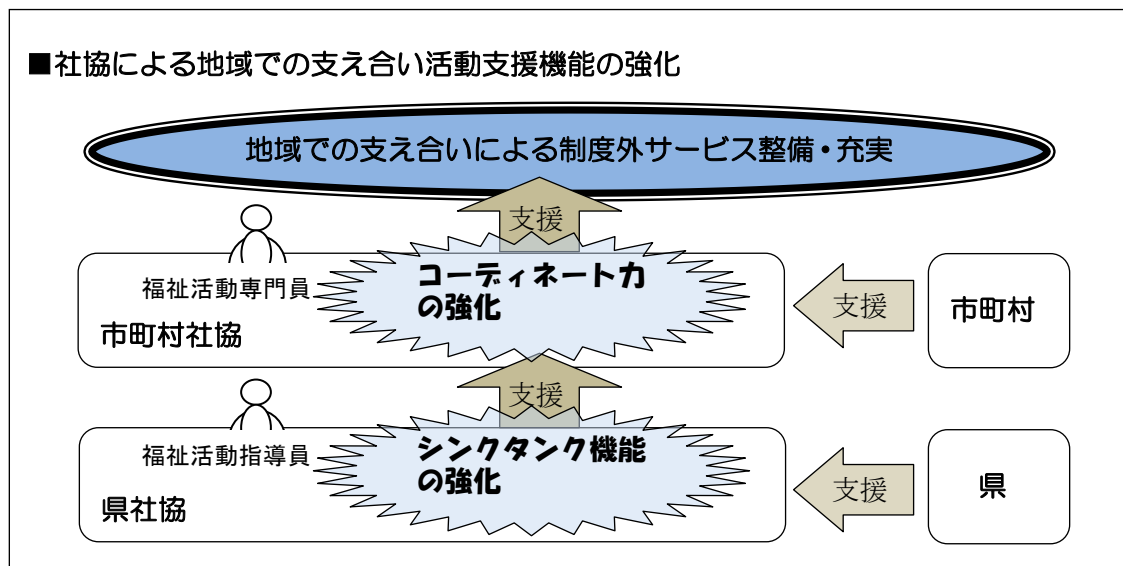
3 方針

県では、地域福祉推進の中核的な団体である県社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取組を支援します。

- 市町村社会福祉協議会が抱える個々の課題に応じるために必要な研修会の開催や福祉活動指導員の派遣によるきめ細かいアドバイスなど、県

社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会のコーディネート力の向上に向けた取組を支援します。

- 県社会福祉協議会における地域福祉の推進に関するシンクタンク機能の強化に向けた取組を支援します。



(ウ) 最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

1 経緯・現状

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員とされています。

民生委員は、市町村や市町村社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする方の生活状況などを適切に把握するとともに、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっていただいています。

県内においては、平成 25 年 12 月現在、4,484 名（注）の方に委嘱されています。

（注）民生委員・児童委員数：3,976 人、主任児童委員：508 人

2 課題

地域の福祉課題が増大するとともに、児童虐待、孤立死、悪質商法・詐欺行為、防災・減災対策など多様化・複雑化する中、民生委員に期待される役割もまた、増大し複雑化してきています。

このため、民生委員の役割や負担感の増大などを理由として、民生委員のなり手が不足しているという状況にあります。

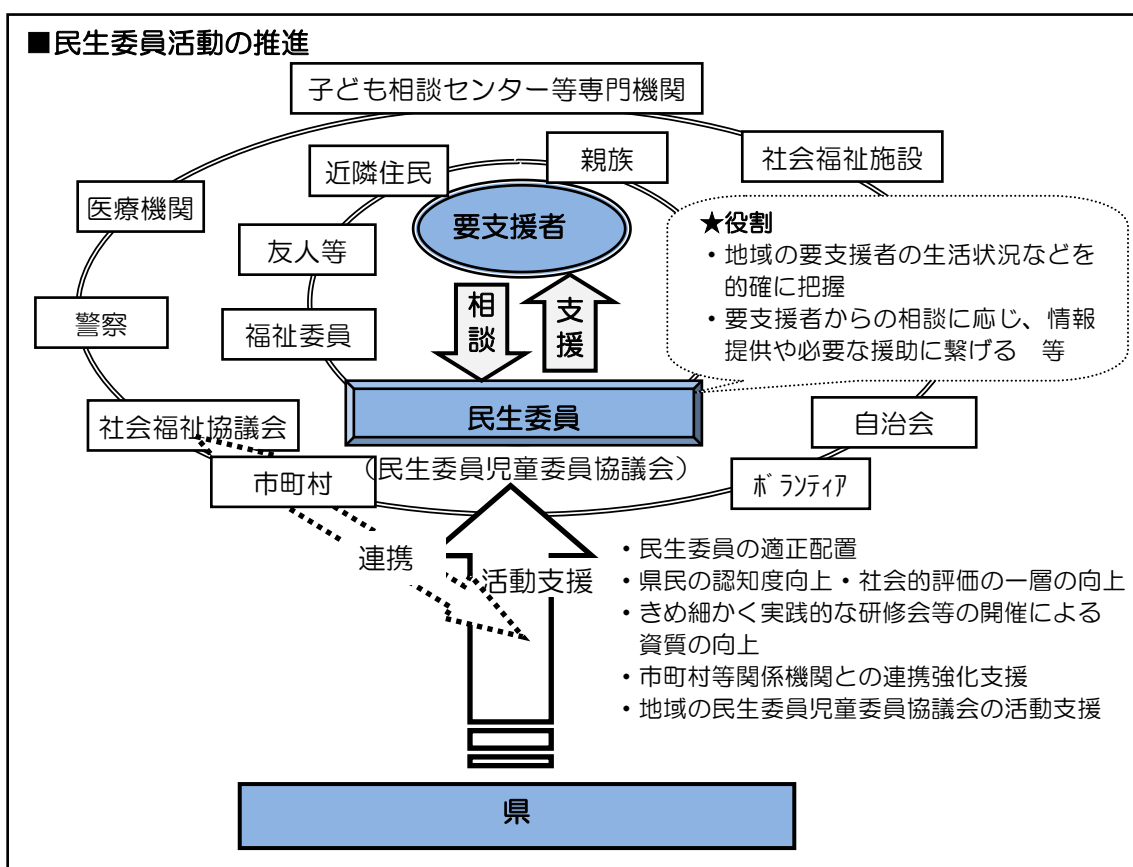
3 方針

県では、市町村、県社会福祉協議会などとの連携のもと、民生委員の適正配置のほか、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会による資質の向上、地域の関係機関との連携強化や民生委員児童委員協議会の活性化支援などを通じ、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。また、民生委員以外の地域福祉の担い手の育成を通して民生委員一人ひとりの負担軽減を図ります。

- 民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置とサポート体制の構築に取り組みます。
- 民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発や、民生委員に対する表彰などにより、県民の理解・認知度と社会的評価の一層の向上を図ります。
- 増大、多様化・複雑化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談と援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じた、きめ細かく実

践的な研修会、研究会を開催します。

- 地域における団体組織のネットワーク形成促進のための福祉懇談会・座談会の開催を通じ、民生委員と、地域の関係機関・団体との連携・ネットワークの一層の強化を支援します。
- 個人情報に関する市町村との連携強化に向け、市町村や関係機関を交えた検討会、研修会の開催を支援します。
- 各地域での民生委員児童委員協議会の活動の活性化を支援します。



(2) 地域福祉を担う「人づくり」

① 支え合う「福祉」の意識の啓発

(ア) 各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚

1 経緯・現状

地域の福祉課題を住民自らの支え合いで解決していこうとする「地域での支え合い（共助）」の意識の高揚については、特に県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会において、その基本となる活動理念として取り組まれてきました。

県では、県社会福祉協議会への活動支援のほか、市町村地域福祉計画の実践支援、民生委員など地域での支え合い活動を担う方に対する表彰などを通して、その意識の高揚に努めています。

2 課題

互いに助け合う地域の連帯感は希薄化し、地域コミュニティが衰退しています。

しかしながら、介護保険などの制度の隙間にあるニーズへの柔軟な対応、DV、児童虐待などの家庭内の問題の発見など、地域での住民相互の支え合いでしか担えない役割があります。

3 方針

県では、「地域での支え合い」の意識がなければ地域福祉施策の効果的な推進は困難でもあることから、市町村、県社会福祉協議会、県共同募金会などとの連携のもと、県民への普及・啓発を図ります。

また、地域においては「すべての人が社会の構成員」であり、「互いに支え合うもの」という認識の普及を通じて、地域で孤立しがちな方に対するアプローチを行います。

- 各種広報やフォーラム、講演会などの様々な機会を捉えて、県民への普及啓発を図ります。
- 市町村による地域福祉計画の実践として、住民意識の高揚に資する取組を支援します。

- 県社会福祉協議会による、主に小学校区（連合自治会）単位での「地区福祉懇談会」の開催支援や「福祉のまちづくりフォーラム」開催、「ボランティアフェスティバル」開催などの取組を支援します。
- 企業で働く現役世代を対象に地域活動への参加を啓発する出前講座を実施します。
- 県や市町村が実施する各種防災研修、訓練の機会をとらえ、有事の際の迅速な対応は平時からの取組が不可欠であるという意識啓発を県社会福祉協議会と連携しながら実施します。
- 県共同募金会などとの連携のもと、各種広報啓発などにより、「寄付文化」の醸成を図ります。

(イ) 地域ぐるみによる福祉学習の推進

1 経緯・現状

支え合いの心、福祉の心を育てていくためには、子どもの頃から、福祉施設での体験学習や障がい者などとの交流活動、地域での支え合い活動参加などを通じた福祉学習が重要です。

学校教育における福祉への関心は高く、地域の福祉施設などを訪問し、実践的な体験活動が進められています。

2 課題

福祉への関心を高めるためには、福祉教育の視点から教育機関と福祉施設などとの連携による体験学習や施設訪問にとどまらず、自らの生活基盤である地域社会の中で、住民全体が参加できるような形で福祉学習の展開が必要です。

また、福祉現場における人材の確保については、緊急かつ中長期的にも大きな課題となっており、福祉の仕事への関心を高める観点からも福祉学習が必要となっています。

3 方針

県では、福祉分野への進学や就労の促進に資する福祉教育の充実とともに、生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習推進に向けた取り組みを支援します。

- 社会福祉事業者に対するボランティア受入れ研修などに取り組む県ボランティアセンター（県社協）への支援により、地域における多様なボランティア体験の機会の充実を促進します。
- 高等学校などにおいて、福祉・介護施設、大学との連携のもと、個人の興味や習熟度に合わせた福祉教育を実施します。
- 小学生、中学生、高校生、大学生、高齢者や主婦などの一般の方を対象に、福祉や介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナーを実施し、福祉に対する知識の習得や理解の促進を図ります。

県社会福祉協議会の取組

- 小学生、中学生とその保護者の参加者を募り、福祉施設を訪問して、福祉現場を体感する福祉の職場体験を実施します。
- 車いすの試乗や高齢者の疑似体験ができるコーナーや介護ロボットの展示など、親子で楽しみながら福祉が学べる福祉体験フェスタを実施します。

② 地域での支え合い活動を担う人材の育成

(ア) 福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力の向上に向けた支援

1 経緯・現状

福祉活動指導員と福祉活動専門員は、社会福祉協議会が地域福祉の推進母体としての役割を果たす際、その中心的な業務を担います。

県内においては、福祉活動指導員と福祉活動専門員によるコーディネートのもと、地域の地区（支部）社協や、住民主体による支え合い活動団体の組織化が進んできました。

市町村社会福祉協議会への福祉活動専門員の配置については、市町村が支援します。

県では、県社会福祉協議会に配置されている福祉活動指導員への人件費の助成や福祉活動指導員による福祉活動専門員のレベルアップに向けた各種研修会・研究会、情報交換会などの活動を支援しています。

2 課題

福祉活動指導員と福祉活動専門員は、その経験やノウハウを生かし、地域ニーズを的確に踏まえた地域福祉の推進に取り組む必要があります。さらに、地域の医療・保健・福祉・介護機関などとのネットワークの構築や、複雑・多様化する地域課題を総合的に解決に導くための役割が求められます。

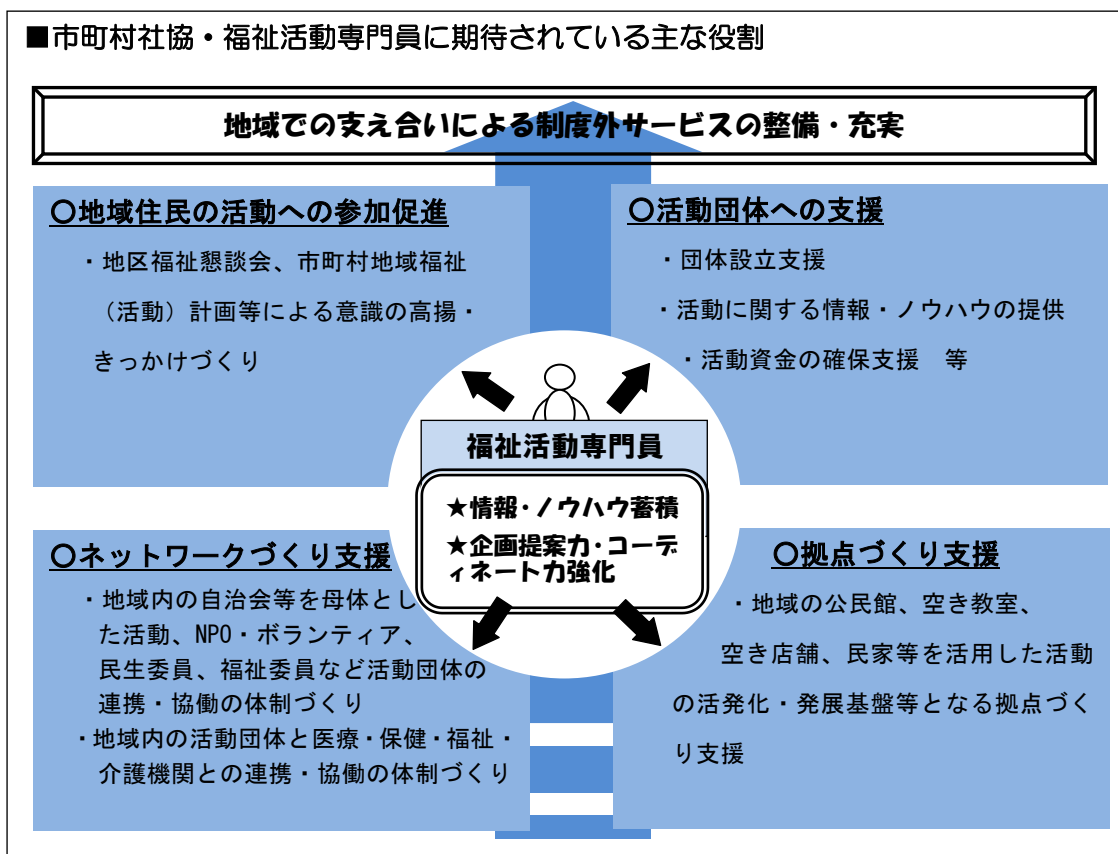
3 方針

県では、地域福祉に関するシンクタンク機能を担う福祉活動指導員の県社会福祉協議会への適正配置と、その活動への支援を通し、福祉活動専門員による地域での支え合い活動支援に関する情報とノウハウの蓄積、企画提案力とコーディネート力の向上を促進します。

県社会福祉協議会の取組

- 福祉活動専門員のレベルアップや実践的な地域福祉の活動の推進に向け、必要な知識や技術の習得の機会として、さまざまな側面からの研修を総合的に実施します。

- 福祉活動専門員が地域の医療・保健・福祉・介護など、他職種との連携・協働の体制づくりを進めやすいよう、情報交換の場を提供します。
- 福祉活動専門員が効果的な地域福祉活動を推進できるよう、福祉活動指導員を派遣し、具体的な助言や支援を行います。



(イ) 県ボランティアセンターにおけるボランティア活動の支援

1 経緯・現状

県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会による人材育成などが行われています。

また、近年では、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県ボランティアセンターの運営と各種事業を支援しています。

また、県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーター研修及びボランティアリーダー研修の開催を支援しています。

■ ボランティアの人数とボランティアセンターへの登録団体数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ボランティアの人数	94,587	96,952	119,072	119,072	112,321
ボランティア団体数	2,139	2,214	2,269	2,269	2,491

※ 県ボランティアセンターまとめ

■ 各研修会開催実績（参加人数：人）

研修会	21年度	22年度	23年度	24年度
ボランティアセンター実践検討会議 (ボランティアコーディネーターが参加)	34	35	33	35
ボランティアリーダー養成研修	157	64	84	63
災害ボランティアコーディネーター講座	67	2	2	—※

※ 災害ボランティアコーディネーター講座は平成24年度以降、災害ボランティアセンター立ち上げ支援訓練として実施されています。

2 課題

地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているものの、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状があります。マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活動の促進が求め

られます。

また、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネートや企画提案が求められます。

3 方針

県では、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化と、それに向けた県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーターの資質向上への取組を支援します。

- 各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚を図ります。

県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）の取組

- ボランティア活動に関する普及・啓発、情報提供体制の充実に向けて、ホームページや情報誌の作成をはじめとする効果的な広報を実施します。
- 地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成を行います。
- 市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修を実施します。
- 地域におけるボランティア活動の拠点機能の充実に向けて、市町村ボランティアセンターと県ボランティアセンターとのネットワーク、連携体制の強化を図ります。
- 災害時に備え、市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修を実施します。
- 社会貢献活動を行う企業と、福祉施設やボランティア団体・NPOと各市町村社会福祉協議会がパートナーとなり、必要な資源（モノ、ノウハウ、情報）を共有できる機会を提供します。
- 平成26年度開催の全国ボランティアフェスティバルをきっかけに、ボランティア活動への理解、参加の拡大、相互ネットワークの強化を進めます。

(ウ) 支え合い活動を担うリーダーの発掘・育成支援

1 経緯・現状

地域での支え合い活動には、自治会、地域団体、NPOなど、地域住民の参画が不可欠です。住民一人ひとりが地域とのつながりを持ち、世代を超えた地域の絆をはぐくむ地域コミュニティの構築に向け、そのリーダーや担い手となりうるきっかけづくりに取り組んでいます。

2 課題

活動のリーダーや担い手となる人材は、民生委員、福祉委員やその経験者などに加えて、現役世代や団塊の世代の方々など福祉に限らず、他の様々な活動の中に見いだしていくことが必要です。中でも、退職後に地域での支え合い活動の場で、これまで培ってきた専門的な技術や知識を引き続き活かしながら活躍していただくため、企業との連携も重要となっています。

また、社会貢献意欲のあるの方々に対し、必要なノウハウを身につけていただく研修会の充実とともに、研修終了後、円滑に地域での活動に繋げるまでの支援の充実も求められています。

3 方針

県では、身近な地域課題の解決や地域の絆づくりに向けた住民活動の拠点づくりを支援するとともに、適切な情報提供ときめ細かい相談対応、地域の課題解決を支援する事業、地域の担い手を育成する事業などを実施し、地域の絆づくりを総合的に進めます。

- 次世代リーダーとして地域での活躍が期待される女性や若者、企業などで働く現役世代などを対象にした、研修会や出前講座を実施します。
- 市町村や地域団体を対象に、県内の事例を用いたケーススタディ、地域間のネットワーク構築に資する実践的な研修会を開催します。
- 地域での支え合い団体を対象に、県内の活動の視察を行うなど、先進的事例を学べる機会を提供します。
- 各地域の課題に応じた専門家やコーディネーターを派遣し、地域の課題解決の支援を図ります。
- 地域での支え合い活動を担う人材の育成のためのボランティア講座普及を通じ、住民が地域に参加できるきっかけづくりを支援します。
- 異なる地域のリーダー同士が連携・情報交換できる場の提供を推進し、リーダーの地域福祉の推進力の向上を目指します。

③ 福祉を担う人材の確保・資質の向上

(ア) 福祉人材の安定した確保支援

1 経緯・現状

県では、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、県社会福祉協議会内にその中核組織となる「岐阜県福祉人材総合対策センター」を設置しました。

同センターでは社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就業の援助、従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んでいます。

■ 求人件数等実績

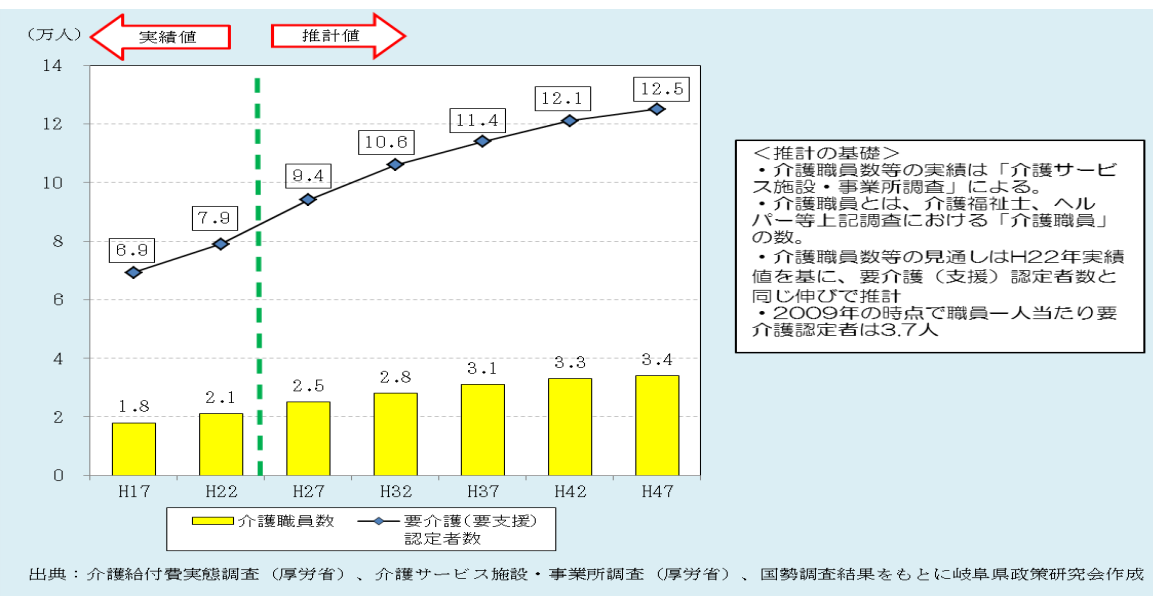
	H20	H21	H22	H23	H24
新規求人数	1,936	1,089	1,525	2,179	2,544
新規求職者数	479	489	726	666	902
採用報告数	52	8	107	254	260
講習・研修参加者人数	2,088	2,508	3,265	2,907	3,481
就職説明会参加者人数	530	391	572	481	430

※県福祉人材総合対策センターまとめ

2 課題

福祉に求められるニーズの多様化とともに、質の高い福祉人材を安定的に確保することが求められています。さらに、介護を要する高齢者の数が平成25年の約8万6千人から平成47年には約1.5倍の約12万5千人に及ぶと推計され、中長期的な視点からも、福祉分野の中でも特に介護人材の確保が大きな課題となっています。

■ 県内で必要となる介護職員数の見通し



このため、岐阜県福祉人材総合対策センターにおいても、県内関係機関との幅広い連携のもと、人材確保支援に向けた機能を一層充実することが緊急の課題となっています。

3 方針

県では、岐阜県福祉人材総合対策センターを中心に、（A）新たな介護人材の発掘、（B）介護人材の定着支援の2本柱で介護人材の確保に取り組めます。

（A）新たな介護人材の発掘

- 無料職業紹介事業
福祉の仕事に就きたい方や関心のある方に対し、求人情報の提供や就職の斡旋を行うとともに、福祉分野の就業に関する各種相談に応じます。
- 福祉・介護人材マッチング支援事業
就職希望者の円滑な就労と定着を支援するため、キャリア支援専門員を配置し、県内のハローワークにおいて個別相談事業を行うとともに、事業所訪問を実施し求人状況の把握に努めます。
- 福祉の仕事就職フェアの開催
福祉の仕事に就きたい方や関心のある方の就職活動を支援するため、ハローワークやナースセンターなどの関係機関と連携し、就職合同説明会を開催します。
- 福祉の仕事就職セミナーの開催
福祉分野への就職希望者や福祉の仕事に関心のある方を対象に、就職に向けたセミナーを開催することにより就労支援を行います。
- 福祉人材養成校出張登録・相談会の開催
福祉人材養成校に出向き、求職登録や福祉の仕事・資格などに関する相談に応じ、就職活動の支援に努めます。
- 「求人情報ダイジェスト」の作成・発行
「福祉のお仕事（無料職業紹介システム）」の求人情報を集約し、求職登録者に送付するとともに、ハローワークなどを通じ、求職者に情報提供します。
- 「福祉の仕事・資格・学校ガイドブック」の発行
福祉の仕事への進学や就職を支援するための資料として、福祉の仕事内容・職種・資格などに関するガイドブックを作成し、求職者や養成校など関係機関に配布します。

- ・ 福祉の仕事高等学校訪問説明会の開催
 県内の高等学校を訪問し、福祉分野の仕事を希望する高校生や進路指導教諭を対象に、福祉の仕事の内容や資格取得方法についての説明会を開催します。
- ・ 福祉人材の確保・育成セミナーの開催
 福祉・介護事業所の運営管理者などを対象に、効果的な人材採用のあり方や職員定着の取組に関するセミナーを開催します。
- ・ 施設・事業所求人担当者研修会の開催
 福祉施設や事業所の求人担当者を対象に、求人のPR方法や職員採用の具体的な手法や実務、職場研修の進め方などについて学ぶための研修会を開催します。
- ・ 介護福祉士修学資金貸付事業
 岐阜県内の介護福祉士養成校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金及び入学・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、介護人材の県内定着を図ります。
- ・ イメージアップ事業
 「介護の日（11月11日）」を中心に、啓発活動や新聞を活用した広報を行うことで、介護の仕事の大切さを伝え、介護についての理解・認識を深めるなど介護のイメージアップを図ります。
- ・ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 経済連携協定（インドネシア・フィリピン）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の円滑な就労・研修を支援するため、候補者受入施設が行う日本語学習及び介護分野の専門学習に対し支援します。
- ・ 福祉・介護人材参入促進事業
 小・中・高・大学生や高齢者など地域住民を対象に、年齢に応じた進路・就業相談や福祉・介護体験、セミナー、職場体験、バスツアーなどを通じ、福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝え、福祉分野への就労を促進します。
- ・ 潜在的有資格者等再就業促進事業
 介護福祉士やヘルパーなどの介護の資格を有していながら介護の分野に就業していない潜在的有資格者や他分野からの離職者などを対象に研修や職場体験を実施し、再就業を促進します。
- ・ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
 県内介護事業所などにおいて、失業者を雇用し、介護職員初任者研修修了資格を取得できるよう養成機関に通学させながら、介護施設において介護補助業務に従事させ、雇用を支援します。

- 在宅介護人材の育成支援事業

県内介護施設などにおいて、失業者を雇用し、作業療法士などの養成でリハビリの基礎知識を学ばせながら、事業の終了後に介護施設においてリハビリの補助業務などに従事させ、雇用を支援します。

(B) 介護人材の定着支援

- 介護職員スキルアップ講習会の開催

介護サービス事業所で従事する介護職員を対象に、日頃の介護技術の確認や更なる技術向上のため、福祉施策の動向や介護実技に関する講習会を開催します。

- 介護職員定着支援事業

介護職員の産休育休取得に取り組む介護施設に対して代替職員の雇用を支援することで人材不足の緩和、休暇の取りやすい職場環境の整備を図ります。

- 介護職員資質向上支援事業

定められた研修において、受講を希望する職員の研修受講までのコーディネートを行い、介護職員の資質向上を支援します。

- 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

福祉・介護施設及び事業所の職員のスキルアップを促進するために、職員の就労年数や職域階層などに応じた知識や技術などを修得するための研修を実施します。

- 介護知識・技術等普及促進事業

介護に係る専門職を対象とし、専門性の高い介護技術や福祉用具関連の研修を開催し、高齢者や介護者を支える専門職の資質向上を図ります。

- サポートダイヤル事業

専門の相談員を1名配置、福祉人材に関する総合相談窓口として、介護職員など従業者が抱える悩みや不満への対応や、事業所からの労務管理改善などに向けた相談に対応します。

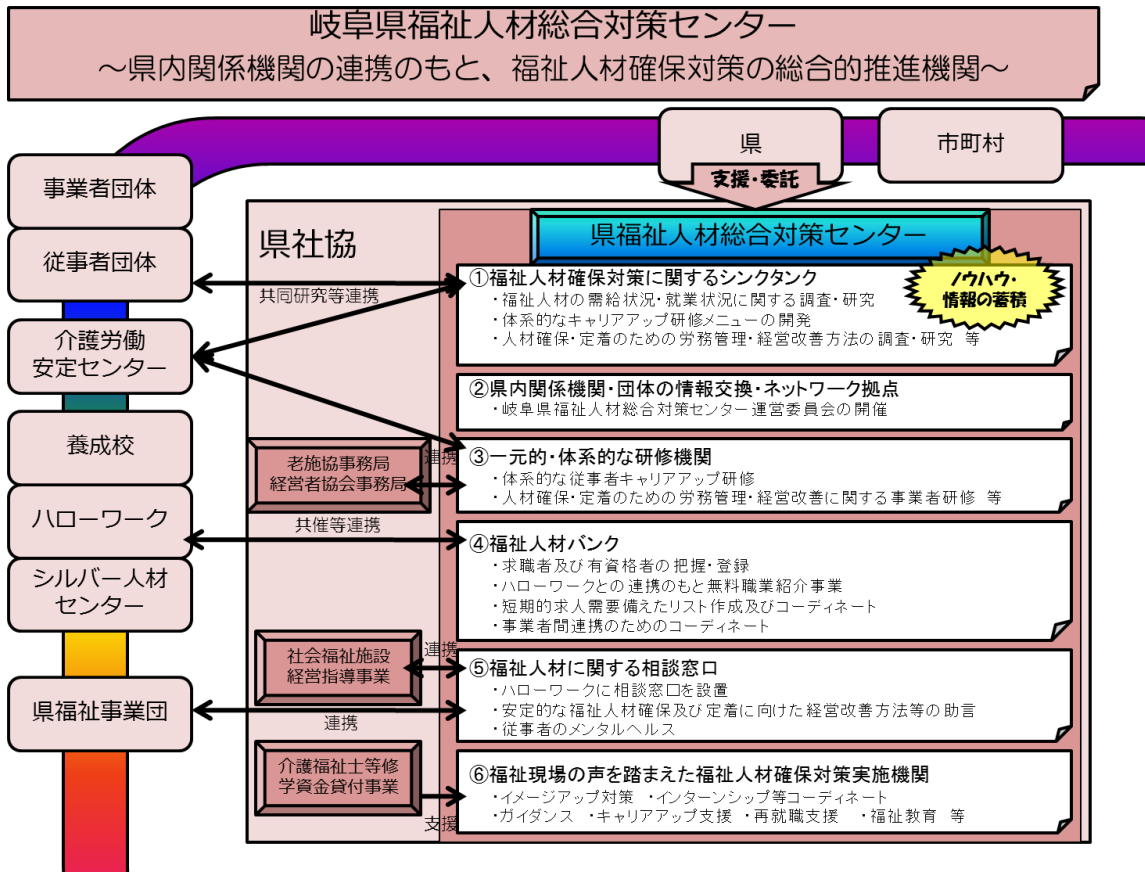
- たん吸引等研修事業

平成24年4月1日から施行された介護職員などによるたん吸引等の制度化により、介護職員などが適切に喀痰吸引などを実施するため必要な研修の講師及び指導者の養成を図ります。

- 介護職員ステップアップ事業

介護職員を対象に、やりがい・スキル向上に向けた交流会を開催し、介護に対するやりがいを高め、本県全体の介護技術の向上、次世代従事者の

育成を図ります。



(イ) 民生委員の活動強化に向けた各種研修会の開催

1 経緯・現状

県では、民生委員法第18条に基づき、民生委員に対する研修を実施し、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の活動の充実を図ってきました。

岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との連携のもと、3年ごとに改選される民生委員に対して経験年数や役割に応じた研修などを企画・実施し、適切な相談や援助活動を行うために必要な知識と技術の習得を支援してきたところです。

■ 研修会開催実績

(単位：人)

研修名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
単位民児協会長研修会	274	271	264	237	274
単位民児協幹部研修会	335	349	334	265	364
県民生児童委員研修会(5会場)	1,474	1,501	1,683	1,462	1,591
中堅民生児童委員研修会(5会場)	1,363	1,314	1,090	953	1,377
主任児童委員研修会	460	442	422	370	460
計	3,906	3,877	3,793	3,287	4,066

※ 県民生委員児童委員協議会まとめ

2 課題

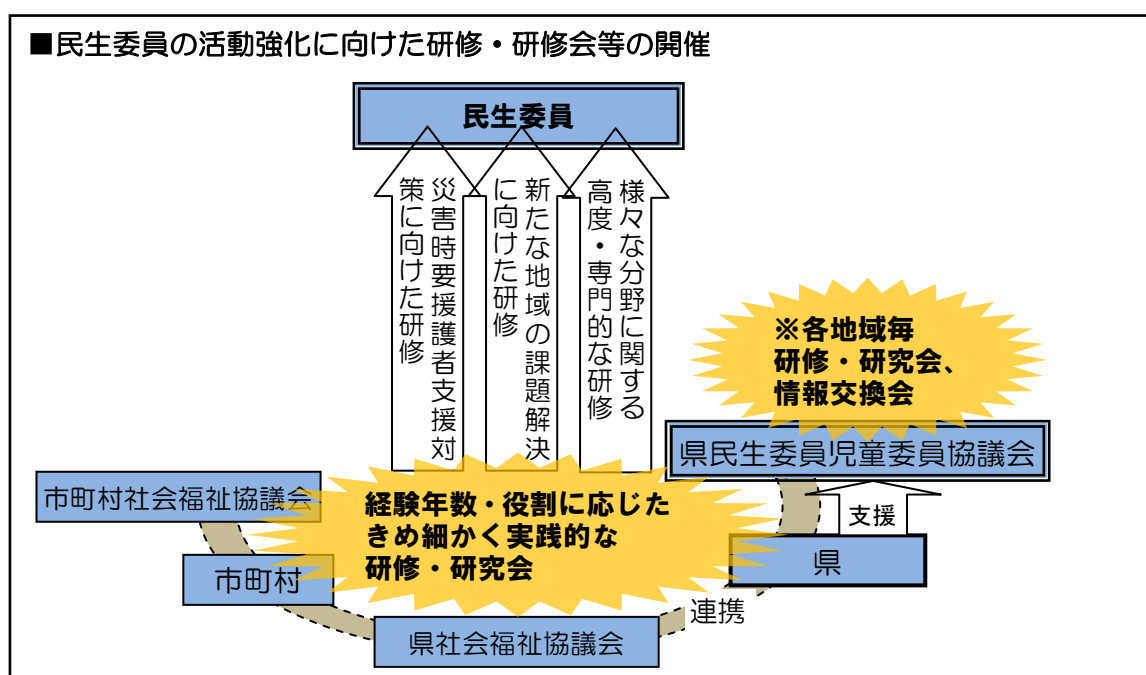
地域の福祉課題が増大するとともに、多様化・複雑化する中、民生委員にとっても、知識と技能向上のための研修が一層重要となっています。

さらには、各々異なる地域の実情に応じたノウハウと情報の習得と蓄積のため、市町村、市町村社会福祉協議会などとの連携のもと、地域ごとの研修会、研究会、情報交換会などの取組も、一層必要となっています。

3 方針

県では、岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との連携のもと、経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会や研究会の開催、各地域の民生委員児童委員協議会による研修活動などの活発化への支援など、地域福祉活動の中心となる民生委員の資質向上を図ります。

- 複雑化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談や援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。
- 研修会・研究会では、医療・保健・福祉・介護分野における施策動向の情報提供や医療・保健に関する専門的な知識の習得を目的として行うなど、内容の充実を図ります。
- 悪質商法の被害防止、振り込め詐欺防止、老老介護や孤独死と孤立死への対応、自殺予防、生活困窮者対策、増加する外国人問題など新たな課題の解決に向けた研修を行います。
- 各地域の民生委員児童委員協議会による、研修会・研究会、情報交換会の活発な開催と、その内容の充実を支援します。



(ウ) 子育てマイスターの養成

1 経緯・現状

県では、身近な場所での子育て支援の取組を充実させるため、「子育てマイスター」を認定しています。保育士などの資格をお持ちの方や各種子育て講座を修了した方など、ある一定の要件を満たした方を「子育てマイスター」と認定し、子育てに関する相談やアドバイス、一時預かりなど地域の子育て支援活動に取り組んでいただいています。

平成25年3月末現在、1,204人の子育てマイスターが活躍しています。

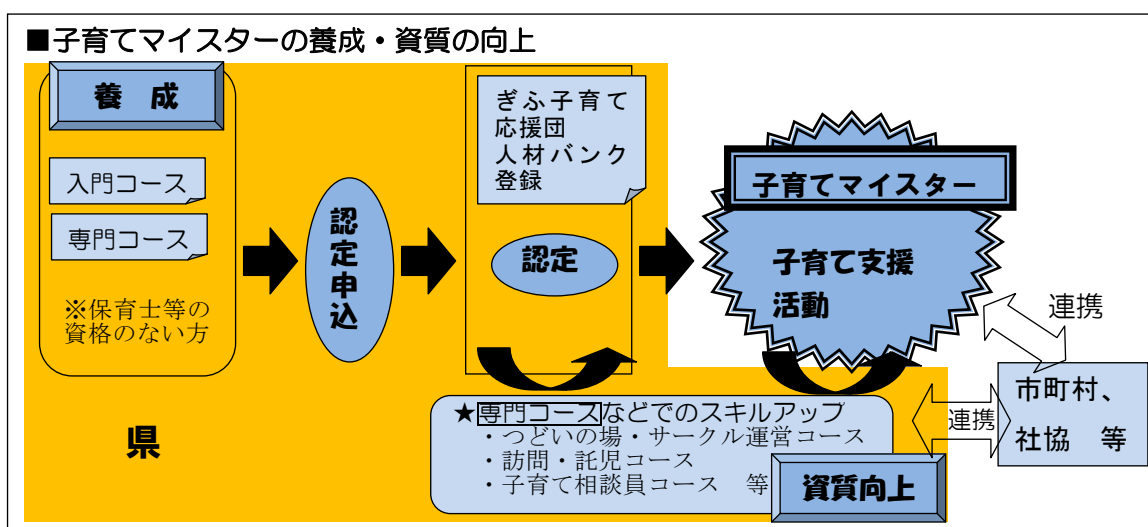
2 課題

核家族化や地域のつながりの希薄化にともない、かつてのような地域での育児に関する相談や世代間支援による問題解決が難しく、育児に対して不安を持つ家庭が増加しています。

育児に対する不安は、さらなる少子化の進展に繋がるとともに、不安を持つ家庭の孤立は、児童虐待を招く原因ともなります。

3 方針

県では、子育てを地域で支える体制の整備に向け、市町村などとの連携のもと、子育てマイスター制度の認知度の向上や、活動内容に合わせた養成講座などによる人材育成と資質の向上などにより、子育てを地域で支える人材の確保と養成を図ります。



(3) 地域福祉サービスの「基盤づくり」

① 福祉サービスの質の向上支援

(ア) 社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進

1 経緯・現状

社会福祉事業者は、福祉サービスの質の向上に向け、第三者による評価（以下「第三者評価」という。）を受審することが努力義務とされています。

地域密着型サービス（認知症高齢者グループホームと小規模多機能居宅介護）を提供する介護保険事業者については、外部評価の受審が義務づけられています。

県では、地域密着型サービス以外の社会福祉事業者による第三者評価の受審（概ね3年ごと）を促進するため、「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」を設置し、評価基準の策定をはじめ、評価を担う評価調査者の養成や評価機関の認証、事業者や利用者への広報啓発などに取り組んでいます。

■ 第三者評価（外部評価）の受審事業者数の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地域密着型サービス事業者 （毎年受審が義務）	222	223	254	278	300
上記以外の事業者	4	10	10	15	17

※ 県まとめ

2 課題

利用者の立場からの質の高いサービス提供が望まれる中、積極的に第三者評価に取り組み、県内全体の福祉サービスの質を高めていく必要があります。

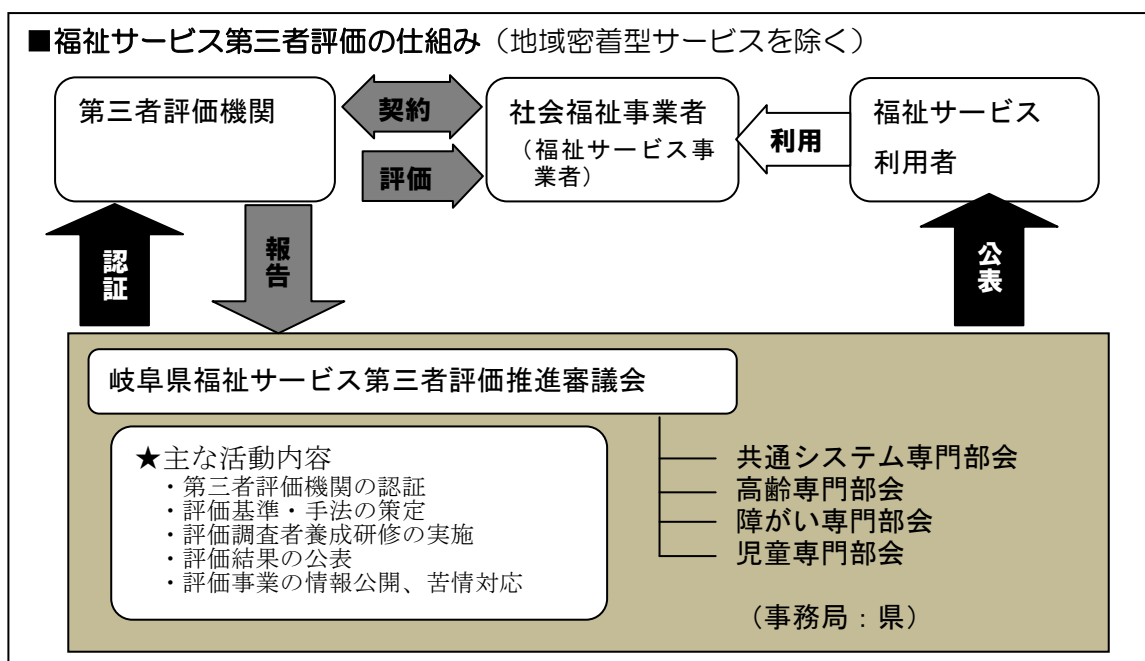
しかし、利用者がサービス事業者を選択するに際し、重視すべき情報としての第三者評価制度に対する認知度の向上や、評価を実施する評価機関や評価調査者自体の知識・技能の向上なども課題とされ、地域密着型サー

ビス事業者以外では、平成 17 年度の事業開始から平成 25 年 3 月末現在で、68事業者の受審（受審率 6.1%）にとどまっています。

3 方針

県では、県内福祉サービスの質の向上を図るため、県社会福祉協議会などとの連携のもと、利用者や社会福祉事業者からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上など、次により、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

- 事業者に対する第三者評価受審に向けた普及啓発とともに、特に利用者に対して、評価結果は事業者選択にあたり重視すべき情報である旨の広報を行い、第三者評価に積極的に取り組んだ事業者が利用者から高い評価が得られる気運を醸成します。
- 事業者による一層のサービス改善に繋がる評価手法や、利用者による事業者選択に繋がる評価結果の公開方法などに関して、事業者、利用者、評価機関など現場の声をもとに、適宜、制度を見直します。
- 研修体制の一層の充実により、評価機関と評価調査者の技能と質の向上を図ります。



(イ) 社会福祉法人等の事業経営への支援

1 経緯・現状

県では、各個別法に基づき、介護保険など主に社会福祉制度の適正な運用の確保に向け、社会福祉事業者に対する監査（以下「施設監査」という。）を実施しています。また、社会福祉法人の認可を受けた事業者に対しては、施設監査に加えて、社会福祉法第56条と国要綱*などに基づく法人監査（市を除く）を実施しています。

法人監査は、社会福祉を使命とする社会福祉法人による適正な法人運営と円滑な事業経営の確保を指導・促進するために実施するものです。

*平成13年7月23日付け「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」

■法人監査の実施件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
社会福祉法人数	241	241	247	247	246
法人監査実施件数	191	148	174	167	163

※ 県まとめ

2 課題

社会福祉法第3条に定める福祉サービスの基本的理念が示すように、社会福祉事業者は、利用者の立場からの良質かつ適切な福祉サービスの提供に取り組む必要があります。同時に、中長期的な視野からの安定した経営が求められます。

3 方針

県では、施設監査により、違法事例や不正受給などに対する厳正な処分はもとより、事業者による介護保険制度、障害者自立支援制度など各社会福祉制度の適正な実施に向けて指導と支援体制を強化します。

また、福祉サービスが利用者一人ひとりのニーズに即した適切なものであるとともに、将来的にも安定して提供される体制づくりに向け、社会福祉法人に対する指導と支援体制を強化します。

特に、安定した経営基盤の確立に向けた経営分析手法の調査・研究など社会福祉法人運営に関するシンクタンク機能を充実します。

② 専門相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

(ア) 子ども相談センターなど専門相談機関の機能強化

(イ) 県障がい者総合相談センター（平成27年度に整備予定）設置に伴う身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障がい支援センターのぞみ相互の連携による機能拡充

(ウ) 福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

1 経緯・現状

さまざまな相談に応じるため、市町村において、福祉所管課・市福祉事務所、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所及び指定相談支援事業所をはじめとする各種相談体制が整備されてきています。

また、民生委員（厚生労働大臣委嘱）、福祉委員（市町村社会福祉協議会会長などが委嘱）、身体障害者相談員（市町村委嘱）、知的障害者相談員（市町村委嘱）などが、地域住民の身近な相談者として、各地域において活躍いただいています。

県では、専門的、広域的な相談に対応するため、「岐阜県障害者就業・生活支援センター（平成21年以降5カ所設置）」、「岐阜県子ども相談センター（昭和23年以降5カ所設置）」、「ぎふ子育て応援ステーション（平成18年設置）」、「岐阜県女性相談センター（昭和32年設置）」などの相談機関を設置しています。

また、相談が適切な福祉サービスの利用へと迅速に結びつけられるよう関係機関のネットワークを強化するため、関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の設置に取り組んできました。

平成27年度に設置する県障がい者総合相談センターに、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障がい支

援センターのぞみを集約し、互いに連携しながら専門的な支援を提供するとともに、市町村をはじめとする地域の支援機関の支援者の育成にも取り組むことで、身近な地域における支援体制の充実を構築していきます。

さらに、県内関係機関のネットワークの要として平成 17 年に「岐阜県福祉総合相談センター」を県福祉事業団内に設置し、医療・保健・福祉・介護のみならず生活関連など多くの分野にまたがる、あらゆる相談内容に対して、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる体制の整備に努めています。

■ 相談件数

(単位：件)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
福祉総合相談センター	1,705	1,197	2,022	1,974	1,704
身体障害者更生相談所	3,205	3,462	3,529	3,794	3,872
知的障害者更生相談所	1,311	1,260	1,280	1,389	1,416
障害者就業・生活支援センター	25,429	22,998	20,278	27,892	24,914
発達障がい支援センターのぞみ	1,957	2,323	2,267	2,363	2,272
精神保健福祉センター (こころのダイヤル 119 番)	3,351	3,107	2,809	2,976	3,108
子ども相談センター	5,382	5,526	5,835	6,047	5,921
女性相談センター	2,346	2,314	2,863	3,501	3,640
計	52,153	48,406	47,241	49,936	46,847

※ 県まとめ

■ 県福祉総合相談センターにおける相談件数 (単位：件)

	20 年度	21 年度	23 年度	24 年度	25 年度
高齢者関係	396	302	198	145	162
障がい者関係	787	465	1,000	1,219	1,404
児童関係	5	10	10	1	1
女性関係	225	66	219	210	19
その他	292	354	595	399	118
計	1,705	1,197	2,022	1,974	1,704

※ 県福祉総合相談センターまとめ

2 課題

地域における福祉課題が増大、複雑化し、その解決が一層困難になってきています。特に、児童虐待などにみられるように、問題の発見が難しくなっている事例への対応や、平成 27 年度から生活困窮者自立支援法施行に基づき福祉事務所設置自治体を実施する、生活困窮者自立相談支援事業との連携を行っていく必要があります。このため、市町村における身近な相談体制を支援するため、広域的で専門的な役割を担う県の相談機関においても、一層の機能強化が求められています。

また、単一の福祉サービスでは充足されない事例に対しては、関係機関の一層のネットワークの強化が必要です。

なお、既存の公的サービスでは対応できない事例に対しては、地域での支え合い活動団体による課題の発見と、それら団体との一層の連携強化が重要です。

このためにも、日々の生活の中での住民相互の見守り活動の整備と活発化が不可欠です。

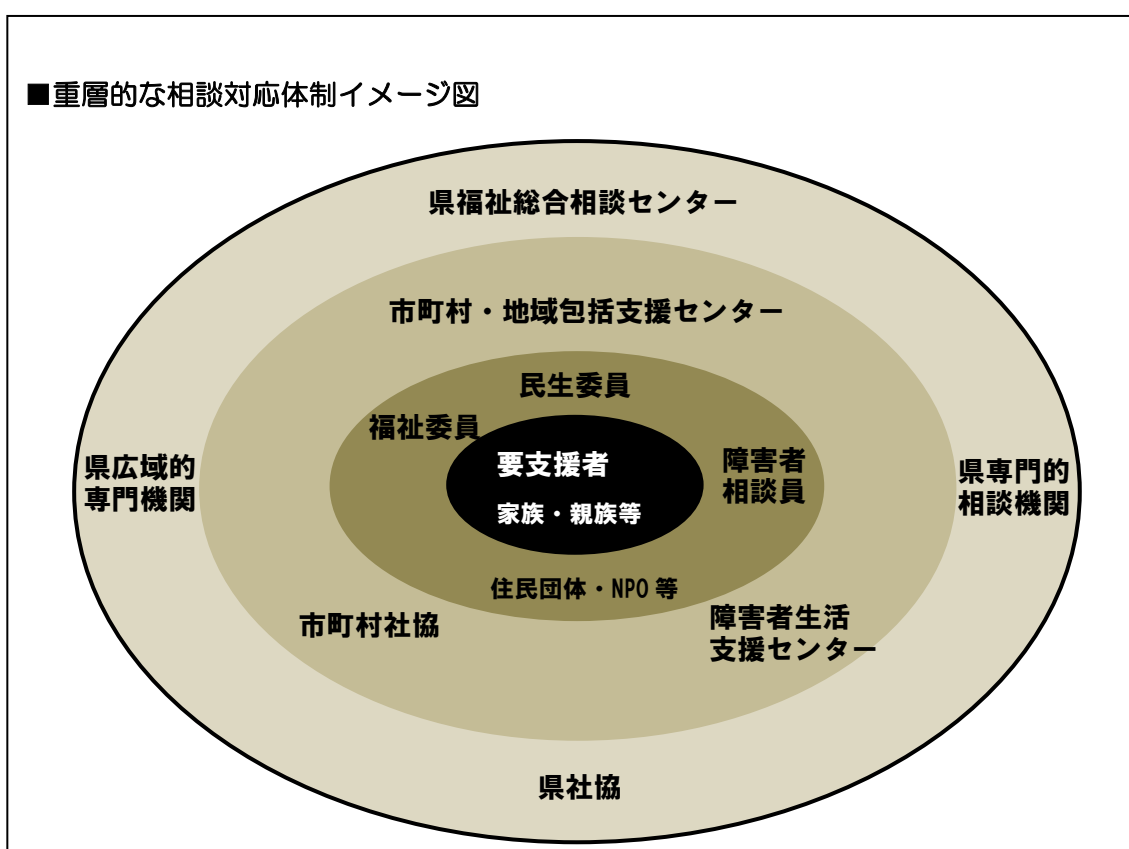
3 方針

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉事業者をはじめとする県内関係機関・団体との連携のもと、市町村における身近な相談体制の後方支援として、専門的相談対応機関における機能強化や、総合広域ネットワークの要として岐阜県福祉総合相談センターの機能強化など、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる相談対応体制の構築を図ります。

- 県の各種相談機関においては、医学、心理学、教育学をはじめ専門的機能の一層の充実を図ります。
- 障がい者の就労に関する相談支援など広域的な観点から取り組むべき事業を、市町村をはじめ関係機関との一層の連携のもと推進します。
- 相談職員の資質向上のための研修会の開催などにより、市町村や市町村社会福祉協議会による、相談業務に関する情報とノウハウの蓄積を支援します。
- 関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の活動を強化し、関係機関・団体の連携・ネットワーク体制を構築します。

- DVや児童、障がい者、高齢者への虐待など顕在化しにくい事例を早期発見や、法制化に伴いこれまで以上に生活困窮者の自立を支援していくため、民生委員による活動の活発化に加えて、各地域での支え合いによる見守りネットワーク活動の整備と活発化を支援します。
- 岐阜県福祉総合相談センターが福祉における相談窓口の最後の砦（セーフティネット）としての機能を発揮できるよう、各種分野の相談機関との一層の連携を強化し、複合化・複雑化する相談事例に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

■重層的な相談対応体制イメージ図



③ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

(ア) 判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援

1 経緯・現状

認知症高齢者などの判断能力が十分ではない方の財産や権利を保護する仕組みとして、福祉サービスの契約など利用手続にあたっての支援や、日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業があります。この事業は県社会福祉協議会で取り組まれています。（一部の業務を各市町村社会福祉協議会へ委託）

県では、制度の円滑な定着と実施に向け、県社会福祉協議会による、各市町村社会福祉協議会の専門員の配置など実施体制の強化や、専門員と地域の生活支援員に対する研修会の開催などの取組に対し支援を行うとともに、事業の普及に努めています。

■利用者別利用（契約）件数

（単位：件）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
認知症高齢者	74	87	67	85	96
知的障がい者	12	25	23	18	20
精神障がい者	14	17	14	18	35
その他	7	17	9	15	13
計（新規契約件数）	107	146	113	136	164
（契約終了件数）	(71)	(78)	(96)	(112)	(113)
年度末契約件数	355	423	440	464	515

※ 県社会福祉協議会まとめ

2 課題

日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にありますが、ひとり暮らしの認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の利用が期待されています。

このため事業の周知とともに、市町村、市町村地域包括支援センター、民生委員など地域の関係機関との一層の連携のもと、利用が必要な方を掘り起こす相談対応やネットワーク体制の強化が必要です。

3 方針

県では、住み慣れた地域で自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、日常生活自立支援事業への取組を支援します。

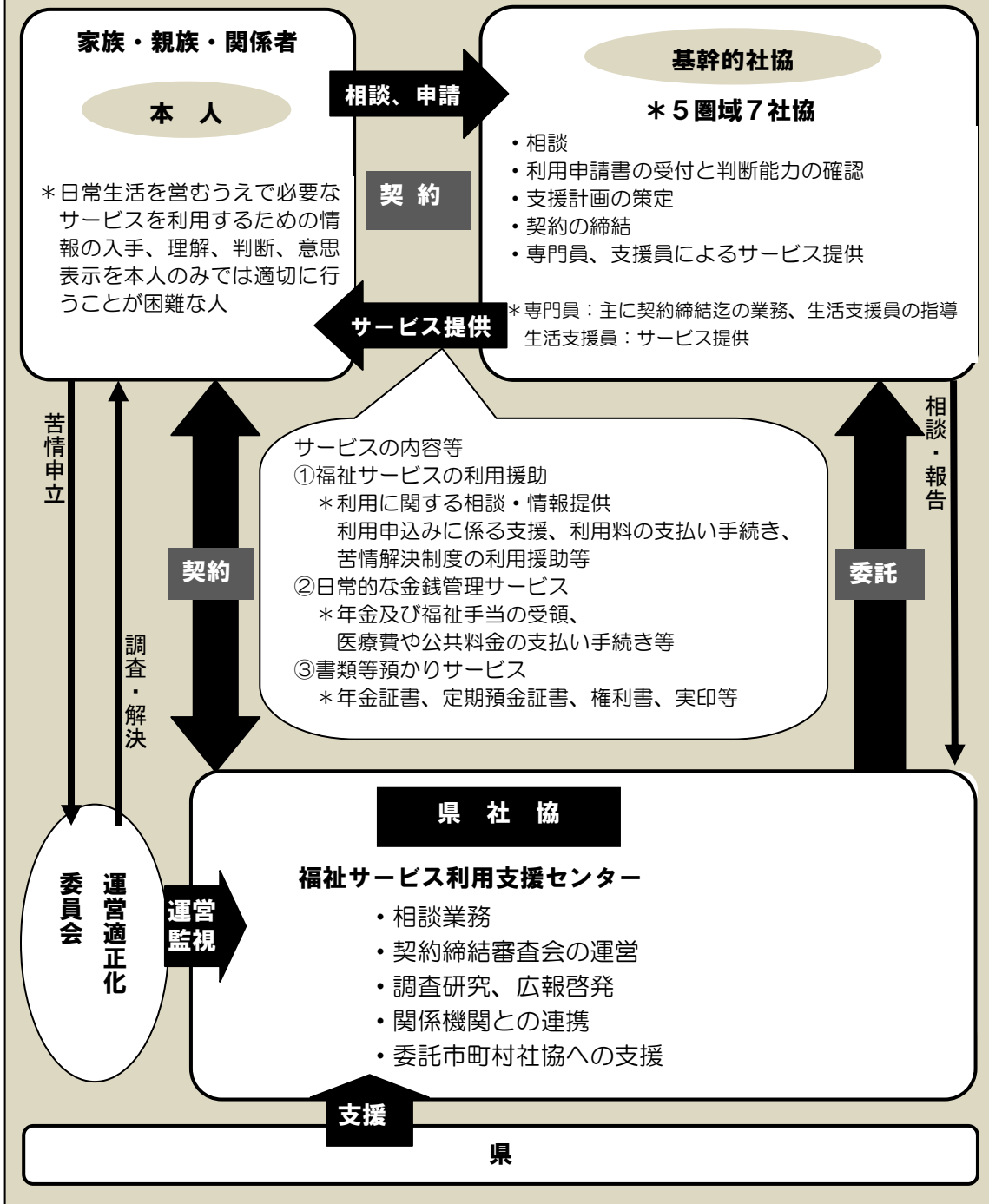
また、事業の積極的な取組に向けて、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との間で議論を深めていきます。

- 広報啓発により日常生活自立支援事業の一層の認知度向上を図ります。
特に、市町村地域包括支援センターや民生委員など関係機関に対する事業の周知により、支援を必要とする方の利用に繋がります。
また、周知にあたっては、成年後見制度と併せて、連携を取りながら行います。

県社会福祉協議会による取組

- 市町村地域包括支援センター、民生委員をはじめ地域の福祉、医療、金融機関など関係機関との連携のもと、利用が必要な方を掘り起こすための相談対応体制やネットワーク体制を強化します。
- 市町村社会福祉協議会の窓口で制度運用を担う専門員と日常生活を支える生活支援員の確保や資質向上のための研修会を充実します。
- 県社会福祉協議会に第三者機関として設置した運営適正化委員会による、実際に現場で利用者の金銭を管理する市町村社会福祉協議会に対する監視と監査体制を強化します。
- 判断能力が著しく低下し、日常生活自立支援事業では対応できない場合に、成年後見制度へ円滑に繋げるため、法テラス（日本司法支援センター）など関係機関との連携強化を図ります。

■日常生活自立支援事業の概要



(イ) 福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

1 経緯・現状

利用者からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法第 82 条において社会福祉事業の経営者に対して適切な苦情解決への努力義務が規定されています。

また、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されており、事業者限りでは解決できない苦情に対する相談に応じるなどの支援を行うとともに、施設への個別指導や、苦情解決責任者と第三者委員を対象に、その役割や対応技術の向上、実践事例などを内容とした研修会を開催しています。

県では、施設監査や施設長研修会など、様々な機会を捉えて国指針に添った苦情解決の仕組みづくりを社会福祉事業者に対して指導することや、岐阜県運営適正化委員会の運営に対する支援により、福祉サービスに関する苦情の適切かつ円滑な解決体制の整備に取り組んでいます。

■ 県運営適正化委員会・苦情受付件数等

(単位：件)

		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
相談件数		75	70	49	52	69
	うち苦情受付	35	33	18	24	44
解決の結果	相談援助	26	29	17	21	39
	紹介伝達	6	2	1	1	2
	その他	3	2	0	2	3

※ 県運営適正化委員会まとめ

2 課題

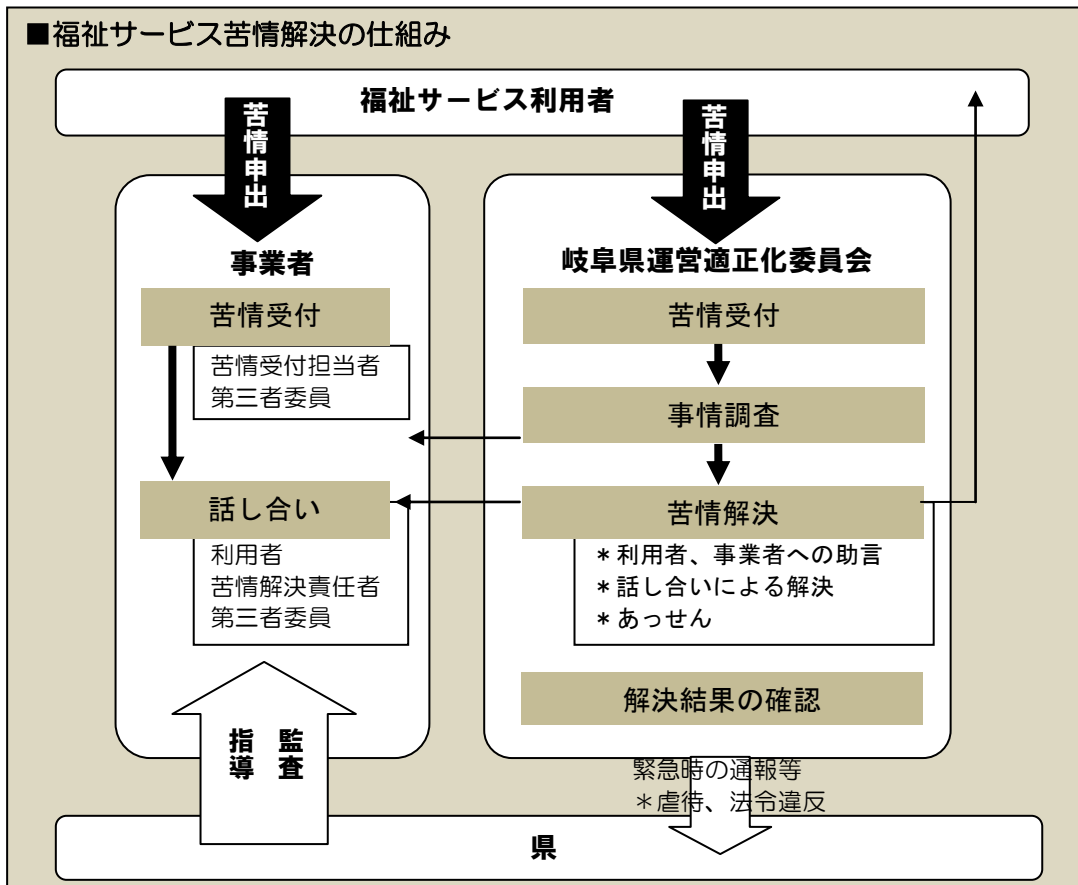
県内の約 90%を超える事業者において苦情受付担当者と解決責任者が配置されている一方で、第三者委員を設置している事業者は 75%程度であり、事業者による円滑かつ適正な苦情解決のため体制整備が必要です。

また、事業者との話し合いで解決ができない苦情や直接事業者には言えない苦情の受け皿として、岐阜県運営適正化委員会の一層の認知度向上が期待されています。

3 方針

利用者からの苦情は、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に繋げるための貴重な情報とも考えられます。

県では、施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。



第5章 計画の推進

【計画の進め方】

この計画を実効性のあるものとして推進していくために、計画に掲げた施策の進捗状況や目標の達成度について定期的に把握し、「岐阜県地域福祉協議会」において、その過程や成果を議論し、計画の進行管理を行います。

また、市町村、市町村社会福祉協議会、地域住民、社会福祉関係団体などとの意見交換を通じて、県内の地域福祉の現状などを把握するとともに、各地の活動事例など、地域福祉に関する情報を積極的に提供します。

なお、県では、第二期地域福祉支援計画において、制度外サービスの整備・充実に向けて6つの項目（①見守りネットワーク活動、②要援護者支援マップづくり、③ふれあいサロン活動、④住民参加による配食サービス、⑤助け合い（生活支援）活動、⑥宅幼老所の運営）を掲げ、その推進を図ってきました。

第三期地域福祉支援計画においても引き続きこれらの項目を基本に、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大を図ることとし、次のとおり新たに数値目標を設定します。数値目標の進捗の評価については、単なる県全体の実施率の向上のみにとらわれることなく、地域の実情や市町村ごとの取組内容も参考にしながら、県全体の地域福祉の向上を目指します。

■地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大に向けた数値目標

項目	実績 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)
① 団体づくりに対する県支援制度を活用して設立した団体数	85 団体 (※)	120 団体
② 拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	95 力所 (※)	200 力所
③ 地域の支え合い人材育成につながるボランティア講座の実施率	54.7% (実施市町村数/市町村数)	100%
④ 地域の団体組織のネットワーク形成促進のための懇談会・座談会の実施率	57.9% (実施小学校区数/小学校区数)	100%
⑤ 見守りネットワーク活動実施率	68.5% (実施自治会数/自治会数)	100%
⑥ 助け合い（生活支援）活動実施率	17.8% (実施小学校区数/小学校区数)	50%

(※) 平成 26 年 2 月現在

【各関係機関の役割】

- 地域住民の一人ひとりには、地域における福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外サービスの提供活動）していくことが求められています。
また、地域内の各活動団体、民生委員などは、相互に連携し、補い合いながら、その活動を発展させていくことが必要です。
- 近年の福祉制度の改革により、住民への福祉サービスの提供については市町村中心主義が確立しています。
制度外サービスについても、市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、住民参加の仕組みをはじめ地域での支え合い活動の活発化に繋がる効果的な市町村地域福祉計画の策定のもと、計画的な整備・充実に向け、コーディネーター（市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員）や拠点など住民活動に必要な環境・活動基盤を整備していく役割を担います。
- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり（社会福祉法第109条）、地域内の関係機関・団体の連携・協働の要として、活動団体の組織化をコーディネートするとともに、各種団体が継続・発展した活動が展開できるよう、その支援を行います。
- 地域の医療・保健・福祉・介護の実施機関は、保有する専門知識・技術、施設などの資源を活用し、住民活動を支援する役割が求められています。
提供する介護保険など制度化されたサービスの充実を図るとともに、制度及び制度外サービスが包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケア体制（システム）」の構築に向け、一層の連携・ネットワーク化が必要です。
- 県は、県社会福祉協議会とともに、制度外サービスの普及・拡大に取り組む市町村、市町村社会福祉協議会に対し、広域的な地方公共団体として、モデル事業や情報提供などによる先駆的・先進的事例の普及促進、人材養成などの後方支援（バックアップ）の役割を担います。
- 県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会や県をはじめ、県内の関係機関の連携・ネットワークの中核として、地域福祉推進に関する本県のシンクタンク機能や人材養成、市町村社会福祉協議会に対する支援施策の実施機関としての役割を担います。

第6章 地域での支え合い活動事例集

目次

見守り支援活動・要援護者支援マップづくり 60

表佐地区声かけ・見守り活動
あんしん見守りネットワーク事業
見守りカード・救急医療情報キットの配布
災害時要援護者支援セーフティネットプロジェクト
要援護者支援マップの作成

サロン活動・住民のたまり場 65

ふれあいサロン ほっこり広場
立ち寄りサロン
ふれあい・いきいきサロン
ふれあいいきいきサロン
地域密着 多世代くらぶ
街かどふれあいプラザみのじ庵
リフレッシュサロンほほえみ（傾聴サロン）

助け合い・生活支援・移送サービス 72

サロンを中心とした地域支え合い活動
若葉台高齢者支え合い事業
「みんなの家」事業
高齢化もなんのその！地域の“絆”再生事業
生活支援サービスの提供
地域密着型の生活支援
買い物支援（生活支援）事業
根本おでかけバス運行事業
生活支援活動を担える住民の育成と活動

配食サービス

81

まごころ給食
食事サービス事業
配食サービス

交流・座談会

85

京町地区幼児・児童とひとり暮らし高齢者とのふれあい広場
在宅高齢者の話し相手ボランティア活動
地域福祉懇談会の開催

学校における取組

88

ふるさと学習
福祉学習『共に生きる～高齢者と自分』

見守り支援活動・要援護者支援マップづくり

【活動の名称】	表佐地区声かけ・見守り活動
【団体名】	表佐地区ささえあい連絡会 [垂井町]

【内容】

表佐地区に暮らす誰もが、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、地区内の自治会ごとに見守りパトロール隊を編成して自治会内の対象者のお宅を定期的に訪問し、声かけ・見守り活動を展開していくものです。



表佐地区内の自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進員、近隣ボランティア、寿会役員及び理事その他各自治会で協力いただける方によりパトロール隊を編成し、自治会ごとに2名の責任者のもと、概ね2ヶ月に1回程度の声かけ・見守り活動を行っております。

対象者の選定については、各自治会にて、独居高齢者、高齢者世帯及び障害者、その他必要と思われる方を自治会ごとで個別に判断して選定した上で、年に一度開催している「声かけ・見守り活動責任者打ち合わせ会」において、各自治会の責任者、民生委員・児童委員、福祉推進員等が情報を共有・協議して決定しています。

2年目には、声かけ・見守り活動の際に、安心カード（救急医療情報キット）を配付することを計画し準備を進め、今年度始めに配付を行いました。また、安心カードを緊急時に活用するため消防署へ配布先を報告し、活用をお願いしました。



【今後の展開】

平成23年度より始まったこの活動も3年目を迎えました。2ヶ月に1回という頻度で行う、各自治会での声かけ・見守り活動も定着してきたように思われます。

今後は、活動頻度を増やすことや、要支援者マップや要支援者台帳等を結びつけること等を検討し、地域住民による支え合い、助け合い活動をより一層進めていきたいです。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

円滑な活動展開に結びつける為、自治会や民生委員、福祉推進員と連携を取りながら進めました。対象者選定は、大まかな基準の下、各自治会の判定に委ねる等、きめ細やかな対応ができるよう工夫しました。また、自治会ごとに見守り活動の責任者を2名ずつ選出してもらい、年に一度、会議を行い、情報交換や活動の意義を再確認していただく機会を設けて、活動が停滞しないよう工夫しています。

【活動の名称】	あんしん見守りネットワーク事業		
【団体名】	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会	市内20地区社会福祉推進協議会	[大垣市]

【内容】

「あんしん見守りネットワーク事業」は、平成20年度より、市内全20地区社協を基盤に自治会を単位として、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者の方、虚弱な方など住み慣れた地域で生活し続けることに不安がある方や、日ごろの声かけなどによって元気に生活していただけの方などを対象にその地域住民が一体となり、見守りや話し相手など地域の人たちで出来ることを行い、誰もが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるまちづくり、地域住民同士の支え合い、見守り活動を実施しています。具体的には、地域の中の気がかりな方に対して、自治会長、民生児童委員、福祉推進委員、近隣住民などで、見守り隊を編成し、見守り関係図を作成し、定期的な見守り活動を行います。見守り隊は、あいさつや声かけ、日常生活の中でさりげない見守り活動を通じ、必要に応じて、民生児童委員や自治会長、大垣市社会福祉協議会に連絡します。

また、平成25年度においては、地域住民の見守りネットワーク活動に加え、新規事業として日常業務の中で見守りに関係するさまざまな事業所（郵便局、新聞販売店、金融機関、コープ、ヤクルトなど）の皆さまと連携した見守りネットワーク活動をすすめ、早期に異変を発見し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目的に、見守り関係事業所（市内26事業所）と大垣市社会福祉協議会が「見守り協定」を締結し、より重層的な見守りネットワークの構築を図ることを推進します。

見守り実施自治会数等（平成25年3月31日現在）

自治会数	見守り実施自治会数	見守り対象者数	見守り関係図提出数
494	381	3,182	1,597



◎これから活動を始め方へのメッセージ

3年間をかけてモデル指定をし、全20地区で見守りネットワーク事業が定着しました。地道な活動ですが、常に状況を確認し合い、継続出来る方法を検討することが大切です。今後は、災害時の支援や対応なども視野に入れた活動も必要ではないかと思えます。

【活動の名称】	見守りカード・救急医療情報キットの配布
【団体名】	揖斐川町
<p data-bbox="167 315 256 349">【内容】</p> <p data-bbox="156 365 384 398"><見守りカード></p> <p data-bbox="156 414 1428 499">大きな災害が発生した場合、高齢者や障がいのある方などは、被害にあわれる確率が高いといわれています。</p> <p data-bbox="156 512 1428 647">そこで、あらかじめ氏名、住所、緊急連絡先などを「見守りカード」に記載し、地域に提出し、これらの情報を地域内で共有することで、普段の見守りや緊急時の対応、災害時における的確な情報伝達に役立てていこうというものです。</p> <p data-bbox="156 660 1428 795">見守りカードを提出していただきたい方は、地域で暮らしていて不安を感じて見える方、移動等で不自由を感じている方などで、具体的には65歳以上の高齢者世帯の方、要介護認定を受けている方、障がいのある方などです。</p> <p data-bbox="156 808 1428 896">提出していただいた見守りカードは、見守り台帳として、自治会、地域の民生児童委員、地区福祉連絡会、地域の消防団、役場、社会福祉協議会、警察署、消防署で情報を共有しています。</p> <p data-bbox="156 934 475 967"><救急医療情報キット></p> <p data-bbox="183 983 1300 1016">見守りカードを提出していただいた方に救急医療情報キットを無料配布しています。</p> <p data-bbox="156 1030 1428 1164">救急医療情報キットとは、緊急時や災害時に必要な本人の医療情報を記入したシートを専用の容器に入れたものです。自宅の冷蔵庫に保管し、救急時に救急隊員などが迅速かつ適切な救急活動を行うために使用します。</p> <p data-bbox="167 1234 344 1267">【今後の展開】</p> <p data-bbox="156 1283 1428 1368">見守りカードについては、登録に抵抗を感じられる方も多いため、そうした方々に理解が得られるよう、今後も地道に説明をしながら普及を図っていきたいと考えております。</p> <p data-bbox="183 1382 1428 1467">また、救急医療情報キットについても、利用者に常に最新の情報に更新されるよう、周知を図っていきたいと考えております。</p> <div data-bbox="327 1507 1252 1541" style="text-align: center;">◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆</div> <p data-bbox="156 1585 718 1619">◎これから活動を始める方へのメッセージ</p> <p data-bbox="156 1635 1428 1765">救急隊が実際に救急医療情報キットを活用して救急医療を行うケースは、ほとんどないと聞いていますが、中には救急医療情報キットのおかげで緊急連絡ができ、役立ったケースもあることから、今後も普及に努めていきたいと思っております。</p>	

【活動の名称】	災害時要援護者支援セーフティネットプロジェクト	
【団体名】	陶町明日に向かって街づくり推進協議会	[瑞浪市]

【内容】

防災訓練時、どこへどのように逃げるか分からないという声から、平成 20 年より 3 年で各地区ごとに、マップ作りが行われました。各地区の班長、消防団、回覧の呼びかけにて集まった方々で作業されました。班ごとに土砂崩れ、河川の氾濫が心配される場所に印をつけます。そして、班の中に避難時に支援が必要な人の情報も書き入れます。身体状況を確認し、災害時の移動方法、介助に何人必要で、誰が行うのかをリストとしてまとめました。また、班内での一時避難場所を地震災害と雨災害で分けて考えました。地震災害時は、まわりに建物がない広場、雨災害時は、屋根があった方が望ましいとのことで、班内の方の車庫が選ばれるケースもありました。防災訓練では、まず一時避難所へ避難し、そこから班で歩いて避難所（公共施設）へ移動することがメインで行われました。その後、炊き出しや起震車等の体験も行いました。



平成 23 年は「我が家の減災絆シート」を各家庭に配布しました。家族で防災について話し合うきっかけとなるよう、自宅や危険箇所、避難場所を書き入れる白地図とチェックリストで確認できるようにしました。



その後もマップは、手法を変えて作成され、地域で声をかけ合い、日頃からの見守りへの材料として活用されています。

【今後の展開】

街づくりのセーフティネット部会を設立。「避難しなくてはいけない」という意識をつけ、地域で自分たちの身を守る行動へつなげていけるよう、取り組みを強化していきます。また、平日の日中に災害が起きた場合、町の中で一番力があるのは中学生だと想定されます。中学生に防災の意識を高めてもらう学習を行っており、今後は日頃から地域の高齢者との関わりを作っていく取り組みを考えています。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

防災マップづくりをきっかけに、防災に対する意識を高めることができました。そして、セーフティネット部会の設立へつながったことが大きな成果であると思います。今後も地域での支え合いを大切に、日頃の見守り活動から防災へとつなげていければと考えています。

【活動の名称】	要援護者支援マップの作成	
【団体名】	20地区社会福祉推進協議会	[大垣市]
<p data-bbox="165 315 253 347">【内容】</p> <p data-bbox="150 365 1426 499">この事業は、地区社協単位で実施している「あんしん見守りネットワーク事業」の一環として行っているもので、下記の情報をマップにすることで、平時の見守り活動、災害時等の支援活動に役立てるものです。</p> <p data-bbox="165 562 537 595">(情報1) 緊急連絡のてびき</p> <p data-bbox="150 611 1426 745">昭和50年から、緊急時に本人及び地域の方々が素早く対応できるように、また、地域での支援体制を構築することを目的に、ひとり暮らし高齢者等を対象とした「緊急連絡のてびき」を作成しています。※作成数：2,860件（平成25年9月現在）</p> <p data-bbox="150 761 1426 844">本人の基本情報、家族・友人等の連絡先、自治会長・民生児童委員・福祉推進委員、利用サービス及び避難場所等を記載しており、対象者は電話機の近くに保管しています。</p> <p data-bbox="165 909 777 943">(情報2) あんしん見守りネットワーク関係図</p> <p data-bbox="150 958 1426 1041">平成20年度から、地区社協単位で実施している「あんしん見守りネットワーク事業」において、本人を見守る概要を記載した「関係図」を作成しています。</p> <p data-bbox="150 1106 1426 1292">上記の情報1、2をデータで管理し、そのデータを市社協のマップデータに落とし込みます。自治会単位、民生児童委員単位にて印刷できるため、印刷したものを自治会に渡しています。対象者を見守っている方が誰なのかも、マップ上で色分けと紐付きがされるため、一覧で見ると、視覚的に理解しやすく、見守り活動に役立てられています。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆</div> <p data-bbox="150 1406 718 1440">◎これから活動を始める方へのメッセージ</p> <p data-bbox="150 1456 1426 1641">マップを作ることが目的ではなく、マップを使用して日ごろの見守りネットワークを構築することが目的です。また、マップはあくまで情報を図式化したものですので、日ごろの情報の整理が大切です。市からの情報を待つだけでなく、地域に出向いて地域との関係を構築して、協働することによって正しい最新の情報にすることができます。</p>		

サロン活動・住民のたまり場

【活動の名称】	ふれあいサロン ほっこり広場	
【団体名】	NPO法人 グッドライフ・サポートセンター	[岐阜市]

【取組の概要】

平成24年1月から平成25年3月まで「県民の参画と協働による地域づくり支援事業」で地域の問題を企業・地域・NPO・行政と一緒に解決していこうとアンケート調査や企画運営会議・ワールドカフェなどを実施しました。企業である「マーサ21」を拠点に、拡大家族づくりをコンセプトに地域の課題を出し合いました。その結果、マーサ21付近の地域の課題が高齢化・核家族化であることがわかったため、人が地域から孤立しないために、『多世代交流のできる「居場所づくり」で相互扶助を実現し、みんなが元気になる』場所づくりを目標に、アクションプランとして「ふれあいサロンほっこり広場」を平成25年1月からマーサ21北館4階にて月8回（火曜日・木曜日、10:15～12:00・13:00～15:00）開催しました。

事業は3月で終了したため、現在は、鷺山自治会（人材の提供・広報などの協力）・マーサ21（人材の提供・場所の提供など）・NPO法人グッドライフ・サポートセンター（人材の提供・講座計画・広報など）の3者で、それぞれができることを持ち合いながら継続しています。

資金面は岐阜県社会福祉協議会より平成25年度岐阜県ボランティア活動振興基金助成事業助成を受けて展開。人材面としては、3者が出し合い、繋がりがあいながら継続しています。

内容としては、笑ヨガ・筋力トレーニング・包括支援センター講座・ボウリング大会・コーラス・将棋・折り紙教室・編み物・和み文字講座・お茶会など、地域の方々や他のNPO法人が講師となり、楽しい講座や時間を提供しています。参加者は高齢者が中心ですが、子育て施設と隣接していることから子育て中の親子の参加も増えてきました。多い講座で38名の参加があります。

【今後の課題】

資金面が一番の課題です。参加費はどなたでも気軽によっていただきたくお茶代として100円と格安なため、消耗品費・講師謝金費などが参加費だけではまかなえません。参加者や講座内容は広がりがつつありますが、継続するために資金確保が課題となっています。



（100歳のおばあちゃんから9歳のお子さんまで）



（男性も多く参加のボウリング大会）



◎これから活動を始め方へのメッセージ

人材と資金の確保が喫緊の課題です。一方で、「夫を亡くし家に引きこもっていたら、友人にこの場所に誘われて参加し、たくさんの人とおしゃべりができてランチにもご一緒しました。本当にありがとう！」など利用者の方からの感謝の言葉が私たちの活動の一番の活力となっています。

【活動の名称】	立ち寄りサロン
【団体名】	特定非営利活動法人楽々会 [下呂市]

【取組の概要】

活動場所は、「南飛驒はぎわら十六館」ですが、ここは以前、十六銀行だった場所で萩原商店街の中にあります。ここで、毎週金曜日、9時30分から15時30分まで、高齢者や子どもを中心としての居場所づくりとして、「立ち寄りサロン」を開いています。特に、高齢者の方々には立ち寄り、休憩、体験、交流などの場になり、会員も原則60歳以上の者ですので、ここで当番をして、この活動に参加することで、会員自身が元気で楽しみ、生きがいづくりの場になればと思っています。サロンですので、何をしなければいけないと言うことはなく、月に一度は、体操や押し花など、会員による体験会も希望者にはさせていただきますが、時間内ならば滞在時間も参加者の自由です。参加・体験料として200円頂きますが、お茶やお茶菓子代に充てます。会員には当番時にガソリン代として一回100円支払いますが、それ以外の時は参加料として100円頂きます。

【今後の課題】

平成24年11月に始まったこの活動もようやく1年が過ぎようとしています。地域の方には、まだ認知度が低いですし、活動できる会員は30名ほどいますが、会員自身が多忙の者が多く、金曜日には十六館で時間を使うとまでにはなっていません。特に、一人暮らしの方々の交流の場、友達づくり、そこから発展して、支え合い活動ができるといいなと思っています。



左：押し花体験
右：参加者が、朝市で買い物して、その後おしゃべり



◎これから活動を始め方へのメッセージ

会員から教えてもらい、布ぞうり作りを始めました。好きな方は、何足か作るうちに教える側になりました。立派に出来るようになったら売る予定です。作ることがそれほど好きでない方は、おしゃべりやゲームをします。話し相手やお友達が出来た、認められて嬉しいなど楽しみや生きがいの場なり、参加される方に喜んでいただいています。

【活動の名称】	ふれあい・いきいきサロン	
【団体名】	下新町・新町・天王町町内会	[笠松町]
【内容】	<p>歩いてでかけられる場所に気軽に集う、ふれあいいいきいきサロンの運営です。</p> <p>3つの町内の町内会長や民生委員、老人会長さんや町内のボランティアで喫茶型のサロンを運営。100円でお茶とお茶菓子を食することができ、集まった人とおしゃべりをして過ごします。</p> <p>土曜日の開催時には町内の中学生などがボランティアでスタッフとして参加することもあります。</p> <p>サロンに来ることにより、町内でのつながりづくり、地域課題を発見できる場となります。</p>	
【今後の展開】	<p>高齢者の参加は多いのですが、平日だけでなく土曜日にも開催しているので、高齢者以外の参加者が増えるといいです。</p> <p>今後は、町内のいろいろな世代の方に参加してもらえるようなサロンになるといいと思います。</p>	

【活動の名称】	ふれあいいきいきサロン
【団体名】	20地区社会福祉推進協議会 [大垣市]

【内容】

大垣市では平成14年からスタートした「ふれあいいきいきサロン事業」。平成25年9月現在、サロンは226か所に設置され、314自治会で実施しています。(市内自治会数は494)

回数は下記表のとおり様々ですが、年4回以上実施することで市社協から助成をすることになっています。4回とハードルを低くすることによって「とりあえずやってみよう」という気持ちになります。最初は4回だったサロンも回数を増やすようになっています。

年4回以下	3か所
年4回以上	223か所
年5回以上	130か所
年6回以上	105か所
年7回以上	66か所
年8回以上	57か所
年9回以上	50か所
年10回以上	43か所
年11回以上	35か所
年12回以上	29か所

また、喫茶式サロンも増加しており、平成25年9月現在、17か所で設置運営されています。

【市社協の支援】

平成23年度から、地区社協単位で「サロン研修会・交流会」を行っています。全体研修ですと、参加者が限られ、サロン未実施自治会への促しが難しかったですが、地区社協別に研修会を行うことにより、未実施自治会への周知ができ、結果として、サロンは増加傾向にあります。また、地区別に行うことにより、情報交換がしやすくなる、ボランティア同士の輪が広がる効果もあります。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

レクリエーションや介護予防、食事会など、サロンでさまざまなことを実施していますが、ふれあいいきいきサロンの本来の目的であります「気軽に集える場づくり」ということを忘れてしまうとイベント的になってしまい、ボランティアさんの負担になります。目的を常に忘れずにいることが大切だと思います。

【活動の名称】	地域密着 多世代くらぶ*	
【団体名】	ひなたぼっこくらぶ（ハイタウン北方自治会他）	[北方町]

【取組の概要】

平成24年、県内有数の大規模団地「ハイタウン北方」（約600世帯）を含む近隣地域において、高齢者や乳幼児親子の「孤立防止」「仲間づくり支援」を目的に、地域のたまり場「ひなたぼっこくらぶ」を団地集会場に開館した。団地の自治会や近隣住民を中心とした、70歳代～80歳代のボランティアが中心となり、①カフェコーナーの設置 ②健康体操や脳トレ・健康教室（栄養教室や認知症講座等）の開催 ③乳幼児親子を対象としたふれあい遊びの提供 ④季節行事・誕生日会等の多世代交流の場を、行政・社会福祉協議会・包括支援センター・社会福祉法人和光会などが専門職を派遣するなどの援助を行い運営している。

年間を通じた活動で、子育て家庭にとっては、大勢の人と関わる事で育児ストレスが軽減する場となり、また地域住民にとっては、身近に集う場所ができた事で笑い合える仲間の輪が広がり、連帯感が深まっている。



開館2年目となり多世代交流が日常的に・自然にできる環境の中で、世代を超えた支え合い活動の幅が広がりを見せている。子育てママを応援するため、住民による「短時間託児」や乳幼児の遊び相手をするほか、地域の方が調理器具や食材を用意し、幼児から高齢者みんなで夕食を作って食べる「食事会」の開催、高齢者が敬遠しがちなパソコンを子育てママが教えるなど、新旧混在地において、顔見知りの関係が徐々に構築されてきた事で温かい絆が生まれている。



【今後の展開】

地域の支え合いの輪が広がり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す為に、“暮らしの小さなお手伝い「ひなたぼっこくらぶ★お助け隊」”の結成を試みている。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

まだまだ元気な70歳代・80歳代高齢者の方々に、ボランティアとして活動を支えていただけには、仲間づくり支援からスタート。地域高齢者が元気になる・楽しい「地域のたまり場」は、同世代のみの集まりではなく、多世代が自然な形で行われる環境づくりによって、笑顔や思いやりにあふれた場所になります。個々の性格・生活習慣を徐々に認め合う事も大切です。活動をサポートする側は、常に「笑顔」と「感謝」の気持ちを忘れずに！！

*平成25年度岐阜県「地域の絆づくり重点推進モデル事業」地域指定

【活動の名称】	街かどふれあいプラザみのじ庵
【団体名】	特定非営利活動法人 福祉サポートセンター さわやか岐阜みのじ [岐阜市]

【内容】

「街かどふれあいプラザみのじ庵」は、平成18年4月に岐阜県と旧柳津町より「街かどふれあいプラザ事業」として一部補助金をいただいて法人事務所を増改築し開設いたしました。以来、現在まで地域の人々の信頼と笑顔に支えられて継続しています。

この「みのじ庵」は、「居場所」です。人と人とが交わる場所です。ここでは、ふれあい、地域支え合い、情報交換、相談、苦情、協働の場になっています。ここで、重要な事は、「すべての人に居場所と出番があり、皆が人に役立つ喜びを大切にできる地域社会」を作っていくことです。通常は、月曜日～金曜日、9時～17時で常時、居場所として開設しています。

その中でも、開設時より毎週水曜日の10時から15時30分には、近所の高齢者（70歳～90歳）13名程の方が、集ってサロン活動を行っています。昼食、おやつ、材料付で、1日1000円の利用料です。当初の内容は法人からの提供型でしたが、徐々に自主的なサロン活動に進化しました。前週に季節や旬の食材をふまえ、次回の献立をみんなで考え、野菜を作って持参して下さる人、買い物に行ってくださいる人、料理を作って下さる人、配膳をして下さる人、皿盛り、お箸の準備、醤油や手作り柿酢をよそって下さる人とそれぞれが得意な仕事をしていただいています。楽しく食事をした後には、また、皆がそれぞれ得意分野を分担して後片付け、食器洗い、机拭き、床の掃除とすべて、参加者全員で、やっていただく事により、一人一人皆が、輝いて生きる場所作りを実践しています。参加者が主役であり、先生です。いつまでも、生き生きとやれる、やりがいがある、役立っているという喜びがあり、いつまでも輝いて生きたいと自主的に実践されています。食事以外では、毎回、俳句、絵手紙、貼り絵、手作り小物の制作や、認知症の勉強、健康相談等日替わりで、行っています。時には参加者の誰かが講師になる日もあります。もちろん、おしゃべりタイムもしっかりあります。7月には、平和祈願の折鶴を作り、岐阜市へ届けました。時には外出として、花を見に行ったり、展覧会や、講演会に行ったりもしています。また、年一度、ごきぶり団子を作って近所に配っています。内容はすべて、参加者が話し合っていて決めています。居場所は、いつでも立ち寄り、地域の実家のような家族的なたまり場です。これからも継続していけるよう応援していきます。

法人としては、サポーターとして見守り、応援をするだけです。

ただ、この居場所やシステムを維持するために、この場所で、週2回、岐阜市の認知症予防事業である「まめかな元気脳教室」の受託や、岐阜県グループホーム協議会の事務所受託、移送サービス事業、助け合い事業、また、隣接地でグループホーム事業などを実施し、各種団体とコラボ（協働）して総合的に、時には専門的に、素早く地域に発信、貢献できるようにしています。



◎これから活動を始める方へのメッセージ

- 1 まず地域において支え合い活動に参加。実践を通して体験することが一番です。
- 2 地域福祉は、ふれあいに参加するたびに地域の人と顔なじみになり楽しいです。
- 3 地域の居場所での支え合い活動は、そこには、学ぶことや教えられることや発見がいっぱいあります。皆が元気いっぱいです。明るい笑顔がいっぱいです。
- 4 理念をしっかりと持って多種多様な人々とネットワークを組みましょう。
- 5 地域ふれあいの町づくりにあなたも是非その輪の中に参加しましょうよ。

【活動の名称】	リフレッシュサロンほほえみ（傾聴サロン）
【団体名】	リフレッシュサロンほほえみ [多治見市]

【取組の概要】

この事業は、心の病や悩みなど“心の健康を損なっている人”を対象に、心の中を語っていただき“傾聴されることで気持ちが軽くなり、心の解放に繋げる”ことを目的とした傾聴サロン活動です。このサロンは月一回開催され、常時7～8名のスタッフが待機し、来場される方のお話をサロン形式で傾聴しますが、希望者には個別に対応できるよう個室も準備しています。

平成24年度にサロン立ち上げに向け、心の健康や傾聴について学ぶ「リフレッシュサロンボランティア養成講座」が開催され、その講座修了者が本サロンスタッフとして活動しています。

サロン名：リフレッシュサロンほほえみ（平成25年3月設立）

開催日：毎月第3木曜日（平成26年4月からは、第1木曜日の10時～12時を追加）

場 所：多治見市総合福祉センター内集会室及び相談室

開催時間：10時～12時、13時～15時

対象者：心の病や悩みを抱える方

申込み：不要

参加費：無料

サロンスタッフ数：21名



◎これから活動を始め方へのメッセージ

本サロンを立ち上げるにあたり、実際に来訪者があるのか大変不安でしたが、「話が聴いてほしい人を待つ場所」として「あせらずに、ゆっくりと活動が続けていこう」と話し合い、広報やチラシなどでの周知や、スキルスアアップ研修を重ねて来ました。その結果、来訪者も徐々に増え、平成26年度には開催日を増やすに至りました。深刻な様子で来られた方の、帰り際の和らいだ表情は、私達スタッフの活動の励みになっています。



研修会の様子



個別での傾聴の様子

助け合い・生活支援・移送サービス

【活動の名称】	サロンを中心とした地域支え合い活動	
【団体名】	おなびあさひ会	[郡上市]
【内容】	<p>郡上市八幡町小那比地域は人口約260人で高齢化率は63%となっており、特に一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対する支援が求められている。</p> <p>もともと集会所などを利用したサロンが11ヵ所あり、また民生委員の訪問相談、自治会・公民館活動等も活発に行なわれている。こうした活動の、より一層の連携・協働を図るため地域の関係機関・団体で構成された「おなびあさひ会」を平成21年に設立した。</p> <p><サロン交流会></p> <p>11ヵ所あるサロン参加者を中心に交流会を年2回実施。「心の健康」について大学講師を招き講演いただいたり、「お口の健康」について歯科医師を招き講演いただいたり、またカラオケ大会など自らの技の披露や普段地域の中では見られない芸能観賞（生バンド演奏やフラダンス等）など、健康づくりや生きがいづくりにつなげるために様々な催しを実施してきた。昨年度は10月に70名参加、3月に53名の参加でした。</p> <p><生きがい喫茶></p> <p>誰でも気軽に集える場所、相談しやすい場づくりとしておなびあさひ会事務所を開放し、毎週土曜日、午前中を基本として喫茶を開催。昨年度は48回開催、192名の参加でした。</p> <p><ボランティア活動></p> <p>デイサービスセンターの行事手伝いや地域の草刈り、清掃など、各サロンが声を掛け合い協力しながら小那比全体で年20回程度行っている。</p> <p><見守りネットワーク></p> <p>民生委員、福祉委員、サロン関係者、自治会、デイサービス職員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、郡上市社会福祉協議会職員などが集まり、年5回ほど地域の課題や見守り・声かけが必要な方の情報交換や対応を話し合っている。</p> <p>【今後の展望・課題】</p> <p>地域の人口の減少に伴いサロン交流会への参加者が少なくなっている。地域の健康づくりやネットワークづくり、見守りのためにも今後どのように維持、強化していくかが課題となっている。</p> <p style="text-align: center;">◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆</p> <p>◎これから活動を始め方へのメッセージ</p> <p>活動の一環である「あさひ会サロン交流会」では地域の老若男女関係なく全員集まるととても良い機会となっています。</p> <p>小那比に興味をもってくれる人も増え、活動をしていなかったら出会えていない、市外や県外からの人との交流も増えました。</p> <p>とにかく「暮らしやすく楽しくしていこう」と皆でやっています。活動をしていくなかでは地域の有識者や代表になって引っ張ってくれる人、公民館や自治会長など皆を巻き込んでいくことが大切なことだと思います。がんばってください。</p>	

【活動の名称】	若葉台高齢者支え合い事業*	
【団体名】	若葉台高齢福祉連合会	[可児市]

【内容】

住民主体で広範な活動を展開して「支え合いの街づくり」を行っています。

<高齢者ふれあい事業>

会のなまえ	内 容	開催頻度	記 事
わかば302	30分ウオーキング	週2回 無料	年間参加者3千人
和みの会	手作りランチ会	月1回 ¥400	孤食者対策 30食
いきいき若葉	介護予防講座	月1回 無料	心と体の健康講座
ダンディーサロン	麻雀・民舞・ランチ	月12回 ¥100	男性が多く盛況
見学バスツアー	市内各種施設・旧跡めぐり	年4回 無料	ご近所さんとのふれあい
里山バーベキュー	野外でワイルドに実施	年2回 ¥600	自主整備した里山利用

<高齢者支え合い事業>

事業の名前	内 容	利用料
ほのぼのアッシーくん	団地内を循環して駅前商店街へ。移動手段を持たない高齢者の日常生活移動支援。月間利用者数400人	無料
緊急しのぎ支援	突然の出来事に家族が来るまで、緊急しのぎ支援	無料
家事ちょこっと支援	日常家事のお手伝い	¥300~
ふれあい市場	家庭菜園・新鮮産直魚介の朝市 年数回	特価

<その他の事業>

支援センター設置・運営	支援活動の拠点	平成24年秋新築開所
ふれあいセンター設置・運営	サロン等住民のふれあいの場	同 上
広報紙の発行	住民向け福祉活動状況の広報	月刊

出来そうのでできない小地域近隣福祉活動ですが、人口3200人の団地で、わずか1年でこれだけ立ち上げました。



(移動支援)

新発想の「住民による地域福祉推進システム」で、
 男性過半で多数の地域活動者とノウハウが一挙に集結、
 多様な活動が一気に立ち上がって、
 支援ボランティアにストレス・マイナス思考全くなし
 利用者は月を追って増加
 将来的にも公費補助に頼らず、自主自前で運営。
 高齢化地域を幸齢化地域に
 高齢者が住みやすい地域社会は、子育て世代も住みやすい。



(介護予防講座)



◎これから活動を始め方へのメッセージ

自治会や区といった自分たちの地域で、新たな取り組みを始めたいと思っても、なかなか難しいものです。小地域活動を実施する場合の手法・ノウハウが構築されていないからです。私たちが試みた平易な原則と実施方式で、多様な活動が一挙に展開できて、それぞれの活動が自律発展的に運営できています。

*平成24年度岐阜県「地域の絆づくり重点推進モデル事業」地域指定

【活動の名称】	「みんなの家」事業	
【団体名】	桜ヶ丘ハイツ地区社会福祉協議会	[可児市]

【概要】

桜ヶ丘ハイツは、人口約 9,500 人の郊外型大型住宅団地で、名古屋のベッドタウンとして開発され、現在にいたっていますが、高齢化の進行にともない、住民同士の支え合いのしくみが必要不可欠になってきました。

そこで、桜ヶ丘ハイツ地区社協は、活動の拠点として「みんなの家」を設立・運営し、住民誰もが参加して、顔と顔のみえる中で、共助の関係を結べる場づくりをしています。

【活動の実際】

1 相談窓口

暮らしの中の様々な困りごとについて、住民からの相談を受けています。

そして、地区社協活動の他の事業である「この指とまれ」（家事支援）や移動支援のスタッフとのマッチングをはかり、問題解決にあたっています。

2 様々な講座の主催

一人でも多くの住民に地域へ出てきて頂くために、面白くてためになる各種のミニ講座を開いています。

講師は、地域の有識者をお願いし、地域住民同士の交流をはかっています。

3 様々な立場の住民が集える場づくり

認知症患者の方がみえる家族の方々同士、障がいのある方がみえる家族の方々同士などの交流を提供するだけでなく、高齢者、園児、小学生、独居者など立場や世代を越えた様々な交流の場をつくりだしています。

4 地域人材の発掘

地域のために役に立ちたいという意志と知識技能をもった人材に呼びかけることで、手を挙げて頂き、地域の諸課題とのマッチングをはかっています。

【今後の展開】

地域内のご近所同士のつながりを強めることで、様々な課題への対処をはかっていきます。地道に各住民へ呼びかけ、地域のつながりの中で、自分たちに何ができるか考えていただき、参加意識を育てていただくための働きかけをしていきます。地域内各団体のとりまとめ役として、「言わずもがな」で成り立つ地域づくりを目指します。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

互いに支え合う地域をつくるために、出来るだけ多くの住民に地域に出てきてもらい、顔と顔の見える関係をつくるのが大切です。

たとえ遠まわりに感じても、着実に地域に広がっているようなとりくみをあきらめずに地道に継続していきましょう。

【活動の名称】	高齢化もなんのその！地域の“絆”再生事業	
【団体名】	高山市社会福祉協議会	[高山市]
【内容】	<p>この事業は平成20年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業（国土交通省：単年度）を活用し取組み始めた。限界集落が点在する高山市高根町地域で不安を抱えて生活する一人暮らしや高齢者世帯の方々が、12月～3月末まで暮らすという冬期限定の高齢者用集合住宅「のくとい館」に、様々な機関や地域の協力、マンパワーを活用しながら高山市社会福祉協議会が開設し毎10人ほどが入居している。</p> <p>【活動の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合併等による人口減少に伴い、町内にある小中学校が隣町の学校と統合したことにより遊休施設となった旧教職員住宅を冬期高齢者専用住宅に改装し開設。 ② 一晩に50cm以上積もる雪は、一人で暮らす高齢者の不安を大きくする。そこで、他地域の若者（国際ボランティア活動グループ）などを募り、冬期間の除雪ボランティア組織を結成。併せて、地域住民にも協力を呼びかけ、住民やボランティアが入居者の家屋の雪降ろしや留守中の見守活動などを促し地域の絆を創生して行く。 ③ 「のくとい館」を活用して健康サロンや地域交流事業を実施するほか、高山市内や他地域の住民が高根地域を訪れ、地域を越えた交流を図る。 <p>【今後の展開と課題】</p> <p>この事業では、その場所の立地条件も成果を上げた一つのカギだと言える。幸いにして「のくとい館」の周辺は高根町の中心部にあったことが、その立地条件をクリアさせた。平成の大合併で不要になった建物を有効に活用し、更に子どもたちの声が聞こえなくなり、地域コミュニティの形成が危ぶまれる山間地の再生に必要な、住民の繋がりをより強くする。この事業を継続して行く為の大きな課題として運営費不足が上げられる。2年目以降、利用料の他は高山市が地域振興予算で支援してくれていたが今後の財源確保が課題である。</p> <p>その他、旧高山市内の商店街には空き店舗が点在しており、現在3店舗をサロンや子育て支援、地域のたまり場「よって館」（コミュニティの創生）として活用しているが26年度で、更に空家を1件借り受け外出支援や買い物支援等を通して高根地域のような山間地の皆さんが買い物に来たついでに立ち寄って行けるような拠点（「よって館」）を目指して行く。</p>	

【活動の名称】	生活支援サービスの提供	
【団体名】	オアシス山口（有償ボランティア）	[中津川市]

【内容】

この活動は、高齢者の方たちが、住み慣れた地域で、いきいきと生活していただけるように、生活支援サービスの提供を通じ、「地域の支え合いの輪」づくりを目的とした会です。

対象は、1人暮らしの高齢者、高齢者世帯（夫婦とも65歳以上）の方です。

サービス提供者は、年齢、性別、職業に関係なく「オアシス山口」の趣旨に賛同していただけるかたが会員になっていただいて、ボランティアで活動します。

サービス内容は、家屋内の大掃除（障子張り、ガラス拭き等）や電球の取替え、話し相手、屋外では、雪かき、家屋周辺の草刈り、庭掃除（草むしり、庭木の剪定）、お墓掃除など、お使いは、買い物の代行やゴミ出しなど、困った時に気軽に利用していただけるよう、地域の団体との連携を大切にしています。また、地元の野菜で季節の食材のお弁当をつくり、配達をして大変好評を得ています。さらに、公共施設の環境整備のボランティアにも積極的に参加しています。

最近では、高齢者を支えていく活動が知られていくようになったためか、利用者が多くなり、サービス提供者が少なく追いつかないという問題がでてきました。



窓拭き作業



サービス提供会員方のクリスマスプレゼント作りの様子

【今後の展開】

現在も社会福祉協議会山口支部、山口地域づくり推進協議会、老人クラブ、PTAなどの団体と連携を持ち、協力して活動にあたっています。今後も、さらに地域と連携し、サービス提供会員、利用者会員を増やし、活動を充実させていきます。

【活動の名称】	地域密着型の生活支援	
【団体名】	みのかも支え愛リング	[美濃加茂市]
<p data-bbox="164 315 256 347">【内容】</p> <p data-bbox="153 365 600 396"><活動対象者> 美濃加茂市民</p> <p data-bbox="153 414 999 445"><活動の参加者> みのかも支え愛リング会員（美濃加茂市民）</p> <p data-bbox="153 463 328 495"><組織説明></p> <p data-bbox="180 512 943 544">支え愛リングには会長（1名）と副会長（2名）がいる。</p> <p data-bbox="180 562 1104 593">支え愛リングは6つの部会があり、各部会に部会長・副部会長がいる</p> <p data-bbox="180 611 1425 696">総務部会…支え愛リングの事務を担当する。市民からの依頼を受け付け、各部会へ活動を振り分ける。</p> <p data-bbox="180 714 1430 799">地区部会…太田部会、古井部会、山之上部会、下米田部会、連合（三和・伊深・蜂屋）部会に分かれている（小学校区が基本）。</p> <p data-bbox="153 817 328 848"><活動内容></p> <p data-bbox="153 866 1430 952">美濃加茂市民の中で生活に不便を感じている市民へ、ボランティアが生活支援を行う。ゴミ捨て、草引き、室内清掃、傾聴などが主な内容である。</p> <p data-bbox="153 969 1430 1055">他に各部会の自主的活動として、サロン（古井・太田・下米田）、パソコン教室（山之上）、地域清掃（連合）を行い、支え愛リングのPRと会員の交流を図っている。</p> <p data-bbox="153 1072 1430 1158">平成24年3月発足、7月から活動サービスを開始し、平成25年9月末現在での活動回数は100件を超えている。</p> <p data-bbox="164 1216 344 1247">【今後の展開】</p> <p data-bbox="153 1265 1430 1449">会員の増員が急務である。また、あまり活動に顔を出せない会員に対してのアプローチとして会報の発行を検討中。活動費の確保も問題で、各助成金などの申請をしている。ボランティアサービスの一部有料化の話も出ている。また、会員の意識向上を目的に、講座などを企画していく予定。ボランティア活動については現状を維持しつつ、件数が増加した場合に備えていく。</p> <p data-bbox="347 1489 1230 1520" style="text-align: center;">◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆</p> <p data-bbox="153 1556 719 1588">◎これから活動を始め方へのメッセージ</p> <p data-bbox="153 1606 1430 1691">活動目標をしっかりと定め、参加者にはその目標を十分説明し、理解してもらうことが大切です。また、支援対象者の開拓も参加者に活動機会を与える意味で重要だと思います。</p>		

【活動の名称】	買い物支援（生活支援）事業	
【団体名】	大垣市社会福祉協議会・上石津地区社会福祉推進協議会	[大垣市]
【内容】		
<p>中山間地にある上石津町は高齢化率が30%を越え、高齢者の買い物などへの移動手段に不便を感じている地域課題が年々増えてきました。そこで、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を対象にニーズ調査を実施し、結果を踏まえ自治会単位で利用できる実施方法を検討しました。最もニーズが多かった地域（牧田地区）をモデル指定し、大垣市社協所有の高齢者の買い物や生活を支援する送迎車両（10人乗りワゴン車）を活用し、実施運営を上石津地区社会福祉推進協議会（住民組織団体）で行うことになりました。</p>		
<p>対象者は概ね65歳以上の高齢者。運転手は各自治会内で有償ボランティアを選び、利用範囲は上石津町内及び隣接する地域の商店とし、平成24年11月より運行を開始しました。上石津地区は昔ながらの住民同士のつながりが根強い地域です。地域住民が、買い物支援（生活支援）事業を利用することで、支え合い・助け合い、お互いが見守り合う見守り活動の強化ができます。実際に、自治会単位での利用なのできめ細やかな情報収集や確認ができ、自治会長・民生児童委員・福祉推進委員・サロン関係者・近隣同士など連携も密にできています。この事業を利用されている方々からは大変喜ばれ利用回数、利用人数も増加傾向にあります。</p>		
【今後の展開】		
<p>平成25年7月から上石津地区全域に事業運営を展開しています。利用したいという住民のニーズは多いですが、実際に自治会単位での運転手の確保が難しく、運転手が決まらず、この事業を利用できない自治会があります。今後、連自治会単位（4地区）で運転手の確保ができるよう検討中です。地域に根付いた福祉サービス事業としてこれからも、上石津全域に理解を求めながら効率よく事業を実施し、安全に快適に運行できるよう体制整備を進めて行きます。</p>		
<p>また、他の地域でもニーズに応じ事業の推進を図ります。</p>		
◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆		
◎これから活動を始め方へのメッセージ		
<p>当自治会は、中山間地の僻地にあり、世帯数33世帯、高齢者のみの世帯は9世帯あり、独居世帯は3世帯です。高齢化率も高く44.6%となって昼間は高齢者のみの集落です。利用者からは「僻地で商店もなく、買い物が不便だったが便利になった」「買い物を人に頼んでいたが自分で選んで買い物が出来る」「色々と食品を選んで買い物が出来る」と大変好評です。参加者全員から「車中で話が出来て楽しい」「次回が待ち遠しい」など喜びの声が聞こえてきます。</p>		



【活動の名称】	根本おでかけバス運行事業
【団体名】	根本おでかけバス運営委員会 [多治見市]

【内容】

この事業は、多治見市郊外の丘陵地にある高齢化した団地で、自家用車の利用が困難な方々の生活の足を確保するために、地域で商業施設や病院等を回るマイクロバスを運行するものです。

平成 23・24 年度に多治見市が実施した社会実験の結果を踏まえ、運行地域の自治会、関係団体が中心となって運営委員会をつくり、平成 25 年 9 月 2 日から運行を開始しました。

運行主体：根本おでかけバス運営委員会

運行ルート：JR 根本駅を中心とした 4 ルート

運行日：月曜日、水曜日、金曜日（祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

便数：1 日 5 便

対象者：どなたでもご利用可能

料金：1 乗車ごと 200 円（小学生以下は無料）

1 日乗車券 300 円



【今後の展開】

利用者の方、地域の住民の方の声を聴きながら、必要に応じてルートや時刻を見直すなど、より利用しやすい地域の生活の足になるよう事業を継続していきたいと思えます。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

地域主体でのバス運行について行政からの提案だったため、必要性は認識しつつ、地域住民が運行経費の一部を負担することについて慎重な意見もありました。しかし、将来のために今から取り組むことが大切だという合意に達し、本格運行に至りました。今後は利用者を増やして地元負担を減らす努力が求められています。

【活動の名称】	生活支援活動を担える住民の育成と活動
【団体名】	NPO法人 校舎のない学校 [池田町]

<はじめに>

今後高齢とりわけ後期高齢者の大幅な増加が見込まれる。増え続ける介護ニーズを今後もこれまでのように介護保険サービスでカバーし続けることは困難である。制度外サービスを担う力と意志をもった住民を育成し、組織化し、実際の支援活動に結び付けることが地域の急務である。

<活動参加者とサービス対象者>

この活動の特徴は、介護のプロと連携していることである。サポーターになるには、まず対人援助や介護に関する基礎的な知識と技術を5日間の講義と実習で学習する。この講義等はプロの介護職や福祉専門学校教師、サポーター経験者等が担当する。支援の必要な高齢者のお宅にも実習に入る。研修終了後は「サポーター」として登録し、連絡調整役であるコーディネーターからの支援依頼に応じて実際に活動を開始する。支援の依頼は多くの場合ケアマネジャー等の介護専門職から来ている。主な支援内容は①掃除・洗濯・調理等の家事、②外出・通院の支援、③草むしりや庭の手入れ、④話し相手等である。2013年8月には月間200時間のサービス提供時間を突破した。利用料は1時間1000円(利用券)、半分がサポーターの活動費となる。サポーター数は約100人、サービス利用者もほぼ同数である。毎月の「サポーター会議」において、活動に関する様々な情報を交換したり勉強の機会を持っている。提供範囲は、大垣市、垂井町、池田町と拡大している。



月1回の会議で事例検討し学ぶサポーター達

<活動効果・今後の課題>

サポーターのサービスを利用することによって、介護の必要な高齢者が在宅生活を継続できるようになった。家族の負担や不安が軽減し在宅介護への意欲が継続している。サポーターは「自分は社会につながり、人のためになっていると実感」しており、高齢化していく地域社会の担い手としての自覚と自負を有している。今ではケアマネジャーのケアプランにも組み込まれるようになった。今後の地域包括ケアの実現にとってサポーターの活動は不可欠である。各地域にサポーターが活動できるよう支援していきたい。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

※ 活動を始めてよかったなあ・・・と思うこと

自分(70歳)より年齢の上の利用者さん(90歳)から「あなたにはずっと元気でいてもらいたい」と言われ、自分自身の健康管理により注意するようになった。

※ ここは本当に苦勞した・・・と思うこと

負担になるため「お茶を出してもらって飲まない」と決めていたが、出されると申し訳ないと思ってしまう。

※ 活動を始めるとのコツは「〇〇」だと実感したこと

- ・自分は何ができる？
- ・楽しくなくては続かない
- ・仲間と一緒にやれば苦勞も吹っ飛ぶ
- ・一歩踏み出さなくては始まらない

配食サービス

【活動の名称】	まごころ給食
【団体名】	社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会 [本巣市]
【取組の概要】	<p>この事業は、地域にお住いの75歳以上のお一人暮らし高齢者や及び90歳以上の高齢者を対象に、ボランティア手作りの季節の料理をお届けし、安否確認を行う事業です。</p> <p>1年を通じて5回の活動を行い、たけのご飯やみょうがぼち、栗ごはん等季節の郷土料理をボランティアの手作りでお届けしています。</p> <p>また配食には、民生委員さんやボランティアさんの協力をいただきながら、毎日の生活の中で不便なことや困ったことはないかなど見守りを行っています。</p>
【取組による成果】	<p>この事業を行うことにより、他の事業と連携を取りながら年間を通じて見守りを行うことができます。また、みょうがぼちやおはぎなど郷土料理をお届けすることにより、昔懐かしい味を楽しんでいただき、配食時にはいろいろなお話を聞くことができます。その話の中から高齢者の方が何を望んでいるのか、何に困っているのかを聞き取ることができ、必要な支援へ結びつけることができます。</p>
  	

【活動の名称】	食事サービス事業
【団体名】	大垣市地区社会福祉協議会 市内20地区社会福祉推進協議会

【内容】

地域住民の助け合い・ふれあい活動として、ひとり暮らし高齢者の方などを対象に、地域での支援体制をつくることを目的に地区社協のボランティア（民生児童委員、福祉推進委員、日赤奉仕団、婦人会、食生活改善協議会など）を中心に、手作りのお弁当をランチジャーにつめて配達しています。

昭和55年11月にモデル地区として、興文地区で実施され、平成25年4月現在、20地区社協（21ヶ所）で実施されています。地区により、月1回から毎週1回まで開催回数はさまざまです。また北地区では、高齢者とボランティアと一緒に調理し会食する「さくら会」を月に1回開催しています。

利用希望者の調査等を民生児童委員が中心となつて行ない、障がい者世帯や高齢者世帯についても、地区社協の判断で必要に合わせてサービスを展開しています。

食事サービス事業は赤い羽根共同募金の配分金を受け、1食200円を利用者に負担いただき材料費の一部にあてています。

また大垣桜高等学校がある墨俣地区では、年2回、高校生が考案した特別メニューを利用して、お弁当の調理、配達にも関わりって大変好評をいただいています。

～ 笑顔を届ける ふれあい・見守り活動 食事サービスの様子 ～



↑ 調理の様子



↑ お弁当の様子



↑ 配達の様子



↑ 配達の様子（高校生と）

～ 各地区の開催状況 ～

地区名	初回開催日	開催場所	実施日	実施形式	回数	囲む会 実施回数
興文	S55.11.10	総合福祉会館	毎週木曜	夕食・配食	月4回	年2回
北	S56.9.24	青年の家	毎週水曜	夕食・配食/昼食・会食	月4回	年1回
西	S56.11.13	総合福祉会館	毎週金曜	夕食・配食	月4回	年1回
中川	S56.11.19	中川地区センター	毎週木曜	夕食・配食	月4回	年1回
三城	S56.12.2	三城地区センター	毎週水曜	夕食・配食	月4～5回	年1回
南	S58.9.13	総合福祉会館	第2・4月曜	夕食・配食	月2回	年1回
安井	S59.4.19	安井地区センター	第1・2・4火曜	昼食・配食	月3回	年2回
東	S60.11.19	平野学園	第2・4水曜	夕食・配食	月2回	年1回
静里	S61.4.7	西部研修センター	第2・4金曜	夕食・配食	月2回	年1回
日新	S62.6.13	日新地区センター	第1・3金曜	昼食・配食	月2回	年1回
宇留生	S62.11.25	宇留生地区センター	第1水曜・第3金曜	夕食・配食	月2回	年2回
赤坂東	H2.5.25	赤坂東地区センター	第2・4金曜	夕食・配食	月2回	年1回
和合	H2.9.16	和合地区センター	第2・4日曜	昼食・配食	月2回	年1回
赤坂中	H4.9.25	赤坂地区センター	第4金曜	夕食・配食	月1回	年1回
青墓	H5.3.18	赤坂総合センター	第2・4木曜	夕食・配食	月2回	年1回
荒崎	H6.4.21	荒崎地区センター	第3木曜	夕食・配食	月1回	年1回
上石津	H18.4.25	上石津老人福祉センター	第4水曜	夕食・配食	月1回	年1回
墨俣	H18.5.25	墨俣老人福祉センター	第1・3木曜	昼食・配食	月2回	年2回
綾里	H20.10.15	綾里地区センター	第3水曜	夕食・配食	月1回	年1回
江東	H22.4.21	江東地区センター	第3水曜	夕食・配食	月1回	年1回
川並	H23.10.20	川並地区センター	第3木曜	昼食・配食	月1回	年1回



◎これから活動をはじめ方へのメッセージ

33年間続いている活動です。利用者の方にはボランティアさんの笑顔とおいしい手作りのお弁当が好評です。訪問時に異変に気が付き、ボランティアさんの連携により早期に対応ができたこともあります。事業を行なうことで、地域での連携を強めることにもつながっています。

【活動の名称】	配食サービス
【団体名】	笠松ボランティア 松枝ボランティア 笠松町赤十字奉仕団下羽栗分団 [笠松町]
<p>【内容】</p> <p>ひとり暮らし高齢者を対象に月1回開催。(7、8、9月は中止。)</p> <p>毎月1回、各団体により、手作りの食事を作成し、弁当箱を届ける時と弁当箱を回収する時の2回、ひとり暮らしの方との交流を図る。</p> <p>現在は、共同募金の配分金を利用し無料で実施。</p> <p>【今後の展開】</p> <p>月1回の開催のため、回数を増やしての実施について検討。</p> <p>ボランティアの高齢化により、回数の増加は難しい現状。</p> <p>今後、毎食型となれば、業者をお願いすることになる。また、料金も無料ではなく、一部補助にするのか、全額自己負担にしていくのかも検討しないといけない。</p>	

【活動の名称】	京町地区幼児・児童とひとり暮らし高齢者とのふれあい広場	
【団体名】	京町地区社会福祉協議会京町支部	[岐阜市]

【内容】

岐阜市の中心部に位置する京町地区は、岐阜市で高齢化率(40%)が一番高く、社会福祉事業の充実が望まれている地区であります。社会福祉協議会京町支部では、岐阜市社会福祉協議会が推進しているいろいろな福祉メニュー事業を選択し実施しています。その中の一つに「幼児・児童と一人暮らし高齢者とのふれあい広場」事業があります。

この事業は、孤独で家にこもりがちな皆さんの外出支援と仲間づくりを目標に、ひとり暮らし高齢者を京町保育所に招き、園児と歌やお遊びで楽しいひと時を過ごし、お互いのふれあいが深められる事業です。

もう一つは、京町地区子ども会育成会主催の「子どもフェスティバル」事業に、ひとり暮らし高齢者が参加交流し、児童と一緒に学び・遊び・折り紙やプラパンによる作品づくりなどの共同作業を楽しむものです。子どもたちとにこやかに活動される姿が印象的です。このことにより、子どもたちはひとり暮らしの高齢者と顔見知りになり、地域で出会ったときは、自然にあいさつができます。

この交流が終わった後は、社協支部・婦人会・民生委員の皆さんによる手作りの美味しい食事を召し上がりながらこの事業の趣旨や目的を聞き、思い思いの話に花を咲かせふれあいが深まります。「次も来ようね。」との囁きが聞かれ、この事業の価値を強く感じます。



【今後の展開】

京町地区では、ひとり暮らし高齢者に対するいろいろな福祉事業(健康福祉フェスタ・一人暮らし高齢者の見守り・一日招待旅行・緊急時おねがい情報・健康相談(血圧測定・尿検査・相談・健康セミナー)とふれあいいいききサロンなどを推進しています。「ふれあいいいききサロン」事業は、毎月の開催に加え、地域の喫茶店のご協力を得て2回ほどの「出前ふれあいサロン」を開催していますが、新しい仲間がなかなか増えないのが課題です。

今後は、現状を分析し参加者の意見や他地区などの情報を収集し、新しい企画を加え、「つながり、かかわり」を大切にしながら、新しい仲間づくりを考えていきたいと思ひます。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

京町地区は、高齢化率が40%を超え、福祉政策が重要な課題であります。特に、高齢者の孤独死、引きこもり、詐欺や火災事故などから生命を守る手段は、人や地域の「つながり、かかわり」がキーワードであると思ひます。この点からも、校区の小学校で実施されているコミュニティ・スクールはすばらしいシステムであると思ひます。

【活動の名称】	在宅高齢者の話し相手ボランティア活動	
【団体名】	おしゃべり隊	[八百津町]
【内容】	<p>この活動は、地域で生活してみえる高齢者の孤独感の解消や見守りをはかるため、話し相手を希望される方の自宅を訪問してふれあいを図るものです。</p> <p>八百津町内にお住いの方すべてを対象に活動しています。</p> <p>おしゃべり隊は、活動を終えた後、活動日誌を社会福祉協議会に提出します。活動日誌には、見た目の体調状態や福祉課題等があればご記入いただくものとなっています。</p> <p>訪問時には、名札やベストを着用し、自家用車にはマグネットを貼るなどして、活動のPRを図るとともに、訪問販売の業者などに、公的な組織がかかわっていることを視点の面からアピールすることができ、被害の防止も図れます。</p> <p>また、民生児童委員がかかわって見えるお宅については、初回訪問時に同行していただくようにしています。</p> <p>さらに、おしゃべり隊は、必要があれば打ち合わせをして活動の報告や活動方法の点検等を行い、研修会を開催してスキルアップを図ります。</p> <p>【今後の展開】</p> <p>平成24年度に県社協の支えあいの活動づくり支援事業の補助金を活用して立ち上げたおしゃべり隊ですが、今年度から活動をスタートしたため、町民への周知をより一層図るとともに、活動への理解者を増やしボランティア団体として充実するよう本会としても研修会や活動への支援等していきたいと考えています。</p> <p>この活動が定着することによって、地域の高齢者の孤独感の解消・見守り及び福祉課題を吸い上げ、問題の解決や社協としての事業に反映する事にもつながり、地域福祉の増進につなげたいです。</p> <p>より多くのボランティアが地域ごとにグループができていくことによって、ボランティア希望の高齢者宅へのボランティア派遣調整連絡網も作成し、地域ごとにまとめ役も育成していきたいです。</p>	

【活動の名称】	地域福祉懇談会の開催
【団体名】	揖斐川町
<p data-bbox="165 315 256 347">【内容】</p> <p data-bbox="153 365 1426 450">町が策定した地域福祉計画と社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画を推進するため、平成21年度より毎年1回、町内11地区で「地域福祉懇談会」を開催しています。</p> <p data-bbox="153 465 1426 600">地域福祉懇談会は、行政推進員、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア団体、福祉関係者など多数の方に参加していただき、どんなことが地域で求められているのか、何ができるのかを地域住民の方々と一緒になって話し合い、共通の問題意識をもつことを目的にしています。</p> <p data-bbox="153 616 1426 750">毎回、懇談会のテーマを設定し、参加者の皆さんにグループワークで話し合いをしてもらいながら、昨年とはどんな活動ができたか、課題となったことは何か、今後の地区の行動目標はどうしたらよいかなど様々な意見交換をしてもらっています。</p> <p data-bbox="153 766 1426 851">懇談会で話し合われた取組内容や今後の流れについて、地域福祉懇談会報告書として取りまとめ、地域福祉(活動)計画評価委員会へ報告、提案しています。</p> <p data-bbox="153 866 1426 1001">懇談会を機に、地域のネットワーク化をはかるために話し合いを始めた地域やサロンを始めた地域、組織を立ち上げこれから機能する地域も見受けられます。それぞれの足並みは違いますが、住民の意識が変わろうとしています。</p> <p data-bbox="153 1016 1426 1102">今後も、地域福祉懇談会を継続し、具体的な取組や活動事例を紹介しながら、理解と協力を求め、地域における主体的な活動が推進していけるよう、取り組んでいきたいと思っています。</p> <p data-bbox="384 1167 1222 1193" style="text-align: center;">◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆</p> <p data-bbox="153 1263 719 1294">◎これから活動を始め方へのメッセージ</p> <p data-bbox="153 1310 1426 1395">地域福祉懇談会は、今年で5年目を迎え地域で定着しつつあります。地域の生の声を聴いたり、再認識すること、新たに発見することが多いため、今後も継続していきたいと考えています。</p>	

学校における取組

【活動の名称】	ふるさと学習
【団体名】	岐阜市立岐阜小学校 [岐阜市]

本校では、子どもたちに地域社会の一員として、地域の行事などに進んで参加するだけではなく、それらに参画できる子どもたちを育てようとしています。そのために、本校が推進しているコミュニティ・スクールとしての取組とも関わらせながら、子どもたちに次のように地域の人と「つながり、かかわり」ながら体験的な活動を進めています。

■低学年の取組として…地域の高齢者や働いている人たちと関わる。

1年生では、毎年10月から11月にかけて、昔から伝わってきた遊び（おはじき、こま、紙飛行機など）を地域の老人会の方から学びます。1月には地域の幼稚園児などに教えながら一緒に遊ぶという活動を行っています。

2年生では、生活科で地域のお店や工場などを訪ねて、働いている方とふれあいながら、町の様子を知るという「町探険」を実施しています。



■中学年の取組として…花作り・菊作りや銀杏の収穫と配布、総合的な学習の時間では「まち博士になろう！」などを高齢者や地域の方から学ぶ。

3年生では、「まち博士になろう！」という単元で、地域の皆さんから岐阜公園の歴史や岐阜大仏について聞く機会をもち、ふるさとへの誇りを教えてもらいます。

4年生では、地域の老人会の方と共に菊作りを行っています。このお礼も含めて、冬には銀杏の収穫と乾燥させた銀杏を手紙と共に袋詰めして老人会やひとり暮らしの高齢者に贈ります。

また、地元の盲学校の子どもたちと道徳の授業を一緒にやり、遊んだり、思いを聞いたりするなどしながら、同じ世代の障害のある子どもたちの思いを理解する交流をしています。



■高学年の取組として…ふるさとを紹介し、ふるさとに対して自分たちでできる活動を創造する。

5年生では、「ふるさとガイドブックをつくろう。」という単元で、ふるさとを紹介する活動をしています。6年生では、4年生で行った銀杏の取組と重ねながら、道徳の授業でイチョウの木の歴史を母校（本校）への熱い思い（愛校心）と共に卒業生から聞く時間を持ったり、本校の周辺を自ら清掃してくださる地域の方のお話を聞くなどして、自分たちの活動として落ち葉拾いを生み出すなどしています。

このように、子どもたちが住んでいる「ふるさと」を題材にしながら、地域の人たちとふれあい、交流をすすめていくことで、「つながり・かかわり」力を育て、地域社会の一員としての自覚をもたせ、地域の人と共に歩む意識を育てたいと考えています。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

本校が推進している「ふるさと学習」では、様々な点（ゲストティーチャーや訪問・体験する職場の選定、行事への参加、活動への協力など）について、地域の方に協力をいただき子どもに良質な体験をさせたり、活動を進めたりしています。このようになるまでには、コミュニティ・スクールとしての趣旨の理解や共に活動する時間など、地域の方や保護者などと一緒に粘り強く進めていくことが大切だと思えます。

【活動の名称】	福祉学習『共に生きる～高齢者と自分』	
【団体名】	岐阜市立岐阜中央中学校	[岐阜市]

岐阜中央中学校では、生徒が地域や社会と関わりながら、将来を豊かに生きていく力を身に付けていくために、体験的な学習を大切にしています。その中の活動の1つとして、3年生の後期に福祉学習を行い、『共に生きる』ことについて学びます。

『共に生きる～高齢者と自分』の学習では、「高齢者疑似体験」や「高齢者福祉施設での福祉体験」を行います。平均寿命が伸び、誰もが年を重ねて体が思うように動かなくなったり、福祉施設で過ごす機会があるかもしれません。そこで実際の福祉体験学習では、地域にあるデイサービスセンターなどの社会福祉施設に4～5人の班単位で出向き、高齢者の方と一緒にゲームをしたり話をしたりします。こうした体験を通して高齢者理解をすすめ、コミュニケーションの仕方を学びます。地域の14施設の協力のもとで実施するこの学習で、生徒たちは今までの学校生活や家庭生活と違うことをするのではなく、普段の生活のなかで大切にしていることが生かされることを実感します。

この学習を通して、生徒の一人は以下のような感想をもちました。

福祉学習を通して、高齢者になって体が不自由になっても、夢中になれるものがあったり楽しいことができたりすることは、素晴らしいことだと思いました。動かしづらい体でも、何かものを作ったり成し遂げたりしたときの達成感・感動があると思ったからです。いつか私も高齢者のお世話をするようになると思うし、私自身も高齢者になります。その時が何年後になるかはわからないけど、その時にはこの学習を思い出して相手の気持ちになって考えて、助けてまた助けられて生活していきたいです。

心もバリアフリーでみんなが幸せに生きる社会を築く態度をもち、『共に生きる』ことの意味について、深く考え、自信をもって生きていくことを願っています。



◎これから活動を始め方へのメッセージ

岐阜中央中学校は開校2年目になります。生徒たちは、地域の方の温かい支援を日々実感しながら生活をしています。市街地の中心部にある校区は、高齢化率も高いのが現状です。心が若くやわらかいうちに、人と関わる多くの体験をすることが大切だと感じています。

参考資料

- (1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
- (2) 計画策定までのプロセス
- (3) 第二期岐阜県地域福祉支援計画の成果と課題
- (4) 県内の制度外サービス提供状況一覧表（市町村別）
- (5) 地域福祉に関する県民意識調査の結果
- (6) 地域福祉に関する岐阜県の概況

(1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会

■岐阜県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画（以下、「市町村計画」という。）の達成を計画的に支援する岐阜県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という。）を策定するため、岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画及び市町村計画の達成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループを設置する場合は、事前にメンバーを定める。
- 3 ワーキンググループを設置する場合は、座長を置き、地域福祉国保課長をもって充てる。
- 4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉国保課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

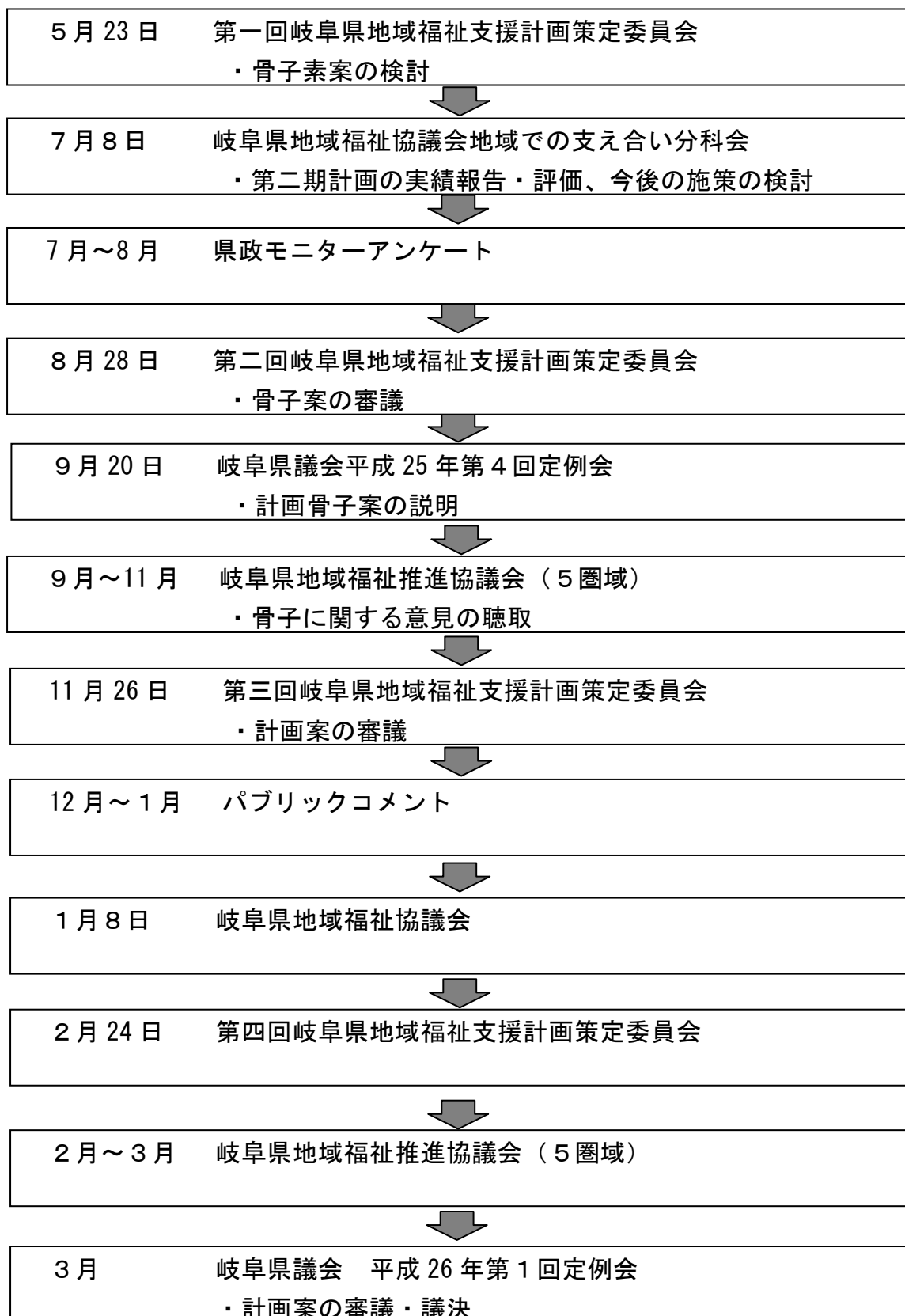
この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

■岐阜県地域福祉支援計画策定委員名簿（別表1）

（敬称略）

氏 名	所属・役職	備考
安藤 千秋	可児市健康福祉部 次長兼福祉課長	
今井 幹生	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 専務理事兼事務局長	
江崎 隆雄	岐阜県民生委員児童委員協議会 代表	
小林 月子	岐阜大学教育学部 教授	委員長
斉藤 浩昭	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部長	
長谷川武司	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会 地域福祉グループ長	
服部 吉彦	岐阜県小中学校長会 代表	

(2) 計画策定までのプロセス



(3) 第二期岐阜県地域福祉支援計画の成果と課題

1 支え合いの地域力を高める「環境づくり」

① 市町村地域福祉計画の策定状況

これまでの策定支援により、市町村地域福祉計画はすべての市町村において策定されました。

一方で、地域ごとに福祉サービスの提供方法や主体が多様化してきている現状を鑑みると、市町村が地域の実情に応じた柔軟な施策展開により計画の実行性が高められるよう、様々な事例や情報の提供、情報交換の場の提供などを通じ、引き続きその実践支援を行うことが必要です。

■ 市町村地域福祉計画策定済みの市町村の数

項目	H20	H25目標	H25実績	目標達成率
計画策定市町村数	36	42	42	100%

② 地域での支え合いによる制度外サービスの提供状況

第二期計画で整備・充実を図ってきた6つの地域での支え合いによる制度外サービスは、目標達成に至っていない項目もありますが、いずれの項目も実施率が増加しています。

しかしながら今後福祉サービスの需要はますます高くなることから、地域での支え合いによる制度外サービスにおいても、その担い手に対する支援の強化と、特に住民のニーズが高い「見守りネットワーク活動」と「助け合い（生活支援）活動」の重点的な普及による効果的な実施などにより、更なる普及・拡大を目指す必要があります。

■ 地域での支え合いによる制度外サービスの提供状況

項目	H20	H25目標	H25実績	目標達成率
見守りネットワーク活動実施率	50.8%	100%	68.5%	68.5%
要援護者支援マップづくり実施率	31.0%	100%	90.5%	90.5%
ふれあいサロン活動実施率	41.9%	70%	77.6%	110.9%
住民参加による配食サービス実施率	46.6%	60%	47.8%	79.7%
助け合い（生活支援）活動実施率	7.1%	20%	17.8%	89.0%
宅幼老所の運営の実施率	9.9%	25%	11.5%	46.0%

2 地域福祉の担う「人づくり」

① ボランティア人材の育成

県社協と市町村社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動の振興に向けた支援を行っています。今後も地域におけるボランティア活動振興拠点として、ボランティアセンターの機能強化が必要です。

■ ボランティアの人数とボランティアセンターへの登録団体数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ボランティアの人数	94,587	96,952	119,072	119,072	112,321
ボランティア団体数	2,139	2,214	2,269	2,269	2,491

■ ボランティアセンター実践検討会議の開催実績

	21年度	22年度	23年度	24年度
参加者数（人）	34	35	33	35

■ 災害ボランティアコーディネーター講座開催実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開催日数（日）	3	2	2	2	—
参加者数（人）	159	67	64	120	—

② 福祉・介護人材の育成

県福祉人材総合対策センターにおいて、体系的な研修を実施し社会福祉従事者の育成と資質向上を行っています。今後も質の高い福祉サービスの提供が求められることから、引き続き中長期的な視点に立った社会福祉従事者の養成と資質の向上への取組が必要です。

■ 社会福祉従事者への研修実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
課程数	24	23	23	22	22
参加者数（人）	2,142	2,323	2,822	2,486	2,841
研修日数（日）	54	44	55	53	50

3 地域福祉サービスの「基盤づくり」

① 相談体制の整備

障がい者関係の相談件数が増加し、相談内容も生活課題の複雑化とともに困難なものが増えています。引き続き関係機関の連携を強化し、あらゆる相談内容に対する的確に福祉サービスに繋げられる体制の整備が必要です。

■ 県福祉総合相談センターにおける相談件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
高齢者関係	396	302	198	145	162
障がい者関係	787	465	1,000	1,219	1,404
児童関係	5	10	10	1	1
女性関係	225	66	219	210	19
その他	292	354	595	399	118
計	1,705	1,197	2,022	1,974	1,704

② 日常生活自立支援事業の実施

日常生活自立支援事業は、年々利用者が増加しています。しかしながら、認知症高齢者や障がい者の総数から考えると、十分に事業が活用されているとは言えない状況です。必要な方に適切な支援が行えるよう、引き続き事業の周知、普及とともに相談の対応など支援体制の強化が必要です。

■ 日常生活自立支援事業の利用件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
認知症高齢者	74	87	67	85	96
知的障がい者	12	25	23	18	20
精神障がい者	14	17	14	18	35
その他	7	17	9	15	13
計（新規契約件数）	107	146	113	136	164
（契約終了件数）	(71)	(78)	(96)	(113)	(112)
年度末契約件数	355	423	440	463	515

③ 福祉サービスの適切な運営

県運営適正化委員会の運営への支援を通して、福祉サービスに関する苦情の適切かつ円滑な解決体制の整備に取り組んでいます。福祉サービスを提供するすべての事業者において、苦情解決責任者や第三者委員の配置がなされるよう、引き続き取組が必要と考えます。

■ 県運営適正化委員会における苦情受付件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	75	70	49	52	69
うち苦情受付	35	33	18	24	44
解決の結果					
相談援助	26	29	17	21	39
照会伝達	6	2	1	1	2
その他	3	2	0	2	3

(4) 県内の制度外サービス提供状況一覧表（市町村別）

（平成25年10月1日現在）

区分	見守りネットワーク活動				配食サービス				生活支援活動				サロン															
					主目的が訪問安否確認であるもの		左記以外		家事・軽作業等援助（掃除、洗濯、草取り、簡単な大工仕事等）		外出支援活動（買物、病院等外出時の付添等）※「車」は車の運転含む		高齢者対象		健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの											
実施主体	市町村	市町村協	市町村協 自治会等 (NPO等) その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等 (NPO等) その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等 (NPO等) その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等 (NPO等) その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等 (NPO等) その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等 (NPO等) その他										
岐阜市	○			○			○											○										
大垣市		○	○		○					○			○					○										
高山市	○	○	○	○						○			○					○										
多治見市	○						○			○			○					○										
関市	○									○					○													
中津川市				○	○	○				○								○										
美濃市				○		○				○			○					○										
瑞浪市				○						○			○					○										
羽島市		○	○		○					○			○					○										
恵那市	○				○		○			○			○		○		○	○										
美濃加茂市	○					○				○			○					○										
土岐市		○	○		○					○								○										
各務原市	○			○					○	○			○					○										
可児市				○						○			○		○			○										
山県市	○				○		○			○			○			○		○										
瑞穂市	○	○	○		○		○											○										
飛騨市	○	○	○		○					○			○		○		○	○										
本巣市	○				○					○			○					○										
郡上市		○			○					○			○					○										
下呂市	○	○	○			○				○					○	○	○	○										
海津市	○				○					○			○		○			○										
岐南町	○		○							○			○					○										
笠松町							○			○			○					○										
養老町			○		○			○		○			○					○										
垂井町		○	○		○		○			○				○				○										
関ヶ原町	○							○		○			○					○										
神戸町				○						○								○										
輪之内町					○					○								○										
安八町				○		○				○				○				○										
揖斐川町		○	○		○					○			○		○			○										
大野町					○					○				○				○										
池田町					○					○				○				○										
北方町	○				○					○								○										
坂祝町					○					○			○					○										
富加町	○							○						○				○										
川辺町	○				○					○			○					○										
七宗町						○												○										
八百津町	○					○				○				○				○										
白川町	○	○			○					○			○		○			○										
東白川村	○				○					○			○					○										
御嵩町	○	○			○					○			○					○										
白川村			○				○			○				○		○		○										
合計	22	10	33	3	17	12	15	7	6	3	4	9	24	3	10	20	15	11	7	19	7	9	4	3	4	15	31	13
																		うち車										
																		(10)	(6)	(5)	(15)							

※この表の○は、当該市町村内に該当する活動があることを示すもので、市町村全域を対象とした活動が行われているとは限りません。
 ※サロンのうち、健康増進とふれあいの両方を目的としているものは、主要な目的の方にのみ○を記入しています。
 ※1つの活動に複数の主体が関わる場合は、実際の活動で中心となる主体にのみ○を記入しています。

区分	サ ロ ン																							
	障がい者対象				児童対象				その他(親子・高齢者と児童等)															
	健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの		健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの		健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの													
実施主体	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他										
岐阜市								○				○	○	○	○	○	○							
大垣市													○			○	○							
高山市				○			○	○		○	○	○	○		○	○	○							
多治見市					○											○	○							
関市																○	○							
中津川市				○					○															
美濃市																○	○							
瑞浪市															○									
羽島市																								
恵那市				○	○			○							○	○	○							
美濃加茂市									○						○	○								
土岐市																								
各務原市				○								○												
可児市																○	○							
山泉市				○													○							
瑞穂市					○											○	○							
飛騨市											○					○								
本巣市																								
郡上市												○												
下呂市												○					○							
海津市							○								○									
岐南町								○				○												
笠松町																								
養老町																○								
垂井町															○									
関ヶ原町															○									
神戸町															○		○							
輪之内町																								
安八町																								
揖斐川町	○			○			○								○									
大野町							○										○							
池田町							○					○				○	○							
北方町																	○							
坂祝町												○			○		○							
富加町																								
川辺町															○									
七宗町																								
八百津町															○									
白川町				○					○							○	○							
東白川村															○		○							
御嵩町										○					○									
白川村				○				○									○							
合計	0	1	0	1	3	6	1	6	0	1	2	0	5	3	2	7	1	1	1	2	14	8	11	10

(5) 地域福祉に関する県民意識調査の結果

県政モニター636人を対象に実施した地域福祉に関するアンケート結果です。

【調査対象など】

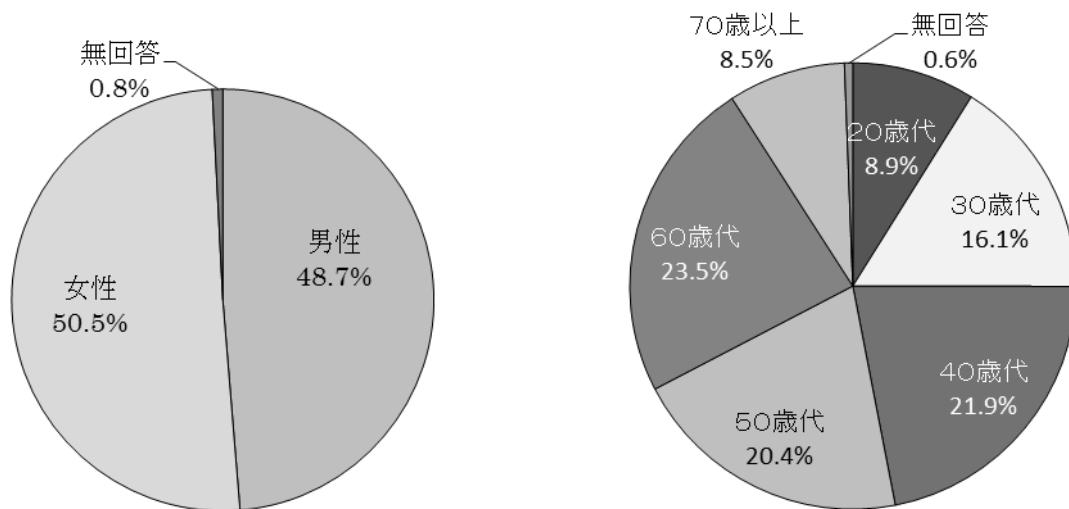
調査対象：県政モニター636人（うちインターネットモニター342人）

調査方法：郵送及びインターネット

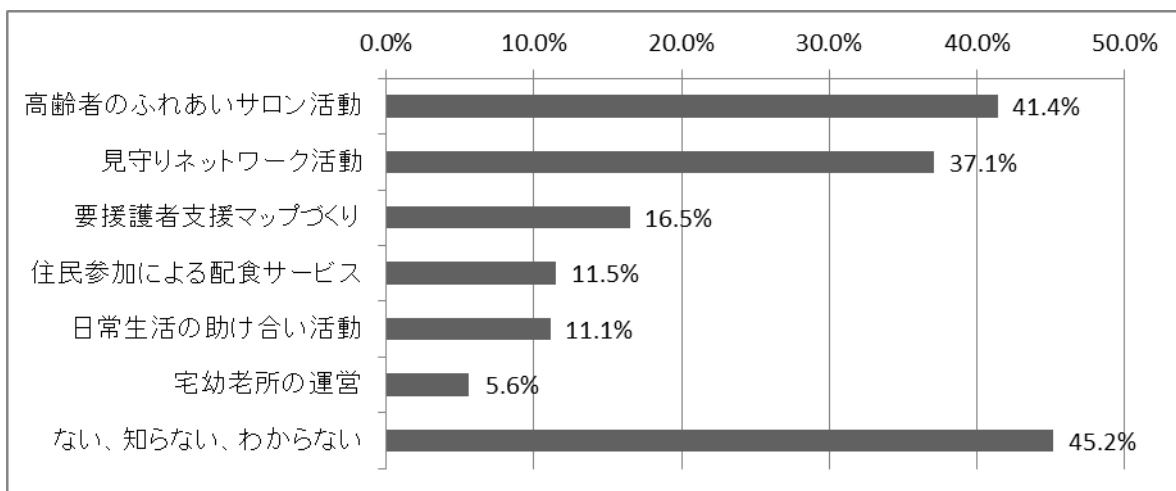
調査機関：平成25年7月中旬から8月上旬

回収結果：515人（回収率81.0%）

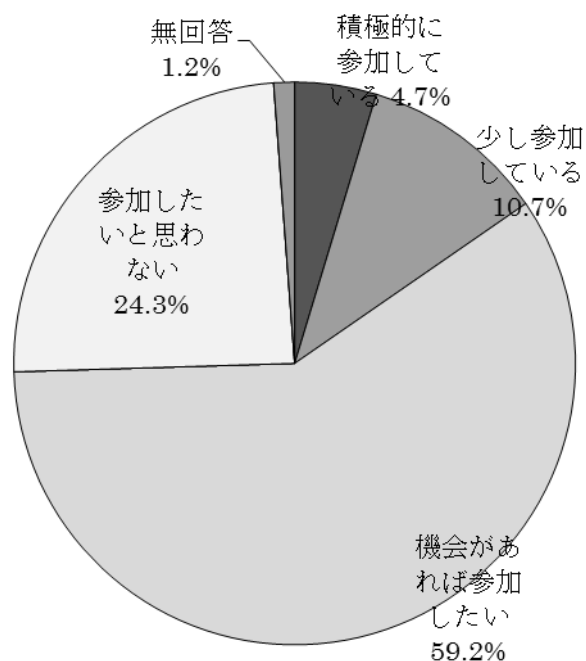
構成比はパーセントで表し、小数点以下第二位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。



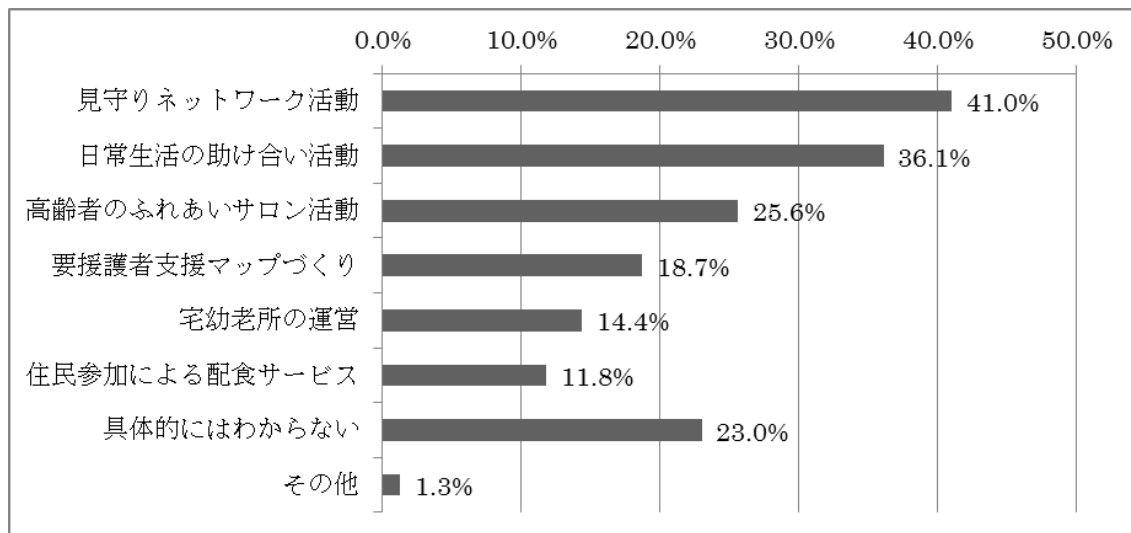
問1 あなたの住まいの地域には、次のうちの活動がありますか。(複数回答)



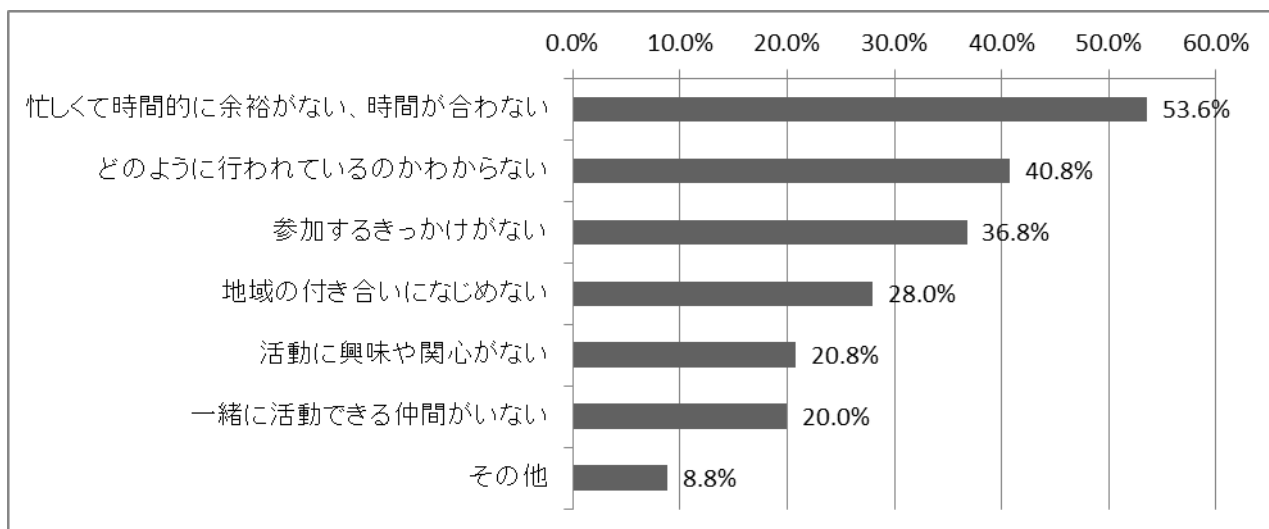
問2 問1の活動について、あなたは今後参加(利用を含む)したいと思いますか。



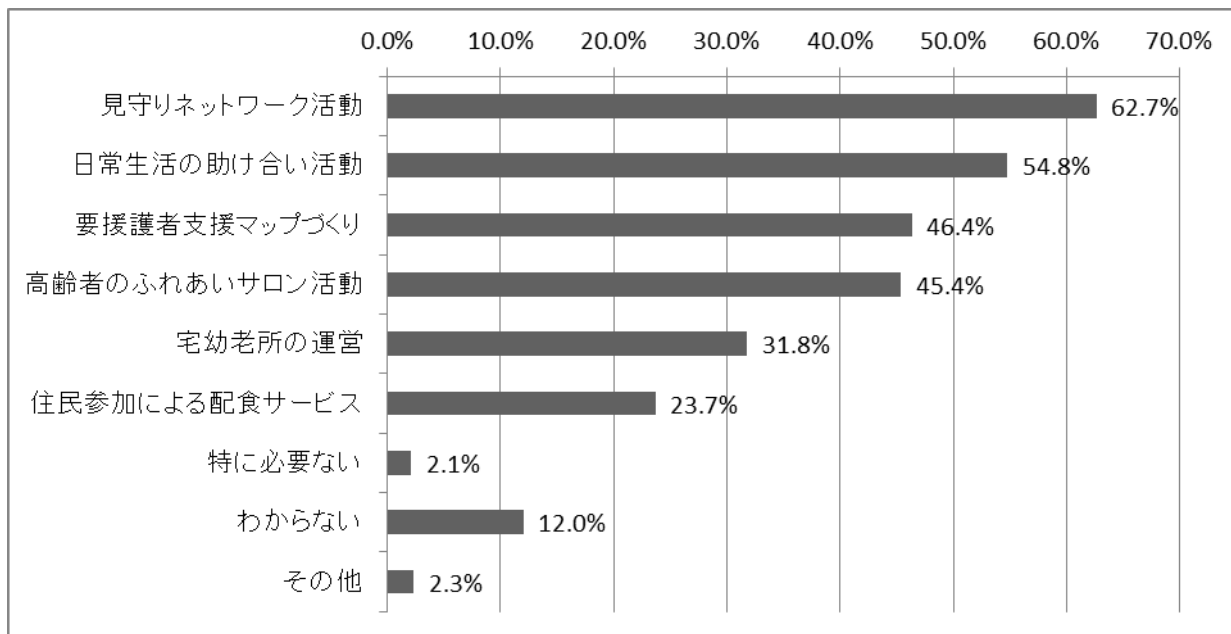
問3 (問2で「機会があれば参加したい」と答えた方) あなたはどの活動に参加してみたいと思いますか(複数回答)



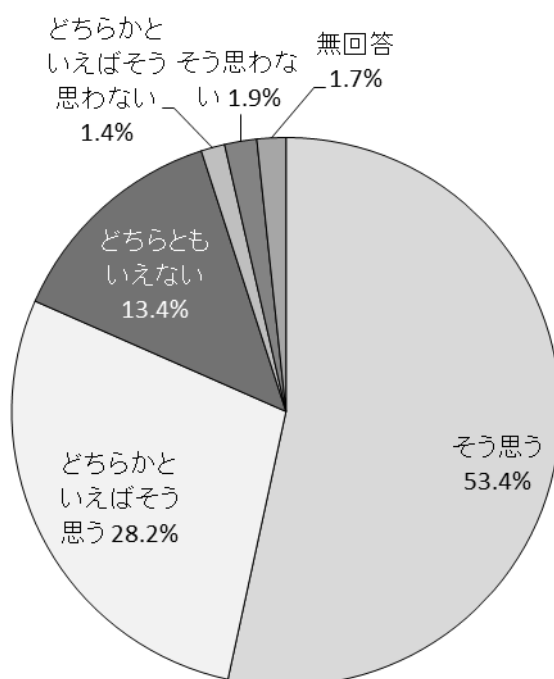
問4 (問2で「参加していない、参加したいと思わない」と答えた方) あなたが活動への参加(又は利用)に消極的な理由はなんですか。(複数回答)



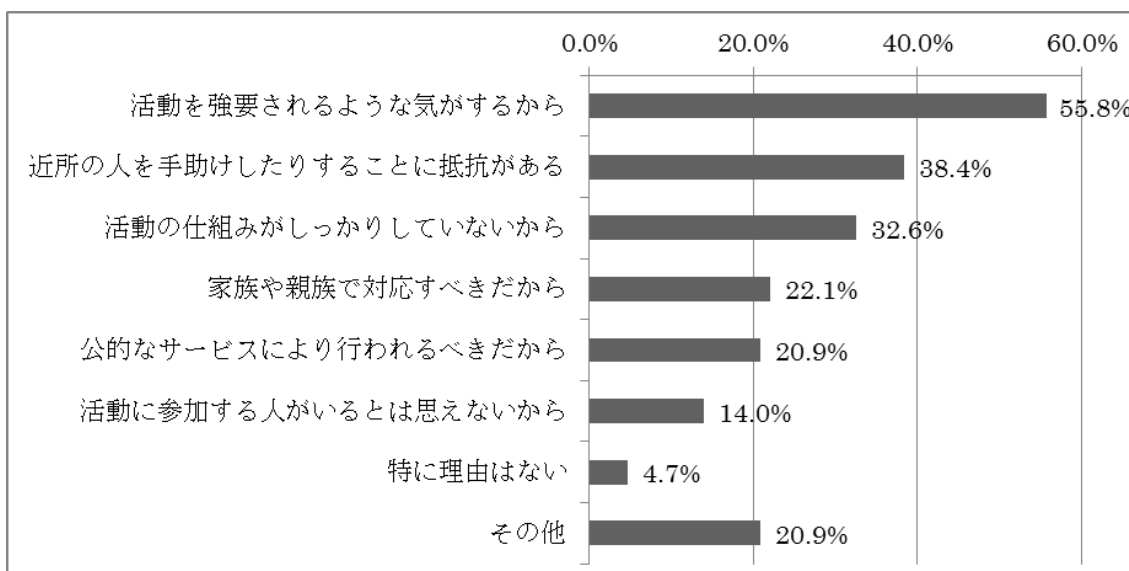
問5 現在あるものも含めて、あなたの地域で今後必要だと思う活動はどれですか。



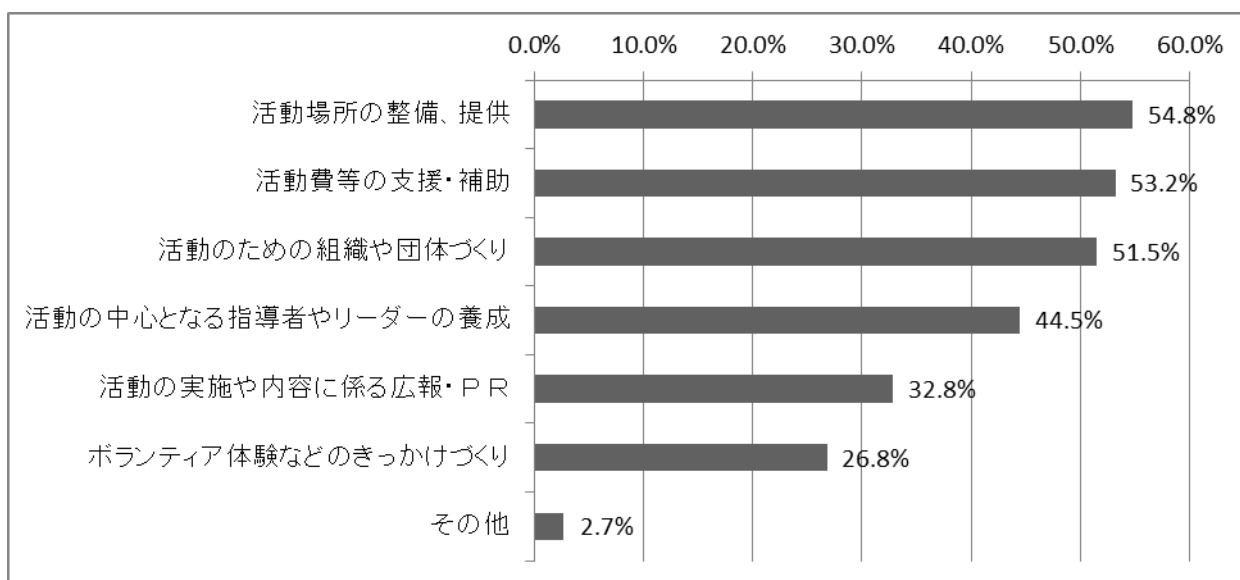
問6 地域におけるさまざまな福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、「住民同士が日常において助け合い、支え合いながら生活するための活動を推進することが必要である」との考え方があります。これについて、あなたはどのように思いますか。



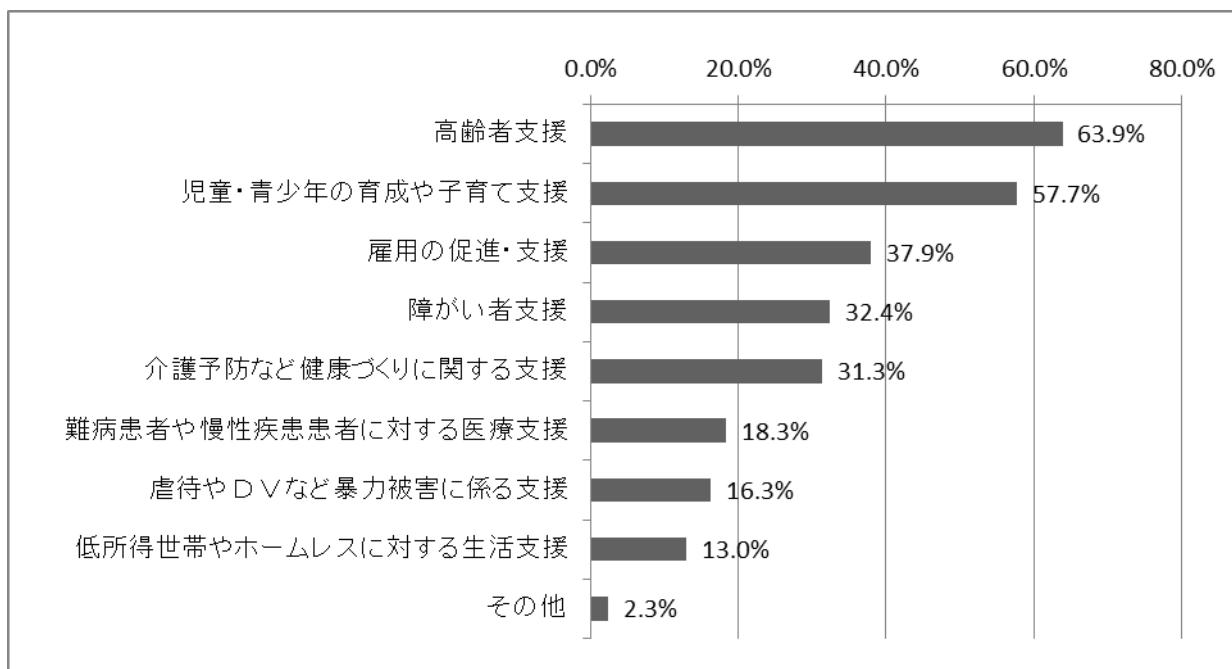
問7 (問6で、「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた方) その理由はなんですか。(複数回答)



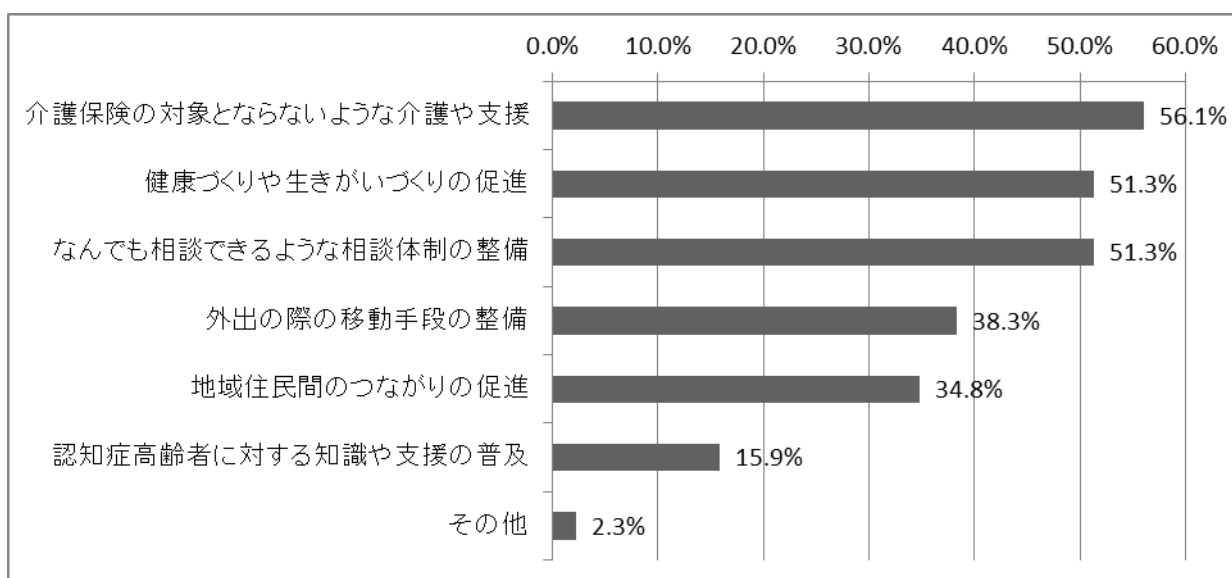
問8 住民参加による地域での支え合い活動を普及するために、行政(市町村・県)が重点的に行う必要があると思うものはどれですか。(複数回答)



問9 お住まいの地域福祉の充実を図るために、県が重点的に取り組む必要があると思う項目はなんですか。（複数回答）



問10 高齢者支援として、行政（市町村・県）が重点的に取り組む必要があると思う項目は何ですか。（複数回答）



(6) 地域福祉に係る岐阜県の概況

項目	状況	調査日
人口	2,054,349 人	平成 25 年 7 月 1 日
世帯数	744,471 世帯	平成 25 年 7 月 1 日
高齢化率	25.9%	平成 25 年 7 月 1 日
民生委員・児童委員の人数	4,484 人	平成 25 年 12 月 1 日
(うち、主任児童委員の人数)	508 人	平成 25 年 12 月 1 日
福祉委員の人数	7,766 人	平成 25 年 10 月 1 日
自治会の数	8,529 自治会	平成 25 年 10 月 1 日
小学校区の数	381 小学校区	平成 25 年 10 月 1 日

